

会報

第 125 号

◇エッセー

大学町ルンド 田中郁三東京工業大学長

■諸会議事要録

理事会

総会

事務連絡会議

第1常置委員会

第2常置委員会

第3常置委員会

第4常置委員会

第5常置委員会

第6常置委員会

医学教育特別委員会

教員養成制度特別委員会

大学院問題特別委員会

特別会計制度協議会

■要望書

推薦入学制度の適切な活用について（要望）

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

■資料

国立大学保健管理センターの充実と改善に関するアンケート調査報告

国立大学協会

平成元年8月

会報

平成元年 8 月 第125号

第39卷第3号通卷第125号

平成元年 8 月号

国立大学協会

●エッセイ		
大学町ルンド	東京工業大学長 田中 郁三	5
【事業報告】		
●諸会議議事要録（平成元年 5 月～ 6 月）		
理事會 (6.7)		9
会務報告		
協議		
昭和63年度国立大学協会歳入歳出決算について		
特別委員会委員の交代について		
理事候補者について		
常置委員会委員（代表者）候補者の選考について		
常置委員会委員（教員）の選任について		
第84回総会の日程について		
各委員会委員長報告と協議		
入試について		
理事會 (6.13)		17
会長，副会長の互選について		
常置委員会委員（代表者）候補者の確認について		
監事候補者の選考について		
第84回総会〔第 1 日目〕 (6.13)		18
会務報告		
協議事項		
昭和63年度国立大学協会歳入歳出決算について		
平成元年度国立大学協会歳入歳出予算（案）について		
理事の選任について		
各委員会委員長報告と協議		
会長，副会長選出の結果報告		
常置委員会委員の選任について		
各地区学長会議の状況報告		
入試について		
当面する諸問題について		
第84回総会〔第 2 日目〕 (6.14)		30
各常置委員会の委員長選出結果報告		
監事の選任について		
常置委員会委員長の報告		
第85回総会の日時・場所について		
第51回事務連絡会議 (6.16)		33
総会状況報告		
大学入試センター連絡事項		
文部省等連絡事項		

第1 常置委員会 (6.14)	40
委員長の選出について	
教員委員の選任について	
技術職員の問題について	
“陽の当たらない” 研究分野の問題について	
要望書について	
大学評価の問題について	
第2 常置委員会 (5.26)	43
身体に障害を有する入学志願者との事前協議について	
平成2年度大学入試センター試験について	
第2 常置委員会 (6.14)	44
委員長の選出について	
報告事項 (全国高等学校長協会との懇談について)	
教員委員の補充について	
身体に障害を有する入学志願者との事前協議について	
今後の審議課題について	
第3 常置委員会 (5.11)	46
今年度の就職問題について	
理工系学生の就職問題について	
健康管理センターの充実と改善に関するアンケート結果について	
学生の国民年金について	
第3 常置委員会 (6.14)	51
委員長の選出について	
委員会の審議事項について	
第4 常置委員会 (5.16)	52
専門委員の委嘱について	
前回委員会以降の状況について	
教室系技術職員の組織化と研修の現況に関するアンケートについて	
要望書について	
第4 常置委員会 (6.14)	54
委員長の選出について	
教室系技術職員の組織化と研修の現況に関するアンケートについて	
今後の検討課題について	
第5 常置委員会 (5.23)	55
平成元年度外国学長招致国について	
平成元年度国際交流予算について	
第5 常置委員会 (6.14)	58
委員長の選出について	
委員会の審議事項について	

第6常置委員会(5.10)	61
平成2年度概算要求の取扱いについて	
第6常置委員会(6.14)	63
委員長の選出について	
委員会の審議事項について	
医学教育に関する特別委員会(5.15)	65
卒後臨床研修における国立大学医学部附属病院の体制について	
卒後臨床研修と研究, 大学院について	
教員養成制度特別委員会(5.18)	67
アンケート調査の内容・方法について	
大学院問題特別委員会(5.22)	68
大学院に関する今後の検討課題について	
特別会計制度協議会(5.11)	70
平成2年度国立学校特別会計予算の取り扱いについて	
■第84回総会国立大学協会事業報告	72
諸会合(各委員会主要審議事項)	
要望書その他の諸活動	
要望書の受理	
刊行物	
■諸 会 合(平成元年5月～6月末までの開催会議)	77
【要 望 書】	
推薦入学制度の適切な活用について(要望)	78
国立大学教官等の待遇改善に関する要望書	79
【資 料】	
国立大学保健管理センターの充実と改善に関するアンケート調査報告 ...	81
【名 簿】	
理事会	87
常置委員会(第1, 第2, 第3, 第4, 第5, 第6各常置委員会)	87
特別委員会(医学教育/教養課程/大学院/学術情報/教員養成/ 入試改善)	90
特別会計制度協議会	93
【そ の 他】	
学長等の異動	94

編集後記

大学町ルンド

東京工業大学長 田中 郁三

Essay

この春のことである。国大協の招きでスウェーデンから三大学の学長が来日された。ストックホルム大学、ヨーテボリ大学とルンド大学の学長（vice-chancellor）の方々である。いくつかの大学および研究所へ訪問視察された様子は会報の第124号に記載されている。また最後に国大協主催の懇談会が開かれたが、その時の意見交換についてもくわしくまた興味深くのせてある。

スウェーデンと日本との関係はアメリカやイギリス、ドイツ、フランス等に比べて質的にも量的にもそう密接というわけではない。しかし大学での教育研究をはじめ運営の面で、似た苦労と努力がはらわれていることには深い印象を受けた。

この8月の初旬に10日間許り国際純正応用化学連合（IUPAC）の会議がルンド大学で行われた。そこで日本でお会いしたルンド大学のホーカン・ヴェストリング学長との懇談の機会を得た。

スウェーデンの南に位するスコーネ地方の人口25万の第1の都市マルメのすぐそばにルンドの大学町がある。マルメには有名なシェーヴァール、ヴァールー夫妻の推理小説「サボイ・ホテルの殺人」にあるサボイホテルがすぐ中央駅の向かいに落ちついた風情で建っている。マルメに着いたときはたまたまフェスティバルの期間で、北欧風のお祭りに出会う機会にめぐまれた。

ルンド大学はルンドとマルメの2つの都市にまたがり、スウェーデンばかりでなくスカンジナビアにおいて高等教育機関と研究の規模として最大となっている。歴史的にはウプサラ大学から約200年遅れて1666年

に創立された。

1666年創立のときからの学長の肖像画が並んでいる評議会室などを案内していただいた後、学長室で大学のかかえている諸問題について種々話しをうかがった。私にとって一番印象的であったのは、いくつかの異なった問題はあっても、現代の大学のもっている問題の大綱は変わらないことであった。ルンド大学は300年以上の歴史をもっているとしても、今日の規模になったのはほんの最近20年、特に1977年に合併も含めて再編成をしてからである。学生数が大学院学生3,800名を含めて、25,000名、外国人留学生が1,500名である。教職員の数は約7,000名である。

最初の話は学生の中で成人の数が多きこと、すなわち成人教育の問題であった。これについてはスウェーデンがこの問題についての先進国であるとの知識はもっていたので、その実情について尋ねた。1977年の再編成した頃から急速に年齢層が高くなったこと、恐らく24歳より若い層は今や半分を割っているとのことであった。理工系についていえば、その学問、技術水準の進展が余りに急激のために、企業の科学技術者が絶えず再教育を望むことと、また大学側にとってもそのカリキュラムをつねに新しいものに改善していく努力が不可欠であることを強調された。我が国の社会と大学教育の関わりは18歳人口の今後の推移、企業教育に対する考え方と実施面の変化、また大学側が生涯教育にどう対応していくかにかかっているであろう。

ヴェストリング学長の専門は臨床生理学であるが、多くの分野について理解をもたれ、また魅力のある人柄である。そこで日本で発言されたことと同じことを言われた。医学系もしくは理工系の学生の視野の狭さと心の狭さの心配である。日本での発言では、日本は一般教育を含めて幅の広い視野をもつように努力されているので、それを参考にして改善に努めたいと若干外交辞令を含めて答えられている。然しながら、我が国の高等教育のもっとも難しい問題が一般教育であろう。一般教育について最近大学審議会の中間報告においても、大学の自主的な判断に大きくまかされることになった。その点今後大学の努力に期待されるが、一般教育で視野の狭さを直すことができても、心の狭さについてはそう容易でないであろう。

Lund大学に限らずスウェーデンの大学が、日本の大学、文化に私達が思っている以上に興味をもっていることに驚いた。スウェーデンも我が国と同じく外国留学生に対し語学の問題がある。勿論若者が殆んど英語を理解する点で我が国とは大きく異なっている。今後スウェーデンとの国際交流の盛んになることが期待されるが、特にスウェーデンから日本への道が広くなることを確信している。語学を始めその道の舗装をどうするかが私ども受け入れ側の義務であろう。

Lund大学はスウェーデンの他の国立大学と同じく、その財政は多く国に依存している。国以外からの援助は全体の11%に過ぎない。然し1982年からLund大学、スコーネ商工会議所などの協力で大学・企業共同財団（SUN）が発足し、大学と企業の協力事業が始まった。すでに50以上の開発プロジェクトが進行しており、そのうちの最も大きいものはLundとマルメにある研究地帯イデオン（IDEON）である。

そのなかの大きい存在である化学センターは北ヨーロッパの1つの屋根の下最大の化学研究機関であるといつてよい。化学、バイオテクノロジー、食品工学などの教育と研究をするために20学科が共同してつくれた巨大なものである。

その話しをされたヴェストリング学長の次の言葉が今でも心に残っている。「人間は怠惰なもので、本当の協力は一つの屋根の下でする必要がある。」

私共が大学に入った時代から今日に至るまで、多くの大学は量的に拡大の道を歩んできた。学科或いは学部も1つの建物から複数の建物へ、またキャンパスも1つからいくつかの離ればなれのものになっていった。幸いいくつかのキャンパスが1つに集中することのできた大学もある。然し多くの大学は1つの屋根の下、1つのキャンパスでないためにどれ程意思の疎通を欠いてきたか簡単に言葉では尽せない。情報工学の発達でこの障害を取り除くべく種々努力がはられよう。然し衛星を用いても光ファイバーを用いてもなかなか本質的な解決を得ることは難しい。

ヴェストリング学長としばらく話し合いをした後お暇をした。それからLundにいる間、今まで心にきざまれて時折思い出す言葉のいくつかを頭をよぎっていった。その殆んどはその折々に人から聞いた言葉であ

る。

「過ごした職場は家賃が高かった。」立派な研究をし、またよい弟子にめぐまれ、社会からも高く評価されている方の言葉である。外見はうらやましくみえても、本人の職場、地位、名声は内からも外からも絶えず強い批判を受け、それに答えるだけの実力と努力が常に要求されている。

最近大学設置基準の大綱化が大学の教育研究水準の低下にならないよう、大学評価のシステムを確立する必要が叫ばれている。大学評価は自らが行うと同時に他から客観的に行うべきものであろう。システムを具体的に確立することも必要であるが、私達の周囲は黙ってはいても鋭い眼で常に眺められている。大学も教員本人も自動的に評価システムのなかにあり、評価の高い場所程家賃が高いのではあるまいか。

「学者は1つの事を一生かかって学ぶものだ。」この言葉を聞いたのは相当昔のことである。学者になる人は昔から一番よく出来る人とは限らなかつた。しかし一生かかって1つの事を学び研究するから他の人が真似できないものをもつのであろう。学長になっても少しでも従来の学問を続けられたらと始めは考え、また希望した。然しこれは甘い間違つた考えであることが分つた。やはり研究室で皆とゼミをし、実験結果について議論する日々でなければ、とても従来の学問を続けていくことはできないと知つた。

国際的にも研究のなかにプロジェクト研究の割合が増えてきた。自分の従来からの研究を遂行するために当然ながら多くの研究費が必要となる場合がある。このとき自分に若干でも関係しそうなプロジェクトに所属して、研究費を得ようと努力することが多い。アメリカ等でこのことをコントーション（ねじること、寄り身にかまえる）と相当の皮肉をこめて呼ぶ。勿論プロジェクト研究に参加して、そこから幸運に研究に大きい芽が育つこともある。その反対に多くの研究費をもらっても研究が大きく横にそれ、すじの通つた優れた研究が進んでいない実例もしばしば見受ける。我が国での研究環境も方策も国際的なものと同じ方向を歩んでおり、それに対応する判断は研究者自身にまかされている。

いろいろな反省と期待を胸にして、通り雨の多い涼しい日が続いた大学町ルンドを後にした。

事業報告

諸会議議事要録

理 事 会

日 時 平成元年6月7日(水) 13:30~16:50

場 所 学士会分館6号室

出席者 田中会長代行
熊谷副会長

伴, 東野, 大谷, 前川, 吉田, 有馬, 川井, 北條, 本陣, 早川, 丸井, 西島, 新野,
粟屋, 久保田, 木村, 高橋, 土山, 志賀各理事

松角(第3), 野村(第4)各常置委員会委員長

関(教員養成), 小林(学術情報), 久佐(教養課程)各特別委員会委員長
阪上監事

(大学入試センター)有江所長, 田保橋副所長

田中会長代行主宰のもとに開会。

初めに, 会長代行から次のように挨拶があった。

本日はご多忙のところご出席いただき, 厚くお礼申し上げます。本理事会は来る6月13, 14の両日開催される総会に付議する国大協の昭和63年度決算及び役員・委員の改選案などをご審議願うほか, 各委員会からのご報告と協議をお願いするためにお集りいただいた。よろしく願います。

初めに, 学長交代により初めてご出席の理事, 監事の方々をご紹介します。(次のとおり)

(前 任) (後 任)

理事 東北大学 石田名香雄 大谷 茂盛

〃 東京大学 森 亘 有馬 朗人

監事 東京農工大学 喜多 勲 阪上 信次

なお, 委員会報告のため各特別委員会委員長にご出席いただき, また, 大学入試センター試験についてご説明いただくため, 後刻, 大学入

試センターの有江所長にもご出席願うので, ご了承いただきたい。

ご欠席は, 第5常置委員会委員長の長東京外国語大学長と監事の加納東京医科歯科大学長である。

ついで, 事務局より配付資料の説明があったのち, 議事に入った。

I 会務報告

会長代行より, これについては「資料4」にその概要が記されているが, ここではその要点をご報告することとしたい旨述べられ, 以下の事項について報告があった。

1. 特別会計制度協議会について

去る5月11日, 特別会計制度協議会が開催され, 文部省から平成元年度予算の概要について説明があったほか, 国大協から, 国立大学特別会計への一般会計繰入れの増額, 留学生関係予算の整備充実, 学生納付金の増額改

定についての慎重な配慮等について要望し、種々意見の交換を行った。

2. 全国高等学校長協会との懇談会について
全国高等学校長協会から申し入れがあったので、来る6月22日、入試について、同協会会長ほか数名と懇談会を開催することとした。
3. 日教組との会談について
 - (1) 日教組大学部からの申し入れにより、去る4月21日、平間事務局長が大学部榎本執行委員ほか数名と会見し、教職員の待遇改善に関する要望について懇談した。
 - (2) 同じく日教組大学部からの申し入れにより、去る5月16日、第4常置委員会の野村委員長及び小出委員が大学部の石井副委員長ほか数名と会見し、技術職員問題について懇談した。
4. 国大協宛要望書について
前理事会以後、本協会宛提出された要望書等は、「資料5」のとおりであり、関係委員会に回付したので、ご報告する。

II 協 議

1. 昭和63年度国立大学協会歳入歳出決算について

会長代行から、昭和63年度国立大学協会歳入歳出決算についてお諮りしたいと述べられ、ついで、事務局長から「資料6」の決算報告について説明があった。

この説明があったのち、阪上監事より、会計監査の結果適性に処理されている旨の報告があり、これについて審議の結果、異議なく承認され、これを6月総会に付議し追認を得ることとした。

2. 特別委員会委員の交代について

会長代行から、特別委員会委員の交代について学術情報特別委員会から「資料7」のとおりお申し出があったので、このとおり選任してよろしいかと諮られ、異議なく承認された。

なお、第1常置委員会委員長が石田東北大学長から新野神戸大学長に交代した旨の紹介があった。

3. 理事候補者について

会長代行から次のように述べられた。

前回の理事会の際にご依頼した各地区世話大学から、各地区において互選された新理事候補者について「資料8」のとおり報告があったので、この名簿のとおり来る総会に提案してよろしいかお諮りする。

これについて協議の結果、これを総会に提案することを承認した。

4. 常置委員会委員（代表者）候補者の選考について

会長代行から次のように述べられた。

常置委員会委員（代表者）候補者の選考については、副会長と協議し「資料9」の案を得たので、これを来る総会に提案してよろしいかお諮りする。

これについて、特に異議なく承認されたので、これを総会の際新理事会で再確認のうえ総会に付議することとした。

5. 常置委員会委員（教員）の選任について

会長代行から次のように述べられた。

常置委員会委員（教員）は、従来、6月総会前の理事会において選任していたが、先の3月

の理事会で、来る総会において新しい常置委員会が発足したのち、新委員長の下で選考を行うことが了承されたので、「資料10」のとおり の取扱案で、秋（10月乃至11月）の理事会で選任することにしたいので、お諮りする。

これについて、秋の改選期までの間教員委員が空席になることに疑義が出され、協議の結果、各委員会の現教員委員については、秋の改選期までその任に当たるよう経過措置を定めることとし、この取扱案が承認された。

6. 第84回総会の日程について

会長代行から、来る6月13、14日両日開催の第84回総会の日程を「資料11」のとおりとしてよろしいかお諮りすると述べられ、異議なく了承された。

7. 各委員会委員長報告と協議

各委員長からの報告に先立ち、会長代行から次のように述べられた。

これより各委員会の報告と協議をお願いするが、入試関係については、別議題としているので、第2常置委員会と入試改善特別委員会の報告は最後に回ささせていただきたい。なお、関連してその際、大学入試センター試験などについて、大学入試センターからご説明を伺うことにする。

以上のように述べられた後、各委員長からそれぞれ次のとおり報告があり、協議が行われた。

(1) 第1常置委員会（新野委員長）

昭和63年6月14日開催の本委員会において、「今後、国立大学において学術的価値の高い研究でありながら、いわば“陽の当たらない”研究分野について調査し、大学における基礎研究

の重要性を指摘するとともに、時代の要請や社会の進展を見極め、大学が大学らしい発展を遂げるための資料となり、国立大学の活性化に役立つ」内容を整理し、今後の方策を考える目的で検討を行うこととした。

検討委員会は、3班構成とし、第1班が「基底に横たわる考え方」（班長：西島委員）、第2班が「科学・技術の進歩と大学における研究推進上の諸問題」（班長：新野委員）、そして、第3班が「改善の具体策」（班長：北條委員）を担当し、それぞれ検討をすすめた。

第1班は、平成元年3月4日に「第1班まよめの草案」を作成、第2班は、昭和64年1月7日の班会議で検討項目を審議、さらに第3班は、1月27日の班会議で「改善の具体策」についての草案を作成した。そして、平成元年3月8日開催の理事会において、石田委員長より、これを取りまとめて「中間報告」が行われた。

本委員会としては、ひとり自然科学の分野だけではなく、人文・社会科学系をも含めて最終的報告を秋の総会までに整理のうえ取りまとめる予定である。

(2) 第3常置委員会（松角委員長）

① 今年度の就職問題について

平成元年度の就職協定については、前回理事会にご報告したとおりであるが、その要点は次のようである。

○ 昨年度の3段階方式（8月20日企業等の説明開始、9月5日個別訪問開始、10月15日採用内定開始）から、企業等の説明開始と個別訪問開始を一本化し、「8月20日企業等の説明および個別訪問開始、10月1日採用内定開始」とする2段階方式に簡素化した。

○ 昨年度設けた就職協定協議会が有効に機能

したので、大学側、企業側とも昨年度の経験をもとに同協議会で検討し、引続き就職協定を遵守することとした。

- 企業側は、業界説明会の実施が就職勧誘の機会とならないよう十分注意を払い、情報提供が公正・適切に行われるように努める。

なお、本委員会では今後、理工系における就職問題に関し検討を加えることにしている。

② 国立大学保健管理センターの充実と改善に関するアンケート調査報告について

本委員会では、昨年11月に全国95国立大学学生保健管理施設長に、各大学保健管理センターの抱えている諸問題についてアンケート調査を実施した。その結果、全大学から回答が頂戴でき、それを集計整理したのが、「資料14」の「国立大学保健管理センターの充実と改善に関するアンケート調査報告」である。

このアンケートの結果によると、学生の厚生補導については、教育カリキュラムの改善などによる留年、退学、進路変更についての対策のほか、精神衛生を含めた健康教育の必要性と保健管理センターの機能充実が図られるべきと考えている大学が多かった。

そのほか、学生（20歳以上）の国民年金への強制加入（国会に提出された国民年金法等の一部改正案に盛り込まれ、平成2年4月実施を目的としている）に関し、文部省の喜多学生課長から経過説明を受けた。

(3) 第4常置委員会（野村委員長）

前回総会以降の本委員会における審議事項は次のとおりである。

① 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

例年関係方面に提出している「国立大学教官

等の待遇改善に関する要望書」について、本年も引続いて提出することとし、その原案を「資料15」のとおり作成した。内容的には、教官の昇給延伸年齢の引上げ（現行は56歳で昇給延伸、58歳で昇給停止）の要望を新たに加え、また、教育・研究支援職員の待遇についてはその後の対応の進展を踏まえて、若干記述表現を手直したが、その他は前年とほとんど同様である。これについてご審議のうえご了承が得られれば、これを6月総会に提出し、その承認を得て関係省庁へ要望することにしたい。

② 技術職員問題について

本委員会では、昨春の総会に「[教室系技術職員の組織化について（照会）]」に対する各大学の回答のまとめと提言」を提出し、各大学に技術職員の組織化と研修についての検討と具体的作業の着手を要請したが、その後、組織化の実現化に向けて積極的に取り組んでいる大学がある一方、種々の事情から検討がすすんでいないところも少なくないようである。

そこで、この際、各大学における組織化等の現況についてアンケート調査を行い、その結果をまとめて各大学にフィードバックし、組織化の具体的検討資料を提供するとともに、本委員会としてもこれを技術職員問題に関する対応策の参考資料としたいと考えた。「資料16」がアンケートの原案であり、これについてご了承が得られれば、6月総会に付議のうえ各大学宛送付することとしたい。

以上の2件の説明ならびに提案に対し、要望書に関連して、現在関係方面でその見直しを検討されている調整手当について要望してはどうかという問題提起があったほか、看護婦の待遇、教務職員制度についての問題に関し若干意

見が交わされたが、これらは今後第4常置委員会で検討することとし、「要望書」および「アンケート調査」を総会に提出する件は、いずれも異議なく了承された。

(4) 第5常置委員会

委員長欠席。報告事項特になし。

(5) 第6常置委員会(高橋委員長)

前回総会以降、本委員会の審議事項は次のとおりである。

① 国立大学の授業料に関する要望書の提出について

本年1月中旬、平成元年度の予算編成に際し、消費税の実施による歳出経費の増に伴うものとして、在生を含めて国立大学の授業料の増額改定が目論まれている旨伝えられたので、会長と協議のうえ授業料に関する要望書を作成し、これを1月19日、森会長名をもって文部省に提出した。

② 平成2年度概算要求の取扱いについて

平成元年5月10日に本委員会を開催し、文部省担当官より、まず平成元年度特別会計予算の内容について説明を受けたのち、引続き平成2年度概算要求の取扱いについて説明を受け、協議を行った。さらに、5月11日開催される特別会計制度協議会への協議事項について審議した結果、特に次の事項を同協議会で文部省へ要望することとした。

- 1) 平成2年度国立学校特別会計における自己収入の増収見込みは困難のため、一般会計からの繰入れ額を更に増額するよう尚一層の努力を願いたい。
- 2) 留学生関係経費について一段と増額を図られたい。特に受入体制の整備充実とし

て、留学生宿舍の整備、担当職員の増員を図られたい。なお、大学間交流協定による留学生に対する授業料免除措置を講じられたい。

- 3) 授業料、入学科および検定料の隔年ごとの値上げについては慎重を期せられたい。

(6) 学術情報特別委員会(小林委員長)

平成元年3月7日に本委員会を開催した。当日の審議内容については翌3月8日開催された理事会において報告したとおりである。

(7) 教養課程に関する特別委員会(久佐委員長)

去る4月27日に本委員会を開催し、昨秋本委員会が取りまとめた「教養課程の改革」の内容の一部(健康科学)について、今年初め、本委員会所属委員を介して意見が寄せられ、さらに3月末、全国大学体育連合からもほぼ同様の趣旨の書面が届いたので、これらの取扱いについて協議を行った。その結果、取り敢えず専門委員会においてその対応等を検討することとし、また、そのため欠員の専門委員の補充を行うこととした。

なお当日、文部省の遠藤大学審議会室長より、大学審議会での審議事項のうち、特に一般教育に関する事項を中心に説明を受けた。

(8) 医学教育に関する特別委員会(前川委員長)

本委員会では昨年秋の総会以降、国立大学医学部附属病院における卒後臨床研修の問題を取り上げて検討を重ねており、前回理事会においてそれまでの審議状況のあらましをご報告したが、その後、去る5月15日に会議を開催し、卒後臨床研修における国立大学医学部附属病院の体制、臨床研修と研究及び大学院との関係等に

ついて検討を行った。7月10日に、卒後臨床研修のカリキュラムについて等を検討し、これをもって「中間報告」をとりまとめたと思う。

(9) 教員養成制度特別委員会（関委員長）

本委員会では、今後の大学における「教員養成のあり方」の検討にあたって、各国立大学・学部を対象にアンケート調査を行うとともに、各都道府県および政令指定都市の各教育委員会にもアンケート調査と同時に資料提供を依頼することとし、調査の内容、方法等について検討を重ねていたが、このほど、「資料17」のとおりアンケート案を作成した。このアンケート調査の実施についてご了承いただきたい。

アンケートの主な内容としては、一般大学・学部および教員養成系大学・学部については、教職課程の課程認定と管理組織、教職専門科目、教育実習などの開設方法と履修のさせ方、情報化・国際化などに対応した教育状況、教員養成に対する将来計画、新制度への対応、等であり、また、各教育委員会については、教員の研修、採用に対する諸施策と大学との関係が中心になっている。

なお、アンケートは来る7月20日を回答締切とし、お寄せいただいた回答は分析整理のうえ、「中間的報告」をできれば11月総会までに取りまとめたと考えている。

以上の提案について、異議なく了承された。

(10) 大学院問題特別委員会（本陣委員長）

去る5月22日に本委員会を開催したが、審議内容は次のとおりである。

- ① 昨年12月に大学審議会から「大学院制度の弾力化について（大学審議会答申）」が文部大臣へ答申されたが、大学院問題の検

討にあたっては、この答申との関連を十分に考慮しつつ検討をすすめていきたい。

- ② 昨年秋に開催された7大学の学長会議の検討資料「大学院の充実と改善に向けて」が本委員会に提出された。この資料は、7国立大学の大学院に焦点が当てられて作成されているが、全大学に共通する問題も含まれているので、そこに提起されている問題点等について検討を行う。

- ③ 国立大学共同利用機関を構成母体として新たに設置された「総合研究大学院大学」および今後、石川、奈良両県に設置が予定されている「先端科学技術大学院大学」は、いずれも学部を持たない大学院大学であり、その性格、内容は国立大学に既設の大学院とはかなり異なるので、その相関等も含めて引続き検討をすすめる。

- ④ 大学院問題に関し本委員会が取りまとめた3つの報告書（「旧設大学院の改善について」（昭和60年11月）、「国立大学大学院の現状と今後の在り方（その1）」（昭和61年6月）及び「国立大学大学院の現状と今後の在り方（その2）」（昭和62年6月）について各大学で十分検討され、ご意見を寄せいただきたい。

なお、「国立大学大学院の現状と今後の在り方（その2）」について、その後の大学院の設置状況等を踏まえて、所要の改訂を行う予定である。

8. 入試について

(1) 第2常置委員会（丸井委員長）

- ① 国立大学における「帰国子女特別選抜」のあり方について
予て国立大学における帰国子女特別選抜の改

善策について検討をすすめてきたが、現時点において、特別選抜の実施時期について各大学が一致して実施することは難しいと判断されたため、この件は、今後一兩年の間各大学の実施状況をみたくえ改めて検討することとし、取り敢えず、各大学における帰国子女特別選抜の実情（出願資格など）について一昨年実施したアンケート調査結果のまとめを付して各大学に連絡することとした。

② 平成2年度国立大学入学者選抜における大学入試センター試験の成績の各大学・学部での取り扱いについて

大学入試センター試験について、受験生が当該大学・学部が課した教科・科目を超えて受験している場合の取り扱いについて、例えば高得点科目の成績を用いる等を「募集要項」に明記する必要があるので、この旨各大学宛連絡した。

③ 身体に障害を有する入学志願者との事前協議について

予て全国高等学校長協会特殊学校部会から、身体に障害を有する入学志願者に対する各大学の事前協議の扱いに関し、特に、協議の期限を前年12月14日以前とはしないしてほしい旨の要望があり、これについて検討した結果、要望の趣旨に沿って「事前協議の協議期間、方法等を募集要項に明記」して貰えるよう各大学に要請することとし、この旨各大学長宛連絡した。

④ 「推薦入学制度の適切な活用について(要望)」(案)について

推薦入学制度の趣旨に反する複数推薦受験が昨年と今年連続して起きていることに対処して、高校長協会に対しその防止について善処方を要望することとし、「資料13」の「推薦入学制度の適切な活用について(要望)」(案)を作成したので、ご審議いただきたい。

⑤ 平成2年度大学入試センター試験の地区割変更について

埼玉大学および横浜国立大学からの要望にもとづき、首都圏における平成2年度以降の大学入試センター試験の地区割変更について、東京地区の各大学長のご協力を得て具体的な検討がすすめられた結果、埼玉県草加市および越谷市、神奈川県横浜市の神奈川区および西区を東京地区へ地区割変更することとなった。

⑥ 「平成2年度第2次試験実施上の申し合わせ事項」に係る協議事項について

「平成2年度第2次試験実施上の申し合わせ」にもとづいて、第2次試験の実施期日に関する特別措置について協議申し越しがあったが、「実施要領・細目」とも関わるため、これについて入試改善特別委員会の意見を伺ったうえ検討を行い、次のような結論を得て措置した。

○ 「後期日程」試験の第1段階選抜の結果発表日（3月2日がその期限）を「前期日程」試験合格発表期限の3月10日に繰り下げる件について（東京大学）

これについては、当面、平成2年度については国立大学全体の入試業務の遂行に支障をきたすものではないので、当該大学の意向を尊重し、了承する。ただし、受験票交付の方法に当たって受験生に不都合が起きないよう配慮してほしい旨回答した。

なお、そのほか香川大学から「B日程」試験の合格発表期日を繰り上げてほしいという要望があったが、これについては入試改善特別委員会に検討をお願いし、本委員会としても協議した結果、繰り上げは困難であるという結論になった。

以上の報告ならびに提案のうち、身体に障害

を有する入学志願者との事前協議の協議時期については、できるだけ早い時期がのぞましいという意見があったので、総会ではそれを踏まえて報告することとし、「推薦入学制度の適切な活用について（要望）」（案）については、異議なく了承された。

(2) 入試改善特別委員会（熊谷委員長）

前回総会以降、2回の委員会（うち1回は持ち回りによる）を開催し、次の3つの事項について審議を行った。

① 「平成2年度第2次試験実施上の申し合わせ事項」に係る問題について

平成2年度第2次試験の実施期日等に関し、止むを得ない事情により特別措置を必要とする場合には、「実施上の申し合わせ事項」の(8)に基づいて当該大学が第2常置委員会に協議を申し出ることになっているが、これに関連し、第2常置委員会委員長から、入試改善特別委員会の意見を参考のため伺いたい旨要請があった。

それは、(1)「後期日程」試験の2段階選抜における第1段階選抜の結果発表日（3月2日まで）を当該大学の「前期日程」試験合格発表予定日である3月10日に繰り下げるという特別措置、及び(2)「B日程」試験の合格発表日（3月19日から3月23日まで）を大学入試センターからの「前期日程」試験入学手続完了者資料提供開始日（3月18日）以前に繰り上げるという特別措置、がとられた場合、それらが国立大学全体の入試の実施に対してどのような影響を及ぼすか意見を求めたい、ということであった。

これについて審議し、(1)については、他の大学の入試の実施に特に支障の生ずるおそれは見当たらないこと、(2)については、「前期日程」試験に合格し入学手続を行った者を「B日程」試

験の合格者として含めて発表するが生じ、「平成2年度実施要領」の1の(d)に抵触する可能性があること、を本委員会の検討結果として第2常置委員会に回答した。

② 平成3年度の入学選抜について

この件については、基本方針だけでも可能なかぎり早く公表してもらいたいという社会的要望も強いので、取り敢えず、その基本方針について審議した結果、『平成3年度の入学選抜も、平成2年度に引き続き「連続方式・分離分割方式併存制」とすることが望ましい』ということを確認した。これを6月総会に報告することにしたいので、これについてご協議願いたい。

また、平成2年度第2次試験の実施に関して寄せられた『学部として「分離分割方式」で実施したいが、その学部内で募集単位が少数数のため分割できない専攻等については、「分割なき分離」で実施できないか』という照会事項については、昨年12月19日付文書で本委員会及び第2常置委員会の考え方が通知されているが、その中でこの点を「今後検討すべき問題」としていたことから、改めて、平成3年度の取扱いについて審議した結果、平成3年度についても「分割できない募集単位については連続方式で実施願いたい」とした上記文書の考え方を再確認したので、これも6月総会に報告することにしたい。

③ 「国立大学の入学選抜についての平成2年度実施要領」の一部変更について

これについては、大学入試センターから、コンピュータの更新等によって『「前期日程」の大学・学部についての入学手続完了者資料」の提供開始日を1日間早めることが可能となった』旨の連絡を受けたので、平成2年度実施要領中の日程の一部変更（案）を「資料18」のとおり

作成した。これを6月総会に提出することにいたしたが如何か、お諮りする。

以上の報告ならびに提案について、会長代行から、①平成3年度の入学者選抜の基本方針について、平成2年度に引続き「連続方式・分離分割併存制」とすること、及び②「平成2年度実施要領の一部変更(案)」について諮られた。その結果、いずれも異議なく了承され、これを6月総会に付議することとした。

なお、各大学・学部の平成3年度入学者選抜第2次試験の実施方式・日程等については、各大学で11月総会を目途に決定するよう依頼することとした。

(3) 大学入試センター試験等に関する事項について

大学入試センター有江所長および田保橋副所長から、大学入試センター試験等に関する次の事項について配付資料をもとに説明があった。

- 「前期日程」試験入学手続完了者に係る合格状況資料について
- 平成2年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項(案)
- 平成2年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内の主な内容について
- 平成2年度大学入学者選抜における大学入試センター試験利用大学
- 平成元年度における大学情報提供事業について
- 「平成2年度版国・公立大学ガイドブック」作成要領

以上をもって本日の議事を終了した。

理 事 会

日 時 平成元年6月13日(火) 12:00~13:00

場 所 国立教育会館中会議室

出席者 田中会長代行

熊谷副会長

伴, 東野, 大谷, 阿南, 前川, 有馬, 川井, 北條, 本陣, 早川, 太田, 西島, 新野,

金築, 高橋(克), 浅田, 高橋(良), 楠田, 井形各理事

丸井(第2), 松角(第3), 野村(第4) 各常置委員会委員長

加納, 阪上各監事

本日午前の総会において選任された新理事による理事会が開催され、慣例に従い田中会長代行を議長に選出して議事に入った。

〔議 事〕

1. 会長、副会長の互選について

初めに、田中議長より次のように述べられた。

新しい理事会として会長、副会長の互選をお

諮りする。

なお、互選の結果、会長、副会長の交代があった場合には、新任の会長、副会長は今回の総会関係の行事が終了した時点から執務するという前例となっているので、お含みおき願いたい。

ついで、これの選出方法について協議の結果、投票によることになり、開票立会人は理事を兼ねない常置委員会委員長の方々をお願いす

ることとした。

(1) 会長の互選について

出席21名の理事により、単記無記名投票（大学名を記入）を行った結果、有馬理事（東京大学）が得票多数（過半数）をもって会長に選任された。

このあと、新会長より就任の挨拶があった。

(2) 副会長の互選について

田中議長より次のように述べられた。

副会長の2名の選出を行いたいですが、これについては、1名は旧帝大の理事の中から、もう1名はそれ以外の大学の理事の中から選出するという従来の慣例があるが、これでよろしいかどうか。また、選出方法を投票にするとした場合に、2名連記によるか、あるいは1名ごとに行うか、につきお諮りする。

これについて協議の結果、副会長の選任は、慣例に倣って旧帝大とそれ以外の大学とに分けて1名ずつ投票を行うこととした。

以上の要領により投票が行われた結果、熊谷理事（大阪大学）、田中理事（東京工業大学）の両理事が得票多数（過半数）をもって副会長に選任された。

このあと、両副会長よりそれぞれ就任の挨拶があった。

2. 常置委員会委員（代表者）候補者の確認について

新会長、副会長の決定に伴い、本日午後選任が行われる常置委員会委員（代表者）候補者の確認を行った結果、変更の必要がないことが確かめられたので、前回の理事会（6月7日開催）において選考された名簿のとおり総会に提案することにした。

（なお、この確認は、会長、副会長は常置委員会の委員にはならないので、新会長、副会長が委員として重複していないかどうかを確かめるための措置である。）

3. 監事候補者の選考について

田中議長より次のように諮られ、了承された。

監事はこれまで東京医科歯科大学長と東京農工大学長を煩わしていたが、再任をお願いすることで総会に提案してよろしいか、お諮りする。

以上をもって議事を終了した。

第84回総会（第1日）

日時 平成元年6月13日（火） 10:00~16:00
場所 国立教育会館大会議室
出席者 各国立大学長

田中会長代行から、開会の挨拶があったのち、次のように述べられた。

今総会の主な議題は、2年任期の満了による会長・副会長等の各役員・委員の改選と予算・決算の承認事項のほか、入試の問題、及び各委

員会からの審議状況の報告とこれに基づく協議事項であり、十分なお審議をお願いしたい。

なお、大学入試センター試験等についてご説明願うため大学入試センターの有江所長にも後刻ご出席いただくこととしたので、了承願いた

い。

また、放送大学の甲田学長には初めてご出席いただいたので、ご紹介申し上げます。(紹介)

(1) 会議資料について

事務局から、今回総会の配付資料について説明があった。

(2) 今回総会の日程について

会長代行から、今回総会の日程については、資料3により行いたい旨諮られ、了承された。

(3) 学長の交代について

会長代行から、前回総会以後に交代された学長について、次のとおり紹介があった。

(大学)	(前任)	(後任)
東北大学	石田名香雄	大谷 茂盛
福島大学	山田 舜	篠筈 憲爾
東京大学	森 亘	有馬 朗人
東京農工大学	喜多 勲	阪上 信次
上越教育大学	辰野 千寿	松野 純孝
福井医科大学	梶川欽一郎	鳥塚 莞爾
岐阜大学	早野 三郎	加藤 晃
鳥取大学	高木 篤	林 真二
広島大学	沖原 豊	田中 隆荘

(4) 代理出席について

会長代行から、東京外国語大学の長学長がご病気のため、山之内学長事務代理が出席され、又、東京芸術大学の藤本学長が第1日目だけ欠席し、山下学生部長が代理出席される旨紹介があった。

(5) 委員長の交代について

会長代行から、前回総会以後の委員長の交代について、次のとおり報告があった。

(委員会)	(前任)	(後任)
第1常置委員会	石田名香雄	新野幸次郎

I 会務報告

会長代行から、前回総会以後の主な事項について、次のとおり報告があり、その他の事項については、「国立大学協会事業報告」(資料21)をご参照願いたい旨述べられた。

1. 建議及び要望書の提出について

(1) 建議

前回総会で承認された「建議」については、昨年12月9日及び13日の両日、森会長、田中副会長、川井理事及び平間事務局長が総理大臣官邸、大蔵省、文部省を訪れ、総理大臣、大蔵大臣、文部大臣ほか関係担当官に提出し、その趣旨を説明した。

(2) 国立大学の学生納付金の改定についての要望書

前回総会で承認された要望書「国立大学の学生納付金の改定について」を取りまとめ、12月20日、高橋第6常置委員会委員長及び平間事務局長が文部省及び大蔵省に赴き、同要望書を提出、関係担当官に慎重な配慮を要望した。

(3) 国立大学の授業料についての要望書

平成元年度の予算編成に際し、消費税の実施による歳出経費の増に伴うものとして、授業料の増額改定が目論まれている旨伝えられたので、急速、要望書「国立大学の授業料について」を作成し、1月19日、田中副会長、高橋第6常置委員会委員長及び平間事務局長が要望書を文部省に提出し、慎重な考慮を要請した。

2. 外国大学長の招致について

昭和63年度の外国大学長招致事業として、スウェーデン国大学学長団を招くことになり、同国の3大学学長が昨年11月20日に来日され、筑

波大学, 高エネルギー物理学研究所, 東京大学, 早稲田大学, 京都大学, 日本学術振興会, 文部省, 東京医科歯科大学, 東京工業大学を順次訪問視察し, 11月28日帰国された。なお, 同日, 国大協主催の懇談会並びに懇親会を開催した。

3. 平成元年度予算編成に関する文部省との懇談会について

9 文部省から申し入れがあったので, 去る1月12日, 森会長, 田中, 熊谷両副会長, 野村第4常置委員会委員長, 高橋第6常置委員会委員長, 石田東北大学長, 西島京都大学長の特別会計制度協議会構成員が文部省の高等教育局長, 学術国際局長から平成元年度予算編成の概要について説明を聴き種々懇談した。

4. 特別会計制度協議会について

5月11日, 特別会計制度協議会が開催され, 文部省から平成元年度予算の概要並びに平成2年度概算要求の取り扱いについて説明があったほか, 国大協から, 国立学校特別会計への一般会計繰り入れの増額, 留学生受け入れ体制の整備, 学生納付金の増額改定についての慎重な配慮等について要望し, 種々意見の交換を行った。

5. 全国高等学校長協会との懇談会について

全国高等学校長協会から申し入れがあったので, 去る6月12日, 入試について, 田中会長代行, 熊谷副会長等が同協会会長ほか数名と懇談した。

6. 日教組との会談について

(1) 3月1日, 第4常置委員会の野村委員長

及び喜多委員が日教組大学部石井副委員長ほか数名と会見し, 技術職員問題について懇談した。

(2) 4月21日, 平間事務局長が日教組大学部榎本執行委員ほか数名と会談し, 教職員の待遇改善に関する要望について懇談した。

(3) 5月16日, 第4常置委員会の野村委員長及び小出委員が日教組大学部石井副委員長ほか数名と会見し, 技術職員問題について懇談した。

II 協議事項

1. 昭和63年度国立大学協会歳入歳出決算について

事務局長から, 資料7「昭和63年度国立大学協会歳入歳出決算」に基づき説明があった後, 監事の阪上東京農工大学長から監査結果報告があり, 会長代行からご承認願いたい旨述べられ, 異議なく承認された。

2. 平成元年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

事務局長から, 資料8「平成元年度国立大学協会歳入歳出予算(案)」に基づき説明があった後, 会長代行から, この件については, 3月8日の理事会に諮り承認を得ているが, 慣例により追認をお願いしたい旨述べられ, 異議なく承認された。

3. 理事の選任について

会長代行から, 今総会では, 役員・委員の改選を行うが, 最初に理事の選任をお願いする。「理事は, 各地区毎にその候補者を互選し, これを総会に諮って決定する」と定められてお

り、これに基づいて先般、各地区で選出願った理事候補者は資料9のとおりであるので、これをご承認願いたい旨述べられ、異議なく承認された。

なお、会長、副会長等の選出については、本日12時開催の新理事会において行う旨付言された。

4. 各委員会委員長報告と協議

各委員会の報告に先立ち、会長代行から次のように述べられ、了承された。

各委員会の報告は、常置委員会、特別委員会の順にお願いしたいが、入試についての協議は別議題としているので、第2常置委員会と入試改善特別委員会の報告は、その際をお願いすることとしたい。

なお、委員長報告の要旨を各委員長にまとめていただき、資料12として配付してあるので、これを参照のうえご協議いただきたい。

ついで、前回総会以後の各委員会の審議状況について、各委員長から、概ね次のとおり報告があった。

(1) 第1常置委員会（新野委員長）

1) 本委員会は、昨年6月14日、「今後、国立大学において学術的価値の高い研究でありながら、いわば“陽の当たらない”研究分野について調査し、大学における基礎研究の重要性を指摘するとともに、時代の要請や社会の進展を見極め、大学が大学らしい発展を遂げるための資料となり、国立大学の活性化に役立つ」内容を整理し、今後の方策を考える目的で検討を開始することとした。

検討委員会は、3班構成とし、本委員会の全員が参加し、①基底に横たわる考え方（班長：

西島委員）、②科学・技術の進歩と大学における研究推進上の諸問題（班長：新野委員）、③改善の具体策（班長：北條委員）に分担して検討することにした。

2) その後、各班毎に検討を重ね、第1班は3月4日、「第1班まとめの草案」を作成し、第2班は1月7日、班会議を開き、内容検討項目について審議、さらに第3班は1月27日、班会議を持ち、草案を作成、これらを取りまとめて、3月8日、理事会で石田委員長より「中間報告」が行われた。

3) これに前後して、科学技術庁の「民間企業の研究活動に関する調査報告」及び「基礎研究と研究基盤、研究環境に関する調査報告書」などが発表される一方、日本経済新聞社でも科学技術部を中心に、「日本の技術先進国としてのあり方、役割等に関する調査」を実施した。また、日本学術会議でも去る4月25日「大学等における学術研究の推進について——研究設備等の高度化に関する緊急提言——」（勧告）を発表した。これより先、通商産業省も「産業技術の動向と課題——21世紀を支える技術革新への率先的挑戦と国際貢献——」（いわゆる「産業技術白書」）を発表、科学・技術、特に基礎研究の重要性が注目されるようになった。

4) 本委員会としては、ひとり自然科学の分野だけではなく、人文・社会科学系をも含めた基礎的研究の重要性に着目し、本件に関する最終的報告を取りまとめるべく努めているところである。

(3) 第3常置委員会（松角委員長）

本委員会は、5月11日、委員会を開催し、次の事項を審議した。内容は以下のとおりである。

1) 今年度の就職問題について

- ① 前年度協定の簡素化を図り、8月20日企業等の説明及び個別訪問開始、10月1日採用内定開始、の2段階方式に改めることを了承した。
- ② 前年度の経験を基に今年度も就職協定を遵守することとした。
- ③ 業界の公正・適切な情報提供を得るため業界説明会を実施するに際しての方法について了承した。
- ④ 理工系の就職問題について意見を交換した。

2) 学生の厚生補導について

- ① 前回総会において了承が得られた保健センターの抱える諸問題についてのアンケートの結果を資料14のようにまとめた。
- ② 学生の休・退学、留年、事故などの現状を把握し、その対策と留学生問題などを含む今後の検討課題につき意見を交換した。

3) その他

20歳以上の学生の年金加入問題の取扱いを今後の課題とした。

(3) 第4常置委員会(野村委員長)

本委員会は、4月20日、小委員会、5月16日、委員会を開催、次の1)と2)の事項について検討し、総会に諮ることとした。

1) 技術職員問題について

本委員会の『「教室系技術職員の組織化について(照会)」に対する各大学の回答のまとめと提言』が昨年春の総会で了承され、各大学に技術職員の組織化と研修についての検討と具体的な作業を要請したところである。このことについて、その後の各大学における進捗状況(現状)を把握し、その情報を各大学に還元する必要がある

あると判断した。そこで、アンケート調査を行うこととし、アンケート案(資料16)を検討した。このアンケートの実施についてご了承を得たい。

2) 要望書について

「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書(案)」(資料15)をまとめた。昨年度と異なる点は、①教官の昇給延伸年齢の引上げを図ることを追加要望し、②技術職員組織化の動向に進展があったので、それを文言上付加した、ことである。本案についてご承認願いたい。なお、さきの理事会において調整手当改定問題及び看護婦の待遇についてご意見があったが、今後検討するのでご了承を得たい。

また、「人事院勧告の取扱いに関する要望書」については、今年の「勧告」の成行きをみたくて作成し提出することにしたので、第4常置委員長と会長に一任願いたい。

ついで、会長代行から、1)のアンケートの実施及び2)の要望書案とその取り扱いについて、ご承認願いたい旨述べられ、異議なく承認された。

(4) 第5常置委員会

(山田委員：長委員長の代理)

本委員会は、5月23日、委員長欠席のため委員長指名により山田委員(大阪外国語大学長)主宰で開催し、次の事項について協議した。

1) 平成元年度外国大学長の招致国について協議の結果、ポーランドおよびアルゼンチンの2国を招致候補国とし、文部省に折衝を依頼した。

2) 平成元年度国際交流予算について

文部省の学術国際局担当の長谷川審議官から平成元年度国際交流予算について説明があり、

これについて質疑応答及び意見交換があった。

なお、留学生問題の検討結果の報告書作成が遅れている点について、入院中の長委員長の遺憾の意の表明が伝えられた。

(5) 第6常置委員会（高橋委員長）

前回総会以後、本委員会は次の事項について検討・協議した。

1) 国立大学の授業料に関する要望書の提出について

平成元年度の予算編成に際し、消費税の実施に伴う歳出経費増に対応するものとして、国立大学の授業料の増額改定が検討されている旨が伝えられた。更に、この増額改定は、新入生のみならず在学者を含める内容であることが明らかになったので、今後の教育の運営に大きな障害を与えることを恐れ、財政小委員会で要望書を作成し、委員会の承認を得て、会長に提出した。

1月19日、会長名による「国立大学の授業料について（要望）」を田中副会長と共に文部省に提出し、強く配慮方を要望した。

2) 平成2年度概算要求の取り扱いについて

5月10日、委員会を開催し、文部省より泊大学課長、佐々木研究機関課長以下7名の係官を迎え、平成元年度の文部省所管の予算についての説明に続き、高等教育局、学術国際局担当官よりそれぞれ関係予算案の概要について説明を受けた。

質疑応答の後、委員会内部の協議を重ね、5月11日開催される文部省と国大協との平成2年度概算要求の取り扱いについて「特別会計制度協議会」で次の事項を要望することとした。

① 平成2年度国立学校特別会計の自己収入の増収見込みは困難のため、一般会計繰り

入れ額を更に増額するようなお一層の努力を願いたい。

② 留学生関係経費について一段と増額を図られたい。

特に、受入体制の整備充実として、留学生宿舎の整備、担当職員の増員を図られたい。

なお、大学間交流協定による留学生に対する授業料免除措置を講じられたい。

③ 授業料、入学科及び検定料の隔年毎の値上げについては、慎重を期せられたい。

(6) 学術情報特別委員会（小林委員長）

3月7日に委員会を開催し、次のとおり情報の交換及び協議を行った。

1) 文部省の緒方学術情報課長から、学術情報システムの整備に関する平成元年度のネットワーク拡張、図書館への計算機の導入、情報処理センター等の整備、データベース作成促進、キャンパスLAN等の計画内容について説明があり、これらの計画の整備並びに推進について協議した。

2) 学術情報センターの田中事業部長から、学術情報センターの昭和63年度事業状況について説明があり、データベース事業として目録・所在情報形成事業、データベース作成事業、データベース提供事業を中心に、またネットワーク事業として国内網形成、海外接続(NSF)・サービス内容等を中心に情報交換が行われ、今後の充実、推進等について協議した。

3) 国立大学情報処理センター協議会の平成元年度の開催予定、協議内容等について説明があった。

4) 前回並びに今回の委員会において、学術情報関連各組織の実情について情報交換を行っ

たので、これを基礎として次回の委員会において、今後の活動方針を検討することとした。

(7) 医学教育に関する特別委員会

(前川委員長)

11月28日、2月6日、5月15日に委員会を開催し、次のとおり協議した。

1) 小林医学教育課長から大学審議会、全国医学部長病院長会議の臨床実習の実技教育に関する検討小委員会、大学病院問題懇談会、国立大学病院長会議の医員問題小委員会、厚生省医療関係者審議会臨床研修部会、日本医師会臨床研修懇談会などにおける卒後臨床研修に関する審議状況の報告を受けた。

2) 既刊の医学教育の現状とあり方、日本の医学教育に関する白書、医学視学委員会からの提言、医学教育の改善に関する調査研究協力者会議最終まとめ、米国の医学教育改革の動向、英国の医学教育、医学教育振興団財の資料、厚生省の臨床研修資料などのうち、卒後臨床研修に関する事項につき検討を加えた。

3) 以上を踏まえ、卒後臨床研修における大学病院の位置付け、大学病院の体制、大学病院のあり方と問題点、研修医の定員などを主題として自由討論を行った。

現在、大学病院が卒後臨床研修の中心となっているが、この状況は将来とも変わらないと考えられる。その理由としては、指導医が揃っていること、初期と後期臨床研修が良くセットされていること、将来の就職先がある程度保証されていること、研究に従事できることなどがあげられている。反面、大学病院における卒後臨床研修には多くの問題点もある。例えば、診療科間の壁、対応講座への従属などによる研修体制の不備があり、これらに改善を加えると共に

市中病院とのより良い関連体制を確立し、教員の意識改革のもとに卒後臨床研修の充実を図る必要がある、などの意見交換があった。

4) 次回は7月10日開催予定で、卒後臨床研修カリキュラム、その他につき討議し、夏休みに以上を取りまとめて中間報告書を作成する予定である。

(8) 教養課程に関する特別委員会

(久佐委員長)

前回総会において、本委員会は、「教養課程の改革」を公表したが、今年初め、内容の一部特に健康科学の名称について所属委員を介して意見が寄せられ、更に3月末、国立大学協会会長あてに全国大学体育連合からほぼ同じ主旨の文書も届いたので、この件に関して、4月27日、委員会を開催し協議した。その結果、取り敢えず専門委員会において対応等を検討することになった。

また、専門委員の退任による欠員3名の補充について選考を進めている。

なお、当日、文部省大学審議会遠藤室長に出席願ひ、大学審議会への「追加諮問事項(3月14日)」のうち、特に一般教育に関する部分について概略の説明を受けた。

(9) 教員養成制度特別委員会(関委員長)

本委員会は、前回総会以後、小委員会を4回、本委員会を2回開催し、引き続いて「大学における今後の教員養成のあり方」を検討するための内容、方法等について協議してきた。その結果、最近における諸情勢の変化、特に情報化、国際化社会への変化をはじめ、教員需要の変化、初任者研修制度の創設、教育職員免許法及び同施行規則の改正などに伴う諸条件の変化

等に対する大学の対応と教員養成のあり方を検討するため、各大学及び教育委員会にアンケートをお願いし、その回答をもとに教員の養成、採用、研修の全課程を視野においた大学における教員養成のあり方を検討することとした。

1) アンケートの対象

- ① 一般大学・学部の学部毎を対象とする教員養成に関する調査
- ② 教員養成系大学・学部を対象とする教員養成に関する調査
- ③ 都道府県、政令指定都市の各教育委員会を対象とする教員の資質向上施策に関する調査
- ④ 都道府県各教育委員会を対象とする教員需要の変化の調査

2) アンケートの内容

- ① 前項①②への質問の主な内容は、教職課程の課程認定と管理組織、教職専門科目、教育実習などの開設方法と履修のさせ方、情報化、国際化などに対応した教育状況、教員養成に対する将来計画、新制度への対応等。
- ② 教育委員会へのアンケートは、教員の採用、研修に対する諸施策と大学との関係。
- ③ 都道府県毎の小・中・高校の児童・生徒数の変化と、教員需要の変化。

3) アンケートの実施期日

本総会后速やかに各大学等に依頼し、回答を7月20日頃までをお願いしたい。その結果は逐次報告する予定にしている。

ついで会長代行から、このアンケートの実施についてご了承願いたい旨述べられ、異議なく了承された。

(10) 大学院問題特別委員会（本陣委員長）

本委員会は、5月22日に開催し、次のとおり審議した。

1) 12月19日、大学審議会から「大学院制度の弾力化について（大学審議会答申）」が文部大臣に答申されたが、大学院問題の検討にあたっては、この答申との関連を十分に考慮しつつ行う必要があるので、さらに問題点の検討を行うことになった。

2) 昨年10月、七国立大学長会議において、大学院問題が議題とされ、今後の討議資料として作成された「大学院の充実と改善に向けて」が本委員会に提出された。この資料は、七国立大学の大学院に焦点が当てられて作成されているが、全大学に共通する問題も含まれているので、この資料が提起している問題点等について検討を行うことになった。

3) 国立大学共同利用機関を中心とする「総合研究大学院大学」並びに石川県及び奈良県に設置が予定されている「先端科学技術大学院大学」は、いずれも学部を持たない大学院大学であり、その性格・内容は国立大学に既存の大学院とはかなり異なるので、その相関等も含めて引き続き検討を進める。

4) 本委員会は、既に「旧制大学院の改善について」、「国立大学大学院の現状と今後のあり方（その1）」、及び「同（その2）」をそれぞれ報告したが、これらについて各大学で十分ご検討願ひ、ご意見があればお寄せいただきたい。

なお、「国立大学大学院の現状と今後のあり方（その2）」については、その後の大学院の設置状況等を踏まえて、改訂を行う予定である。

以上をもって午前の会議を終わり休憩に入った。（この間、中会議室において新理事会を開催。）

5. 会長、副会長選出の結果報告

会長代行から、本日昼食時に行われた新理事会において、会長、副会長の選出を行った結果、会長には有馬東京大学長、副会長には熊谷大阪大学長及び田中東京工業大学長が選任された旨の報告があり、新会長、副会長より、それぞれ就任の挨拶があった。

6. 常置委員会委員（代表者）の選任について

会長代行から、次のように諮られ、異議なく承認された。

常置委員会委員（代表者）の選考については、去る6月7日開催の理事会に諮り「資料10」の常置委員会委員（代表者）候補者名簿（案）を決定した。ついては、この候補者名簿のとおり選任してよろしいかお諮りする。

7. 常置委員会委員（教員）の選任について

会長代行から、次のように報告があった。

常置委員会（教員）については、従来6月総会前の理事会で選任していたが、去る3月の理事会で提案があり、6月7日の理事会において「資料11」の取扱いが承認され、今総会で新しい構成による常置委員会が発足した後、秋の総会前の理事会で選任することとしたので、ご報告する。

8. 各地区大学長会議の状況報告

会長代行から、前回総会以後今総会までの間に開催された各地区大学長会議若しくは懇談会の状況を各当番大学からご報告願いたい旨発言があり、それぞれ次のような報告があった。

(1) 北海道地区（小林室蘭工業大学長）

5月29～30日に学長会議を開催し、「北海道

地区留学生交流推進会議」（仮称）の設置について協議を行い、北海道大学が中心となって準備をすすめていくことになった。また、大学における教育研究の充実と活性化、入試の改善及び組織の改革、見直し等の検討状況について、情報交換を行った。

(2) 近畿地区（蜂須賀京都教育大学長）

5月25日に学長会議を開催し、平成2年度大学入試センター試験における追試験の試験場の設定について検討を行ったほか、退官間近の二人の学長、森滋賀大学長から「現代の若者考」、藤永奈良教育大学長から「科学と教育」という講演があり、研究協議を行った。

(3) 中国・四国地区（檜島根医科大学長）

昨年11月24日～25日に学長会議を開催し、平成2年度入試の併存制についての検討状況及び国際交流の実情について、情報交換を行った。

(4) 中国・四国地区（今堀鳴門教育大学長）

5月29日～30日に学長会議を開催し、次の2点について意見の交換を行った。

- 1) 平成元年度入試の実施状況と、それを踏まえた検討について
- 2) 第14期中央教育審議会への諮問のうち国立大学に係る事項、例えば、入試、一般教育等の検討について

(5) 九州地区（楠田佐賀大学長）

5月29日～30日に学長会議を開催し、次の4点について情報の交換を行った。

- 1) 大学の自己評価について
- 2) 九州地区国立大学間交流（単位互換等）の促進について
- 3) 一般教育の在り方、教養学部等の新設について
- 4) 国の大学に対する財政投資のあり方について

9. 入試について

(1) 第2常置委員会（丸井委員長）報告

前回総会以後、本委員会4回、小委員会3回を開催し、下記の事項について審議し、平成2年度以降の入試の実施の円滑化のため、関係各国立大学長宛に依頼、または連絡申し上げた。

1) 国立大学における「帰国子女特別選抜」の在り方について

昨年秋の総会で経過をご報告して以後、審議を行ってきたが、特別選抜の実施時期については、前年10月から翌年3月まで、各大学の実施時期がまちまちで、その結果受験の機会が多くなり過ぎ、大学側にとって問題があるので、受験の機会をある程度制限できないかという意見がでてきた。検討の結果、去る4月に各大学長宛にご連絡申し上げたように、現段階では実施時期を特定することは避け、なお慎重に全国的な推移を見ることとし、出願資格など実情等について各大学に情報をご連絡することにとどめることとした。

2) 平成2年度の国立大学入学者選抜における大学入試センター試験の成績の各大学・学部での取り扱いについて

平成2年度より、大学入試センター試験が実施されることになり、大学入試センターからは、受験生の受験した全科目の成績が各大学に届けられることになる。そこで、各大学・学部の入学志願者が、大学入試センター試験において当該大学が課した教科・科目の要請を超えて受験している場合、当該大学では、例えば高得点の科目の成績を用いる、あるいは、大学・学部が定める基準があれば、その基準による科目の成績を用いるなど、必要に応じて募集要項に

明記することを連絡した。

3) 身体に障害を有する入学志願者との事前協議について

標記のような入学志願者の場合、従来、共通第1次学力試験の出願時に、出願予定大学と協議済み（または協議中）であることが要件となっていたが、大学入試センター試験になりその要件がなくなったため、その取扱いを検討していたところであるが、たまたま1月に全国高等学校長協会特殊学校部会から、従来のように予め協議することは、一般受験生が大学入試センター受験後に出願大学を決定するに比して、公平性を欠くので、事前協議の時期を遅らしてほしい旨の要望が出され、平成2年度より、前年12月15日以降に協議時期を遅らすこととし、5月26日付け各国立大学長宛ご連絡申し上げた。その後、丁寧な協議を行うには相当の期間が必要であるという意見もいただいたので、連絡文書の中「前年12月15日以降」を「原則として前年12月15日以降」に訂正したい。これについては、明日開催の新第2常置委員会でご検討していただき、改めてご通知申し上げることを新委員長にお願いするつもりである。

4) 推薦入学制度の適切な活用について

国立大学としては、入学者選抜方法の多様化の一つとして、多くの大学・学部が専門分野を選考するに相応しい適性を持つ受験生の特別選抜を実施しているが、近年、国立大学における入学者選抜実施要領や申し合わせ事項に反し、高校長の推薦により、複数の大学・学部に出願する者があり、合格後、辞退するなど、大学と高等学校の信頼関係をそこなうことが出てきたので、理事会の了承を得て、全国高等学校長協会長宛、国立大学協会会長代行名で要望書を出すこととした。

(この後、委員長より要望書の主な部分について朗読が行われた)

5) 首都圏における大学入試センター試験試験場の広域化について

近年、埼玉県、神奈川県、千葉県においては、受験生が過度に増え、試験実施上支障をきたすことになったので、東京都内の学長会議及び大学入試センターなどを中心に公立及び大学入試センター試験参加予定の私立大学を含め協議をお願いしていたところ、差し当たり平成2年度より埼玉県の草加市、越谷市、神奈川県横浜市の神奈川区、西区の4つの試験地区を東京都に移すことになった。

6) 「B日程」試験の合格発表の時期について
香川大学等のB日程試験実施大学から、B日程の合格発表の時期を早めてほしいという意見が大学入試センターや第2常置委員会に寄せられたが、この問題に関しては、実施要領・細目に関係があることでもあるので、入試改善特別委員会に検討願ひ結論を出した。後程同委員会にご報告願ひことにする。

7) 平成3年度の大学入試センター試験実施期日について

平成3年度の大学入試センター試験実施期日について、大学入試センターでは平成3年1月12日(土)、13日(日)を案とし、第2常置委員会では、これを了承したが、国公立大学全般に関わることであり、いずれ大学入試センター試験協議会に諮られるものと思う。

以上の報告ののち、会長代行から4)の「推薦入学制度の適切な活用についての要望書」については、先日の理事会の承認を得て、昨日中沢全国高等学校長協会会長ほか数名と懇談した機会に同要望書を手渡した。事後承諾をお願いした

旨述べられ、承認された。

ついで、1)の「帰国子女」と同様の問題が私費留学生についてもあること、また、3)の身障者について、早い時期から協議に入ることが公平性を欠くということは誤解であり、高校関係者に説明してほしい、との意見が出された。

(2) 入試改善特別委員会(熊谷委員長)報告
前回総会以後、今回の総会までに2回の委員会(うち1回は持ち回り)を開催し、次の三つの事項について審議を行った。

第一は、「平成2年度第2次試験実施上の申し合わせ事項」の(8)に関連して、第2常置委員会委員長から本委員会に対して照会のあった事項についてである。すなわち、①後期日程試験の第1段階選抜の結果発表日(3月2日まで)を当該大学の前期日程試験合格発表予定日である3月10日に繰り下げるという特別措置、及び②B日程試験の合格発表日(3月19日から3月23日まで)を前期日程試験入学手続者資料提供日(3月18日)以前に繰り上げるという特別措置がとられた場合に、それらが国立大学全体の入試実施に対してどのような影響を及ぼすかについて、第2常置委員会から意見を求められたので、これら2件について審議し、①については、特に重大な支障の生ずる恐れは見当たらないこと、②については、前期日程に合格し入学手続きを行った者をB日程試験の合格者として発表する場合が生じ、「平成2年度実施要領」の1の(d)に抵触する可能性があること、を本委員会の検討結果として、第2常置委員会委員長に回答することとした。

第二は、平成3年度の入学者選抜についてである。この件については、基本方針だけでもできるだけ早く公表してもらいたいという社会的

な要望が強いのので、本委員会では取り敢えずその基本方針について審議した結果、『平成3年度の入学者選抜は、平成2年度に引き続き「連続方式・分離分割方式併存制」とすることが望ましい』ということを確認し、今回の総会に報告することにした。また、平成2年度第2次試験の実施に関して寄せられた『学部として「分離分割方式」で実施したいが、その学部内で募集単位が少人数のため分割できない専攻等については、「分割なき分離」で実施できないか。』という照会事項については、昭和63年12月19日付け国大協総第120号文書で通知されているが、その中で「今後検討すべき問題ではあるが」とされていることから、改めて平成3年度の取り扱いについて審議した結果、平成3年度入試についても「分割できない募集単位については連続方式で実施願いたい。」とした上記文書の考え方を再確認し、これについても第84回総会に報告することとした。

なお、平成3年度の基本方針については、今総会で決定し、各大学の入試方式は秋までに決めていただくのがのぞましいと思う。また、「分割なき分離」については募集単位の小さい教育学部の課程などに問題があるので、今後もおお検討をつづけることにしたい。

第三は、「国立大学の入学者選抜についての平成2年度実施要領」の一部変更についてである。この件については、『「前期日程の大学・学部についての入学手続完了者資料」の提供開始日を1日早めることが可能となった。』旨の大学入試センターからの連絡をうけて、同実施要領中の日程の一部変更（案）（資料18）を作成し、第84回総会に提案することとした。

以上の説明ののち、会長代行より、平成2年

度「実施要領」の一部変更（案）及び平成3年度入学者選抜の国大協としての基本方針について諮られ、異議なく承認され、平成3年度の入学者選抜は、平成2年度に引き続き連続方式・分離分割方式の併存制で実施し、各大学がどの方式を取り入れるかは、秋の総会までに決定することとなった。

なお、次のような意見の交換があった。

- 平成3年度の「併存制」は止むを得ないが、複数化当初のバランス配慮の基本線はどうなるのか、国大協の考え方をはっきりさせる必要があると思う。
- 複数化当初の事後選択制の連続方式の場合は、バランスが問題となり、今も連続方式についてはそれがいえるが、分離分割で異なった選抜方法をとる場合は、必ずしもバランスが問題ではないと考える。

(3) 大学入試センター

資料の説明に先立ち、有江大学入試センター所長から大略次のような挨拶があった。

大学入学センター試験については、昨年10月の文部省の「平成2年度大学入試センター試験実施大綱」を受け、関係委員会の審議を経て、国立大学協会や各国立大学の多大なご協力を得て「大学入試センター試験実施要領案」を作成し、去る5月23日開催の大学入試センター試験協議会でご審議いただいた結果、試験実施のための主要な項目についてご了承いただき、一応準備が整った。その中の重要な部分である「実施要項（案）」「受験案内」等（資料19）に基づき説明するので、ご理解いただきたい。

なお、大学入試センターとしては、昨年10月より稼働を始めた「ハートシステム」等大学情報の提供事業を本格的に展開していきたいと考

えており、近く、各界の委員で構成する調査検討委員会を設置することになったので、この件についても是非よろしくお願ひしたい。

ついで、同センター田保橋副所長より資料19に基づき、次の事項について説明があった。

- 1) 平成2年度大学入試センター試験実施要項(案)
- 2) 平成2年度大学入学選抜大学入試センター試験受験案内の主な内容
- 3) 平成2年度大学入試センター試験利用大学

4) 平成2年度大学入試センター試験説明協議会及び入試担当者連絡協議会(第1回)日程

5) 平成元年度における大学情報提供事業

10. 当面する諸問題について

新野神戸大学長及び河野お茶の水女子大学長から、大学審議会大学教育部会及び中央教育審議会の審議状況について、それぞれ詳細な報告があり、意見の交換が行われた。

以上をもって第1日の議事を終了した。

第84回総会(第2日)

日時 平成元年6月14日(水) 13:30~14:30
場所 国立教育会館大会議室
出席者 各国立大学長

1. 各常置委員会委員長の選出結果について

田中会長代行から、本日午前中に開催された各常置委員会において、委員長の互選が行われた結果、次のとおり新委員長が選出された旨の報告があった。

- 第1常置委員会委員長 新野神戸大学長
- 第2常置委員会委員長 前川群馬大学長
- 第3常置委員会委員長 松角熊本大学長
- 第4常置委員会委員長 野村東京水産大学長
- 第5常置委員会委員長 太田名古屋工業大学長
- 第6常置委員会委員長 高橋九州大学長

2. 監事の選任について

田中会長代行から、監事2名の選任については、昨日の理事会で加納東京医科歯科大学長及び阪上東京農工大学長を候補者としたので、お認め願ひたい旨諮られ、異議なく承認された。

3. 常置委員会委員長の報告について

田中会長代行から、本日午前中に開催された各常置委員会の審議状況について、各委員長から報告願ひたい旨述べられた。

各常置委員会からの報告の概要は次のとおりである。

(1) 第1常置委員会(新野委員長)

1) “陽の当たらない”研究分野という課題の名称を改めるとともに、国立大学全体での研究協力の在り方との関連で、内容を整理しながら、秋の総会には具体的な報告を提出できるようにしたい。

2) 昨日の総会においても、第4常置委員会委員長から、技術職員問題について、第1常置委員会と合同討議する機会を持ちたいという要望があった。この件に関しては、委員会の担当事項の関連でその進め方について相談させていただくということで合意が得られた。

3) 大学の評価の問題については、これに積極的に取り組んでおられる大学もあるので、今後更に検討を行っていく機会を持つようにしようということになった。

(2) 第2常置委員会(前川委員長)

1) 入試関係全般を総括し、従来の歴史を踏まえて新しい発展に取り組みたい。具体的には、入試改善特別委員会との協力の下で、国立大学の入試の将来像、例えばその一つとして推薦入学の検討等を行っていききたい。

2) 身体に障害を有する入学志願者との対応については、既に書面でご連絡しているが、昨日までの審議を踏まえ、そのうち、各大学との協議は12月15日以降にしてほしいというところに、「原則として」の字句を加えることにし、再度連絡することとした。

3) 昨日の総会で要望のあった私費留学生の入学者選抜の件については、当該留学生が定員の枠外であるため、定員の枠内である帰国子女等とは若干対応が異なるを考える。アンケートによる調査を実施してはどうかという意見もあるので、その折にはご協力をお願いしたい。

4) 夜間主コースを設置している大学から、①昼間コースの単位取得限度の拡大又は弾力化、②夜間主コースに係る制度の確立について要望があった。この件については、第1常置委員会とも協議の上、将来検討していききたい。

(3) 第3常置委員会(松角委員長)

1) 就職協定については、基本的に存続させる方針である旨、国立大学協会として、態度表明することが大切であり、意義のあることであるということで意見の一致をみた。

2) 当面の課題である理工系の卒業生の就職

協定との関わりについては、大学としての基本的な姿勢として、今後具体的な問題を含めて検討を進めていきたい。

3) 教員養成系学部の卒業生の教員以外への就職問題については、教員養成制度特別委員会との連携の下に、具体的な問題の検討を進めていきたい。

4) 学生の厚生補導については、さきに行った保健管理センターの抱える諸問題についてのアンケート結果を踏まえ、特に学生の自殺、事故死という問題について意見交換を行った。今後は、その具体的な防止策について検討していききたい。

(4) 第4常置委員会(野村委員長)

1) 「教室系技術職員の組織化と研修の現況について」のアンケートについては、学会その他の研修及びR I関係の研修も加える等、一部修正することとなった。このアンケートは、6月下旬、各大学に送付する予定であり、組織化については7月31日までに、研修については8月31日までに回答願いたい。

なお、アンケートの回答の解析が終了時点で第1常置委員会との合同会議を開催し、組織化について意見交換を行うことを希望したい。

2) 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書については、理事会において、地域の「調整手当」の問題を含めてはどうかという要望があった。この件については、もう少しその内容が明らかになった時点で、別途要望書を提出する可能性も考慮するという一方で、今回のものには含めないこととした。

(5) 第5常置委員会(太田委員長)

1) 中国からの留学生の諸問題について検討

した。特に今回の中国の政情激変に対しては、流動的な要素も多々あるので、直ちに対応することはむずかしいが、長期的に対応を誤らないよう、文部省等とも連携をとって、今後の動向を慎重に見守ることとした。

2) 留学生問題全般については、①留学生受入れの理念の必要性、②国費留学生とその他の留学生の給費の不均衡、③交流の場合相手国側と日本側との処遇の取扱いの不均衡、等が指摘された。今後、各委員から問題点や意見等を持ち寄り、それを基にして、秋の総会に向けて報告書の作成を進めていきたい。

3) 昨今の大学間国際交流の発展に伴い、事務官の研修のための外国視察旅費及び交流のため自由に使える予算措置の方途を探っていきたい。また、外国からの大学長の招致だけでなく、こちらからも訪問する機会をつくるべきであるという意見が出された。

(6) 第6常置委員会(高橋委員長)

大学の財政規模の拡大及び見直しの方途について審議した結果、研究チームをつくって検討することになった。研究チームの検討課題については、7月中旬頃までに意見を持ち寄って、具体案を検討していくこととした。

2. 平成3年度入試について

田中会長代行から、次のように述べられ、承認された。

昨日の総会において、平成3年度入試については、連続方式と分離分割方式の併存制を引き続き実施するという基本方針が了承されたが、今後の進め方についてお諮りしたい。

まず、入試改善特別委員会において、7月中に、平成3年度の実施要領、実施細目及び申合

せ事項の原案を作成し、これを各大学に送付する。その原案について各大学で検討された結果も踏まえ、同委員会で9月中旬に最終案をまとめて、次回11月総会に付議し決定する。各大学では、11月総会前にそれぞれの方式・日程等を決めていただき、11月総会において、国立大学協会としてまとめを行い、発表するという手順を進めたい。

3. その他

(1) 第85回総会の日時・場所について

田中会長代行から、次のとおり述べられ、了承された。

今回の第85回総会は、配付資料22のとおり、平成元年11月15日(水)、16(木)の両日に、また、事務連絡会議は、11月17日(金)にそれぞれ神田学士会館で開催することとしたい。なお、総会2日目の午後には、文部省幹部を交えた学長懇談会を開催する予定である。

(2) 国立大学が当面する諸問題について

前回総会で承認された「建議」の具体化及び第6常置委員会からの報告に関連した「日本と外国の大学の国際比較」について、意見の交換があった。

(3) 退任予定学長に対する謝辞等

田中会長代行から、次回総会までに任期満了により退任される予定の次の4名の学長に対して、今日までの国立大学協会への協力に対して謝意が、また、会長代行自身も次回総会までに退任予定である旨が述べられた。

石井 久学長(北海道教育大学)

丸井 文男学長(愛知教育大学)

森 主一学長(滋賀大学)

藤永太郎学長(奈良教育大学)

以上をもって第84回総会を閉会した。

第51回事務連絡会議

日 時 平成元年6月16日(金) 10:00~15:00
場 所 学士会館(神田) 210号室
出席者 各国立大学事務局長
(大学入試センター) 田保橋副所長
(文部省) 小林医学教育課長, 梶野教職員課教員研修企画官
(日本国際教育協会) 山本専務理事

平間事務局長司会のもとに開会。

開会にあたり有馬会長から次のような挨拶があった。

会長就任の挨拶を兼ねて一言申し述べる。

今回の春の定例総会(第84回)は、6月13、14の両日開催し、無事終了した。この総会終了後行った記者会見において、国立大学の入試制度について、ここ当分の間、少なくとも3年間に変更を加えたくない旨述べた。その理由は、入試の問題は社会に及ぼす影響が大きいため、また、各大学が熟慮検討のうえ国大協として合意決定されたことであり、朝令暮改は避けたいというのが真意である。勿論、入試改善を引続き検討していくことは必要であるが、今後は大学にとって最も重要と考える学生の入学後の教育の問題について積極的に取り組む必要があると考える。

ところで、ご承知のように近年、国立大学全体の財政が伸び悩み、大学の研究教育環境は厳しい状況にある。これを打開するため、大学に対する必要な財政措置を国に訴えていく必要があるが、同時に、大学自身も、研究や教育について自己評価をきびしくし一層努力をしていかねばならないであろう。それにつけてもやはり事務局長をはじめ事務局各位のお力添えが不可欠であるので、何分よろしくお願い申し上げます。

以上のような挨拶があったのち、片山事務局

次長より配付資料の説明および会議日程の説明があった。

ついで、平間事務局長より次のように今総会の状況報告が行われた。

I 総会状況報告

1. 会務報告

平間事務局長より、別紙資料「第84回総会会務報告」等にもとづき、今総会において会長代行から報告のあった次の会務報告事項について説明があった。(詳細は総会議事要録参照)

(1) 建議及び要望書の提出について

1) 「建議」

昨年11月総会で承認された「建議」を総理大臣、大蔵大臣、文部大臣ほか関係担当官に提出した。

2) 「国立大学の学生納付金の改定について」

国立大学の入学金、検定料の増額改定の動きが伝えられたので、要望書「国立大学の学生納付金の改定について」を取りまとめ、これを文部省および大蔵省に提出した。

3) 「国立大学の授業料について」

消費税の実施による歳出経費の増に伴うものとして、在生を含めて授業料の増額改定が目論まれている旨伝えられたので、急遽、要望書「国立大学の授業料について」を作成し、これ

を文部省に提出した。

(2) 外国大学長の招致について

昭和63年度の外国大学長招致事業として、スウェーデンから3大学の学長を招いた。

(3) 平成元年度予算編成に関する文部省との懇談会について

(4) 特別会計制度協議会

平成2年度予算に関し、国立学校特別会計への一般会計からの繰入れ増額、留学生受入れ体制の整備、学生納付金の増額改定についての慎重な配慮等について要望し、意見の交換を行った。

(5) 全国高等学校長協会との懇談会について
全国高等学校長協会からの申し入れにより、入試問題について懇談した。

(6) 日教組との会談について

日教組大学部からの申し入れにより、去る3月1日、4月21日および5月16日の3回にわたり、技術職員問題及び教職員の待遇改善について懇談した。

2. 議事概要

平間事務局長より、総会における議事概要について別紙資料をもとに次のように説明があった。

(1) 昭和63年度国立大学協会歳入・歳出決算について（「資料7」）

事務局から説明があったのち、阪上監事から、監査の結果、適正に処理されている旨報告があり、異議なく承認された。

(2) 平成元年度国立大学協会歳入・歳出予算案について（「資料8」）

事務局から説明があったのち、会長代行から、本案については去る6月7日開催の理事会に諮り承認を得ているが、従来の慣行で総会に

お諮りすることになっているので、追認願いたい旨述べられ、異議なく承認された。

(3) 理事の選任について

会長代行から、理事の選任について、各地区ごとに互選された理事候補者（「資料9」）について諮られ、異議なく承認された。

(4) 会長、副会長の選任について

総会第1日目の昼休みに開催された新理事会において互選を行った結果、会長および副会長が次のとおり決定した。

会長 有馬朗人（東京大学長）

副会長 熊谷信昭（大阪大学長）

// 田中郁三（東京工業大学長）

(5) 常置委員会委員の選任について

1) 代表者である委員の選任について

別紙「資料10」のとおり新委員が決定した。

2) 教員委員の選任について

常置委員会の教員委員の任期は、大学の代表者と同じく2年であり、従来は、6月総会における大学の代表者委員の改選前の理事会で選任していたが、次のような理由から、平成元年度以降は、選任の時期を約半年遅らせ、大学の代表者委員改選後の新常置委員会委員長の意向をきき、10月乃至11月開催の理事会において選任することとした。

① 「同一の大学の代表者及び教員は、同一の常置委員会の委員としない」こととしている（昭和39年11月決定「選任要領」）ので、大学の代表者委員の所属常置委員会の決定をまって教員委員を選考するのが適当である。

② 大学の代表者委員改選後の常置委員会において委員長が選出されるので、その新委員長の下で教員委員を選考するのが適当である。

なお、現教員委員の任期は平成元年6月に満了するが、改選期まで、なおその任に当たるものとする、経過措置が講じられた。

(6) 常置委員会委員長の選任について

総会2日目の午前中に開催された各常置委員会において委員長の互選が行われ、新委員長が次のとおり決定された。

- 第1常置委員会 新野神戸大学学長
- 第2常置委員会 前川群馬大学学長
- 第3常置委員会 松角熊本大学学長
- 第4常置委員会 野村東京水産大学学長
- 第5常置委員会 太田名古屋工業大学学長
- 第6常置委員会 高橋九州大学学長

(7) 監事の選任について

加納東京医科歯科大学学長および阪上東京農工大学学長が監事に再任された。

(8) 各委員会の委員長報告と協議について

総会第1日目に、前総会以降の各常置委員会および特別委員会の審議状況について各委員長から報告があり、総会2日目には、当日午前中に開催された各常置委員会の審議状況について各委員長より報告があった。(詳細は総会議事要録参照)

(9) 各地区学長会議の状況報告について

昨年11月総会以降、今総会までの間に開催された各地区の学長会議における審議の状況について、各地区世話大学の学長より報告があった。(詳細は総会議事要録参照)

(10) 入試問題について

第2常置委員会および入試改善特別委員会の担当する入試関係の問題については、「各委員会報告」と別に独立の議題として取扱われ、総会第1日目の午後、協議が行われた。

初めに丸井第2常置委員長より、国立大学における「帰国子女特別選抜」のあり方につい

て、平成2年度の国立大学入学者選抜における大学入試センター試験の成績の各大学・学部での取扱いについて、身体に障害を有する入学志願者との事前協議について、推薦入学制度の適切な活用について(要望書)、首都圏における大学入試センター試験の試験地区割の変更について、「平成2年度第2次試験実施上の申し合わせ事項」に係る協議事項(「後期日程」試験の第1段階選抜の結果発表期日、および「前期日程」試験入学手続完了者資料提供期日について)について説明があった。

次に、熊谷入試改善特別委員会委員長より同委員会の審議状況について以下のような報告があった。

平成3年度入学者選抜の基本方針について検討した結果、「平成3年度についても平成2年度に引続き『連続方式・分離分割方式併存制』とすることが望ましい」ということを確認し、これを総会に報告することとした。また、「分離分割方式」について、募集定員が少数のため分割できない専攻等における特例措置として予て一部に要望の強い“分割なき分離”方式の平成3年度入試における取扱いについて検討した結果、平成3年度についても、平成2年度と同様「分割できない募集単位については『連続方式』で実施することが適当であろうということになった。さらに、平成2年度実施要領の試験日程に関連し、大学入試センターより「前期日程の大学・学部についての入学手続完了者資料提供開始日を1日早めることが可能となった」旨連絡をうけて、同実施要領中の日程の一部変更案(「国立大学の入学者選抜についての平成2年度実施要領」の一部変更(案))を作成し、総会に提案することとした。

以上の説明があったのち、会長代行から、平

成3年度入学者選抜の基本方針について「連続方式・分離分割方式併存制」とすることが諮られ、異議なく承認された。また、『国立大学の入学者選抜についての平成2年度実施要領』の一部変更(案)」についても、特に異議なく承認された。

つづいて会長代行から、平成3年度入学者選抜についての今後の審議のすすめ方について次のように諮られ、了承された。

平成3年度入学者選抜の基本方針が承認されたので、この基本方針にもとづいて「実施要領・実施細目」等の原案の作成を入試改善特別委員会に依頼するとともに、その原案について各大学の意見を伺ったうえ11月総会に諮ることとしたい。また、これと並行して、各大学・学部における平成3年度入学者選抜第2次試験の実施方式・日程等について、予め会長名をもって各大学に照会し、できれば11月総会までにこれをまとめることにいたしたいが、如何かお諮りする。

(11) 当面する諸問題について

大学審議会の審議状況について、新野神戸大学長(大学審議会大学教育部会部会長代理)より、また、中央教育審議会の審議状況について、河野お茶の水女子大学長(同審議会委員)よりそれぞれ説明が行われた。

(12) 第85回総会の日時・場所について

次回総会は11月15日(水)、16日(木)、事務連絡会議は11月17日(金)、いずれも神田学士会館において開催することが決定した。

以上で第84回総会の全日程を終え、ついで午後3時30分より会長、副会長、第2常置委員会委員長等が出席し記者会見を行った。

以上をもって事務局長からの今総会の状況報告を終わった。

II 大学入試センター連絡事項

田保橋大学入試センター副所長より、共通第1次学力試験における各大学の協力に対する謝意、ならびに平成元年度共通第1次学力試験において理科の得点が科目間で大きな差異が生じたことに伴い、止むを得ず、得点修正措置をとったこと、これによって出願手続の変更等にお手数がかかることになりまことに申し訳なかったが、今後は問題作成に当ってチェックを厳重にし、かかる事態のないよう留意することにした旨述べられたのち、次の事項について配付資料をもとに概略の説明があった。

① 「平成2年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項」(案)について

「平成2年度大学入学者選抜大学入試センター試験実施要項」については、いずれ開催される大学入試改善会議の議を経て文部省が定める「平成2年度大学入学者選抜実施要項」にもとづき、大学入試センターとして決定のうえ所長名をもって通知が出されることになるが、これに先立って、去る5月23日開催された大学入試センター評議員会および大学入試センター試験協議会においてこの案が了承された。

この実施要項(案)は、先に大学入試センターが、文部省の「平成2年度大学入試センター試験実施大綱」(昭和63年10月高等教育局長通知)等にもとづき作成した「大学入試センター試験の実施について(骨子)」と基本的に変わりはなく、その違いは、その後の検討で具体化した出願期間、検定料等を明記したほか、身体に障害を有する入学志願者に対する試験実施上の措置内容を付加した程度である。

なおこの実施要項(案)の2の(2)による都道府県ごとに組織される連絡会議においては、大

学入試センター試験利用大学の間での、例えば地区割変更又は、試験問題の保管の困難な大学に対する支援等の問題を協議願うことになる。

② 平成2年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内の主な内容について

既に「受験案内」は成案を得ており、いずれ配布するが、この主な内容は配付の資料に記載されているとおりである。

③ 平成元年度における大学情報提供事業について

大学入試センターの大学情報提供事業の基本構想および今後の具体的事業のすすめ方等について調査検討委員会を設けて検討を行う。

「大学進学案内」(ハートシステム)の改善として、①国・公・私立大学を通じた横断的検索を可能にするとともに、大学入試センター試験を利用する私立大学については、個別の大学情報も提供するようにする、②ハートシステムの高等学校の利用状況、問題点等について全国地区ごとに数校ずつ調査する、③ハートシステムの普及を図ってマニュアルを高等学校に配付する、等の措置を講じることにしたい。

また、大学関係者と高等学校進学指導担当者との間の交流を図って、特定の都道府県において、講演・パネルディスカッションを内容とする「大学ガイダンスセミナー」の開催、さらには、大学情報提供事業の基礎資料として、国・公・私立大学の入学広報の実態調査を行う。

なお、例年刊行している「国公立大学ガイドブック」の平成2年度版を本年10月に発刊する予定で準備をすすめているので、ご協力をお願いしたい。

④ 平成2年度入学者選抜における各大学の募集要項等への記載事項について
大学入試センターでは、去る6月1日に開催

された入試担当者会議において、平成2年度入学者選抜大学入試センター試験の実施に係る事項について説明を行った際、平成2年度入学者選抜における取扱いに関し、各大学の募集要項等に記載が必要な事項として、一括して、次の4点を説明し、遺漏なきをお願いした。

- 1) 大学入試センター試験において受験することを課した教科・科目について、受験生がその要請を越えている場合の、その入学者選抜における取扱いについて(平成元年4月24日付国大協総第34号)
- 2) 身体に障害のある入学志願者の志望大学との事前協議(協議の時期、方法等)について(平成元年5月26日付国大協総第49号)(注)その後改訂された。
- 3) 成績請求票の取扱いについて
- 4) 大学入試センター試験「受験票」の取扱いについて

⑤ 平成2年度入学者選抜における「前期日程」試験合格・入学手続完了者資料提供開始日の繰り上げについて

平成2年度の「前期日程」試験合格・入学手続完了者資料提供については、3月18日午前8時からとしていたが、入試センターの電算機の更新、レベルアップ等により、これを一日早めることにし、また、提供する帳票様式も試験日程(B日程、C日程群及び後期日程)、大学・学部別に出願状況を表示することに改めることとした。

おおむね以上のような説明があり、大学入試センターからの事務連絡を終わった。

III 文部省等連絡事項

文部省および日本国際教育協会からそれぞれ所管事項に関し、概ね以下のように説明があっ

た。

梶野教職員課教員研修企画官

○ 教育職員免許法等の一部改正に伴う教職課程の認定について

教育職員免許法及び関係政令・省令が一部改正され、本年4月1日から施行されている。その改正の柱は、①免許状の種類の変更、②免許基準の変更、③社会人の活用の3点である。

このうち、免許状の種類については、従来の1級及び2級の普通免許状を、専修免許状、第1種免許状、第2種免許状の3種類に改められた。

また、免許状取得の学歴要件として、従来、小学校および中学校の1級は大学学部卒レベル、高校の1級は大学院（専攻科を含む）卒レベル、というように、同じ1級であっても学校種別に学歴要件が異なっていたが、今回これを学校種別に関係なく一律に、専修を大学院卒レベル、1種を大学学部卒レベル、2種を短大卒レベルとし、1種を教員の資質能力の標準を示す免許状として明確に位置づけた。

次に、免許状基準の変更については、単位の引上げを図り、省令で新しい科目の開設及びその内容を定めた。

さらに、社会人の活用として、新しく特別免許状を創設した。これは、学士の称号を有する者であって専門的知識・技能を有し、社会的に信望がある、等一定の要件をみたし、教育職員検定に合格した者に授与しようとするものであるが、これの選考にあたっては、認定課程を有する学部の学部長、小学校・中学校・高等学校の校長等、学識経験者の意見をきくこととしている。このほか、免許状を有していなくとも、教科の中の一部の領域、たとえば音楽における器楽演奏とか、体育における特定の競技に秀れ

た人材について、授与権者の許可を得て、他の職業に在職したまま非常勤講師に採用する途を開いた。

以上が今回の免許制度の改正の要点である。これをうけた新しい教員養成教育が平成2年度から実施されることになるが、これに伴い、現在、教員養成の課程認定をうけている全国の国公私立大学・短期大学の養成機関について、改めて課程認定を受け直していただくことになる。課程認定の審査基準、手続等を簡素化し、新しい免許法に沿ったカリキュラム及びそれに相応する教員組織を主に審査させていただくので、よろしく願いたい。

小林医学教育課長

○ 研修登録医制度について

このたび文部省では、日本医師会等からの要望をも踏まえて、医師及び歯科医師の生涯学習に資するとともに、地域医療の向上発展に寄与することを目的として、主として地域の開業医に国立大学の附属病院を研修の場として提供する「研修登録医制度」を発足させることとした。

この制度は、医師免許または歯科医師免許取得後2年以上を経過した開業医にあって、その所属医師会会長もしくは歯科医師会会長または所属長の推薦書等を添えた申請に基づき、病院長が許可する者について、1年以内（更新可）の期間、国立大学附属病院で研修にあたるものである。研修料は月額4,120円で、研修内容は、月4回程度で①指導教官の指導の下に、病棟回診、症例検討会その他の研究会に参加する、②指導教官の実地指導の下に、自らが紹介した患者の治療に参加する、等が考えられる。

平成元年度は、国立大学医学部・歯学部附

属病院の診療科の3分の1に当る診療科に各1人ずつ受入れていただけるよう予算措置を講じており、3年計画で全診療科にこの制度を広げて実施する考えである。各大学におかれては、この制度の発足に伴う受入れ規定の整備及び担当部課の確定を速やかにお願いしたい。なお、すでに類似の制度がある場合は、トラブルを避けるためにも今回の制度に統一されることがのぞましいと考える。

以上について、若干の質疑応答があった。

山本日本国際教育協会専務理事

○ 日本国際教育協会の事業について

本協会は、外国人留学生に対する福祉・援助及び教育交流等に関し次のような事業を実施している。(以下、配付資料について)

① 福祉・援助

- 医療費の補助(治療費の80%を援助する。国民健康保険制度と協会からの補助と併せることで、個人負担額は実額の6%の支払いで済む)
- 私費外国人留学生に対する学習奨励費の支給
(月額、大学院生65,000円、学部生等45,000円を支給。全体で2,500人)
- 宿舍費の補助及び登録宿舍予約金
(民間宿舎に入居している国費留学生に対して大都市で月額12,000円以内、その他の地域で9,000円以内を補助。また、権利金(礼金)及び敷金に5,000円を限度に援助)
- 国費留学生受入れ業務及び渡日一時金(25,000円)の支給

○ 留学生会館の運営

(駒場留学生会館, 関西留学生会館, 祖師谷留学生会館<建設中>)

○ 学生相談等

(学生相談カウンセラー, ホームステイ等)

② アフター・ケア

○ 帰国外国人留学生短期研修

(90日以内, 21名)

○ 専門資料の送付(帰国後3年間)

③ 各種試験の実施

○ 外国人日本語能力試験

国外で実施するよう検討中である。

(入学希望の大学に1級の成績を通知して私費外国人留学生選抜の参考に供する。)

○ 私費外国人留学生統一試験

(東京, 大阪, 九州<予定>)

○ 日本語教育能力検定試験

(東京, 大阪)

④ 国際交流の推進

○ 国際大学交流セミナー

交流親善に役立つので、各大学の利用をすすめたい。

⑤ 留学に関する各種情報の提供(留学情報センター)

○ 日本留学に関する情報の提供

○ 海外における留学説明会の開催

○ 海外留学に関する情報の提供

○ 各国政府等奨学金(外務省を通じて募集)

○ 出版物

「留学交流」(月刊)を昨年発行した。各大学の購読をお願いする。

以上をもって本日の会議を終了した。

第1 常置委員会

日時 平成元年6月14日(水) 10:00~12:00

場所 国立教育会館中会議室

出席者 新野委員長

伴、下田、林、関、河野、菅野、北條、長倉、中井、丸井、早川、西島、奥田、粟屋、久保田、安永、遠藤各委員
下沢、市川、瀧澤、野村各専門委員

議事に先立ち、新野委員(神戸大学長)が座長に推薦され、同委員司会のもとに開会した。

〔議事〕

1. 委員長の選出について

まず、委員長の互選を行い、その結果、新野委員(神戸大学長)が委員長に再選された。

ついで、新野委員長から、新たに本委員会委員となった伴北海道大学長、菅野長岡技術科学大学長、長倉総合研究大学院大学長、丸井愛知教育大学長、早川名古屋大学長、粟屋山口大学長の紹介があった。

2. 教員委員の選任について

委員長から、次のような報告及び提案があり、了承された。

常置委員会の教員委員については、従来、6月の総会において大学の代表委員を改選する前の理事会において選任することとなっていたが、6月13日開催の総会において、平成元年以降は、大学の代表委員を改選したのちに、新常置委員会委員長の意向を聴いたうえで、10月又は11月開催の理事会において選任することが了承された。

これに伴い、教員委員については、今後各委員とも協議のうえ選考することとしたい。

3. 技術系職員の問題について

委員長から、次のような報告があった。

6月13日の総会において、第4常置委員会委員長から、同委員会では、技術系職員の組織化及び研修制度の導入並びにそれに係る資格認定の制度を検討しているが、この問題は、第1常置委員会の任務である大学の組織、制度に関する検討事項にもかかわってくるので、今後第4常置委員会と第1常置委員会との合同会議を開催し、双方の協力体制のもとに検討を行っていききたいとの要望があった。

ついで、このことについて各委員から以下のような意見があった。

- この問題は、研究教育体制全般の問題として議論すべきである。技術職員を形式的に組織化するのではなく、研修やそれに係る評価に議論の重点を置くべきである。第1常置委員会の任務(大学の組織・制度、研究・教育体制の検討)ともかかわってくる問題と思われる。
- 事務系職員についても、行政組織にそった事務組織は、大学の運営にそぐわない面があり、このことも問題として同時に取り上げてはどうか。
- かつて、第1常置委員会、第4常置委員会等の委員によって構成する専門官制度特別委員会を設けて、本来の任務とは異なる形で職務に従事している助手の問題等について検討を行ったことがある。
- 大学の職員全般の問題として枠を拡大すると、今まで検討してきた技術系職員の問題が

曖昧になる恐れがある。これまで第4常置委員会が検討してきた技術系職員の問題を整理したあとで、職員全般の問題を取扱うかどうか検討してみてもどうか。

- 本委員会は現在大きな課題と取り組んでいるが、本委員会の任務の性格上他の委員会での検討課題と本質的に関り合いが生じ、合同会議の必要もでてくるが、その場合会議の中心はあくまでも申し出た委員会ではないか、今後もこのようなケースが出てくる可能性も考慮し、今回は両委員会による合同会議という形をとらないで、本委員会に小委員会を置き、第4常置委員会と連携をとりながら検討を進めてはどうか。

概略以上のような意見交換の後、委員長から次のような提案があり、了承された。

技術系職員の問題は、本委員会の任務とも関連することではあるが、本委員会の本来の任務がこれ以上負担となることは望ましくない。この問題は、第4常置委員会を中心として検討を進めるよう同委員会に申し入れることとし、本委員会の協力の仕方としては、小委員会等の形による協力等も考慮のうえ、委員長が、第4常置委員会委員長に相談のうえ決定することとしたい。

4. “陽の当たらない” 研究分野の問題について

委員長から、“陽の当たらない” 研究分野の問題についてこれまで、本委員会を3班に分けそれぞれの課題について検討を行ってきたが、今後の検討の進め方、班の構成をどのようにするか各委員の意見を伺いたい旨の発言があり、次のような意見の交換があった。

- 各班のまとめについて議論した後に、今後

の進め方を検討してはどうか。

- 各班長は、今まで一般の委員より深く問題に取り組んでおり、引続き今後の検討を進めるためには、従来の班構成がよいと思う。

以上の意見の交換が行われたのち、委員長から、新たに6名の委員が加わったので班責任者と班構成を協議したい、また、各班で再度原案を作成のうえ本委員会で検討・整理を行うことにしてはどうかとの提案があり、これを了承した。

引続き委員長より標記課題に関連して、日本学術会議議長から内閣総理大臣宛に提出された「大学等における学術研究の推進について—研究設備等の高度化に関する緊急提言—(勧告)」及び「民間企業の研究活動調査(科学技術庁政策局)」、「我が国の研究費に係る問題点について」等の資料に基づき説明があった。

ついで、各班長から課題ごとの検討の経過及び内容について大要以下のような報告があった。

第1班(班長:西島委員)

課題: 基底に横たわる考え方

- ① 陽の当たらない研究分野という概念は適当ではなく、むしろ大学が、大学らしい研究を行っているのかどうかについて検討を加えることが望ましいと思われる。

- ② 大学自身が自己評価を行い、大学らしい研究とは何かということを取りまとめ発表することが望ましい。

- ③ そのためには、大学自身が大学の組織・研究教育体制に対する基本的な考え方をもち、それを社会に対し積極的に説明していく必要がある。

第2班(班長:新野委員)

課題：科学・技術の進歩と大学における研究推進上の諸問題

- ① 個々の研究者の能力を生かせる研究体制の確立に関する問題について、整理を行う。
- ② 基礎的研究領域における効率主義的、成果主義的評価が、研究の推進に寄与しないことについて整理を行う。
- ③ 教育を受ける学生が進んで科学研究の領域に参加していくようなシステムについて検討を行う。
- ④ 大学における研究費、研究設備、研究協力体制等の不十分さについて、具体的な各種資料を中心にしながら明らかにし、研究推進上の諸問題について検討を行う。

第3班（班長：北條委員）

課題：改善の具体策

- ① この問題は、研究費の増額が前提となっていると思われる。
- ② 世論に訴えて大学の現状を一般国民に理解してもらう。
- ③ この問題について理解を示してくれる報道機関グループに協力を要請し、これらを積極的に活用する。

なお、この間に委員長より、昨年10月開催の七国立大学長会議において協議された大学院問題は全大学にも共通する問題も含んでいるとうけたまわっているため、資料を作成された早川委員からご披露願いたい旨要請があり、同委員より「大学院の充実と改善に向けて」と題する

提言要旨（案）（討議資料）について説明があった。

このあと、次のような意見交換が行われた。

- 社会一般では、大学に対する認識がそれほど深くないと思われる。
- 大学に対する大学自らの考え方を、社会に対し表明することが望ましい。
- 1班と2班は同じ基盤に立った問題について検討をしていると思われるので、両班を統合し、現在の大学における基本的な問題点を中心に据え、将来の大学の在り方についてまとめていくのが望ましい。
- 今までの国大協の対応の仕方には積極性に欠ける面があったので、実現可能な具体的な目標を定めたいうえで粘り強く対応し、目標を実現していくことが必要である。

5. 要望書について

委員長より、夜間主コース設置5大学から、国大協に提出された夜間主コースの法的位置付け、単位取得数の拡大等の要望書について報告があった。

6. 大学評価の問題について

委員長から、次のように述べられた。

「大学の評価」の問題については、本委員会で総会に報告し、ひとまず締め括ってあるが、大学審議会から国大協に意見を求めてくることも予想されるので、各委員でご検討願ひ、積極的な意見をお聞かせ願ひ機会を設けたい。

以上をもって本日の会議を終了した。

第2 常置委員会

日時 平成元年5月26日(金) 13:30~15:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 丸井委員長

福土、菅野、久佐、前川、吉田、内海(代理:手塚学生部長)、本陣、佐野、出口、金築、浅田、迎、土山、早川各委員

松井、猪岡各専門委員

(大学入試センター)有江所長、田保橋副所長

(文部省)伊勢呂大学入試室長

丸井委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、内海委員(東京商船大学長)の代理として出席の手塚東京商船大学学生部長の紹介があった。

〔議事〕

1. 身体に障害を有する入学志願者との事前協議について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

身体に障害を有する志願者との事前協議の取扱いについて、前回いただいたご意見を踏まえ、配付の「身体に障害を有する入学志願者との事前協議について(連絡)」(案)を作成したので、これについてご審議いただきたい。

ついで、配付資料をもとに協議が行われた。その結果、若干字句修正を加えてこれを了承し、委員長名をもって各大学長宛送付することとした。

2. 平成2年度大学入試センター試験について

このことについて、初めに有江大学入試センター所長から、去る5月23日開催された大学入試センター評議員会および大学入試センター試験協議会において「平成2年度大学入学志願者選抜大学入試センター試験実施要項(案)」等が了承されたので、同案および関連する資料につい

てご説明申し上げたい旨述べられ、ついで同センター田保橋副所長から、次の配付資料をもとに詳細にわたり説明があった。

① 「平成2年度大学入試センター試験の実施について」

② 「平成2年度大学入学志願者選抜大学入試センター試験実施要項(案)」

(これは、今後、大学入試改善会議の議を終て文部省が定める「平成2年度大学入学志願者選抜実施要項」に基づき決定のうえ大学入試センター所長名をもって各大学長宛通知される)

③ 「平成2年度大学入学志願者選抜大学入試センター試験受験案内の主な内容」

(検定料、志願票、成績請求票、試験期日、受験教科・科目の成績提供方法、身体に障害のある入学志願者の受験特別措置・志望大学との事前相談、等のほか、試験地区区分について埼玉県草加市・越谷市及び神奈川県横浜市の神奈川区・西区を東京地区へ変更した)

④ 「『前期日程』試験入学手続完了者に係る合格状況資料について(案)」

(「前期日程」試験合格・入学手続完了者資料提供の開始日を1日早め、また提供する帳票の様式を改め試験日程、大学・学部別に出願状況を表示することとした)

- ⑤ 「平成2年度大学入学者選抜における大学入試センター試験利用大学」
- ⑥ 「平成2年度大学入学者選抜大学入試センター試験説明協議会及び入試担当者連絡協議会（第1回）開催日程」
- ⑦ 「平成元年度における大学情報提供事業について」

以上の説明に関連して委員長から、次のように述べられた。

首都圏における平成2年度大学入試センター試験の試験場問題については、広域化の要望も踏まえて関係地区大学長と協議の上、大学入試センターの協力を得て東京地区入試事務担当者間で検討がすすめられた結果、当面は従前どおり、都道府県を単位とする地区割体制を維持することとし、ただいま大学入試センターから説明があったとおり、平成2年度について、埼玉県との二つの市および神奈川県横浜市の二つの区を新たに東京地区へ編入する措置がとられることとなった。また、平成2年度第2次試験の実施日程に関し、「B日程」試験実施大学からの

要望の趣旨に沿って「前期日程」試験入学手続完了者資料提供が、大学入試センターのご努力により電算機の更新、レベルアップ等で1日早められることとなったことに伴い、昨年11月総会で了承を得ている「平成2年度実施要領」を一部修正する必要があるが、これについては、いずれ入試改善特別委員会において所要の措置がとられることになると思う。なお、例年大学入試センターが主催し各地区で高等学校関係者を対象とする共通第1次学力試験説明協議会が開催される際に、その都度、本委員会から委員及び各地区の入試担当課長等を派遣して第2次試験の「実施要領」等に関する説明を行っていたが、平成2年度は第2次試験の基本方式に変更はなく、特に新しく説明することもないので今回はこれを取り止めることにしたい。

以上のうち、第2次試験の実施方式・日程等に関し、若干意見交換が行われ、最後に、委員長から、来る6月末、学長の任期満了により退任する旨挨拶があって、本日の会議を終了した。

第2 常置委員会

日時 平成元年6月14日（水） 10:00~12:00
 場所 国立教育会館 404号室
 出席者 前川委員長、丸井前委員長
 小林、福士、菅野、久佐、吉田、太田、本陣、武田、巽、出口、田中、浅田、迎、松浦、志賀、早川各委員
 松井、金子、猪岡各専門委員

議事に先立ち、丸井前委員長が委員長選出までの間座長を務めることが了承され、同前委員長の司会のもとに開会した。

〔議事〕

1. 委員長の選出について

まず、委員長の互選を行い、前川委員（群馬

大学長）が委員長に選出された。

ここで前川委員長が議長となり、同委員長より委員長就任の挨拶があったのち、各委員の自己紹介があった。

2. 報告事項（全国高等学校長協会との懇談について）

委員長から次のような報告があった。

6月12日に国大協と全国高等学校長協会との懇談会が行われた。本協会から田中会長代行、熊谷副会長、丸井第2常置委員会委員長及び前川委員が出席し、入試問題について懇談を行ったが、その際、全国高等学校長協会から以下のような要望があった。

(i) 基本的方針について

- 入学者選抜の方法については、学力の到達度の判定のほかに多様な尺度による選抜を一層踏ること。
- 試験問題の出題内容について、学習指導要領にもとづく教育内容から逸脱することのないよう改善すること。
- 入学試験実施期日について、現在より早くしないこと。

(ii) 入試改革について

- 入試改革については漸進的・段階的にすすめること。
- 国・公・私立大学各関係諸団体と高校長協会との定期的な連絡協議の場を設けること。

(iii) 大学入試センター試験について

- 実施時期をできれば1月下旬に繰り下げること。
- 出題内容について、思考力、応用力、創造力をみる工夫をすること。
- 科目間の得点修正については、その可否、基準も含め、予め十分検討し、事前に発表すること。

(iv) 第2次試験について

- 受験機会の複数化を今後も維持すること。
- 試験の実施方式については、今後「分離・分割方式」に統一されることを希望す

る。その場合、前期・後期日程の各定員のバランスに配慮すること。

- 各大学の入学者選抜実施要項の発表を試験実施の2年前の秋までに行うようにすること。
- 多様な尺度で総合的に選抜を行うようさらに工夫改善すること。
- 2次試験に課す教科目は最低必要科目とすること。

(v) 推薦入学について

- 推薦入学の選考期日は前年12月以降にすること。

3. 教員委員の補充について

このことについて、委員長から次のように述べられ、了承された。

本年3月に定年退官された片山委員（広島大学教授）の後任の教員委員の補充をしたいが、これについては、教員委員の地区割当規定もあるので、同じ中国・四国地区から充てることとし、その人選について同地区理事世話人と協議することをご了承いただきたい。

4. 身体に障害を有する入学志願者との事前協議について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

身体に障害を有する志願者に対する各大学の事前協議の扱いに関し、去る5月26日付け第2常置委員会委員長名で各国立大学長あて連絡を差し上げたが、これについて、去る6月7日開催の理事会ならびに昨日の総会でいただいたご意見を踏まえて、先の連絡文中の各大学との協議の期日を、「前年12月15日以降」にの前に「原則として」の文言を付け加え、改めてこれ

を各大学に連絡することには如何か、お諮りする。

これについて協議の結果、異議なく了承された。

5. 今後の審議課題について

今後の検討課題について協議が行われ、私費留学生の問題（選抜のあり方、等）、夜間主コー

スの問題（他コース受講許可単位数の拡大等）、入試改革の理念の明確化及び入学者選抜方法のあり方（推薦入学、帰国子女、社会人入学等の特別選抜、面接・小論文、等）等の問題が提起された。

以上をもって本日の議事を終了し、次回は9月25日（月）午後1時30分から開催することとした。

第3 常置委員会

日 時 平成元年5月11日（木） 13:30~16:10

場 所 国立大学協会会議室

出席者 松角委員長

藤井、高橋、篠筈、藤川、加納、太田（代理：藤江保健管理センター長）、上原、本多、鈴木、蜂須賀、巽、俵、榎本、松浦各委員

小路、柳沢、小林各専門委員

（文部省）喜多学生課長

松角委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から委員長就任の挨拶があり、ついで学長任期満了によって辞任された委員の後任として新たに委員になられた篠筈福島大学長、松野上越教育大学長、（欠席）および新たに委員になられた長倉総合研究大学院大学長（欠席）ならびに太田委員（横浜国立大学長）の代理出席の藤江保健管理センター長および本日出席の文部省喜多学生課長の紹介があった。

ついで本年4月3日逝去された中山委員に対し、哀悼の意が表された。

〔議 事〕

1. 今年度の就職問題について

初めに、委員長から次のように述べられた。

去る3月13日付の書面をもって本年度の就職協定期日を各委員に連絡したとき、3月8日開催の就職協定協議会世話人会で申し合わせた「ただし、本協定によって高校生の採用が不利

にならないよう十分配慮すること」の一項をただし書きとして付記したが、その後就職協定協議会で、このただし書きは高校側の問題であって大学側の問題ではなく、学生を受け入れる企業側への要望であることなどの理由によって文面には付記しないこととなり、「平成元年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職協定期日等について——文部省高等教育局長通知」（配付資料）では、ただし書が記入されていない。この点ご了承願いたい。

ついで委員長から、今年度の就職協定期日は、従来の3段階方式から、8月20日企業等の説明・個別訪問開始、10月1日採用内定開始の2段階方式に改められたが、その間の経緯などについて小林専門委員から説明願いたい旨要請があり、同専門委員から文部省通知等に基づいて、概ね次のような説明があった。

(1) 昨年は8月20日企業等の説明開始、9月5日企業等個別訪問開始、10月15日採用内定開

始の3段階方式であった。その中の9月5日は高等学校側の事情に対する配慮によるものであったが、大学側にとっては、8月20日の企業説明会に出席する学生と9月5日の企業訪問の学生が区別がつかなくなり、実質的には存在意味がないとの理由によって高校側の反発もあったが、今年度は大学側の実態に近い2段階の分け方となった。

(2) 業界研究会は、昨年度から実施しているが問題点もあったので、今年度は昨年よりも整理された研究会になっている。この研究会の目的は、学生の適正な職業選択のために各業界の情報を適切に提供する、ということにあり、期間は5月15日から6月30日までであるが、あまり熱心になると学生の青田刈に連動する危険もある。

(3) 求人申し込みの受理や求人内容の提示は昨年と変わらない。

次に文部省喜多学生課長から、就職協定は昭和28年から始まり紆余曲折はあったが、今日まで続いていること、大学の最終学年の教育研究に影響を与えることの防止や学生に就職選択機会を公平に与えるという意味から就職協定の存続は必要と考えること、昨年就職協定協議会が発足し、従来大学側と企業側が別々に決めていたものが同じテーブルについて協議することになったこと、本年度の就職協定期日は2段階になり昨年度よりシンプル化した、高校生の就職に不利にならないように考慮願いたいとの文部省の要請を受けて、日経連は各企業に連絡したこと、などについて説明があった。

2. 理工系学生の就職問題について

初めに、委員長から、学生の就職問題は歴代委員長のご努力により漸次改善の方向に向って

いるが、理工系学生の就職問題、教育学部学生の就職問題、外国人学生の就職問題などが今後の検討課題として残っており、なかでも理工系の就職は近年社会的ニーズによって金融・第3次産業等にまで多様化し、就職協定との関連もあり各方面で話題になっている。そこで、この件に関する就職協定検討委員会の検討状況について、小林専門委員から説明を願いたい旨述べられ、同専門委員から、「理工系就職協定問題について一就職協定検討委員会案」(配付資料)に基づき、概ね、次のような説明があった。

理工系就職協定の問題については、4月26日、就職協定検討委員会で討議した委員会案をまとめ、5月10日の就職協定協議会特別委員会の席上で企業側代表委員にその内容を説明したところであるが、成案に至るまでには大学側の理工系教官の意向を徴するなどの手続きを踏む必要があるもので、相当時間がかかるものと思う。就職協定検討委員会案の主な点は、学内推薦会議による推薦制度を残したこと、8月1日学内選考開始、8月20日企業側の選考開始などの点であるが、この案によれば、人文系と理工系で同じ歩調が取れるのではないかと考える。ただし、8月1日以前に工場見学とか工場実習などで企業側の関係者と学生が接触する機会があるなど、種々の問題点も含んでいる。

以上のような説明ののち、次のような質疑応答があった。

- 私の大学には、就職を担当する委員会があって、この委員会を経て推薦することになっているので、特定の企業と教官が結びついた就職はあり得ない。
- 大学と企業が共同研究をしている場合、その企業の研究者が大学に来訪することや、大学の先輩が母校に来訪する場合などによる学

生と企業の接触は、防ぎようがない。

- 現在の社会状況からみて、理工系と文科系を区別することは難しく、特に情報系企業や第3次産業系企業となると困難である。従って理工系就職問題について大学側はどのような姿勢を企業側に示し、どのように対応するか、という問題がある。

またわが国の産業発展の基盤は中小企業が支えている面が非常に多いので、優秀な卒業生が中小企業に就職することによって産業レベルを押し上げる必要があるが、大学側がこの点について、どのように考えていくべきかが今後の課題である。

- 学生にとって魅力のある中小企業だと、大企業により中小企業で思う存分働きたいという学生もなかにはいる。
- 8月20日企業等の説明・個別訪問では大学院の一般選考が8月末にあるので早すぎるのではないかという声もある。また、噂によれば今年の就職協定は守れないと公言している企業が相当数あるということだ。

以上の意見交換ののち、委員長から、この理工系の就職協定検討委員会案は、今後しかるべきところで検討を重ねることになっており、本日は話題にした程度にとどめたい旨の発言があった。

3. 保健管理センターの充実と改善に関するアンケートの結果について

初めに、委員長から大要次のように述べられた。

(1) 本委員会は、学生の厚生補導の立場から休退学、留年の増加や、無気力学生の問題を、昭和58年頃よりとりあげて検討してきたが、その後学生の心理面の健康問題が大きな割合を占

めることになってくるとともに、学生の休退学、留年、無気力学生、進路変更などの対応については、保健管理センターの役割が大きいという認識のもとに検討を続けてきた。

(2) 昭和62年3月、国立大学保健管理センター所長会議から第3常置委員長宛に保健管理センターの充実改善についての要望書の提出があった。

(3) 昨年11月9日の本委員会でアンケートについて了承を得、全国立大学保健管理センター長にアンケート調査を依頼し、この度その調査結果がまとまった。小路専門委員には、このアンケートの設問の段階から集計に至るまで大変ご努力いただいた。

ついで、小路専門委員から「アンケート調査結果」(配付資料)に基づいて、概ね次のような報告があった。

昨年11月9日現在で95国立大学中86大学が保健管理センターをもっており、残り9大学が未設置ながら保健室のような組織をもっているの、95大学から何らかの形で回答があった。アンケートは昭和60年度、61年度、62年度の3ヶ年間の調査である。「設問1」は学生の休退学、留年、飲酒事故についてで、休学は約1.03%、退学約1.16%、留年約5.71%となっており、死亡学生は573人で、事故死・自殺・病死の順になっている。飲酒事故は51件で、これらに対して何らかの対応策が必要とする回答は82.1%であった。

引き続き「設問2」学生の精神衛生、心理相談、「設問3」健康教育問題、「設問4」外国人留学生の健康問題、「設問5」職員の健康管理、「設問6」B型肝炎ウイルス予防ワクチン接種問題、「設問7」センターの研究機能とセンターからの機器購入の要求問題の回答の概要につ

いて説明があり、最後の「設問8」センターの充実と改善についての意見では、センター未設置大学の早期設置要求、予算の増額、要員の増加、設置法施行規則改正による教育研究機能の附与要求などが目立った旨報告があった。

以上の報告ののち、次のような質疑応答及び意見交換があった。

- 留学生の増加に伴ってマラリヤ、アメーバ一赤痢などの感染症が最近問題になっているが、エイズについても対策を考えておく必要がなからうか。
- アンケート結果によれば学生の自殺が予想以上に多いが、日頃死にたいと言い続けていた学生を精神科医に診せたら非常に危険な状態にあるということですぐ帰省させたら治った例もある。早期に対応することが必要だ。
- 東南アジア系の学生は欧米系に比べ内向的であり、これが積り積って思わぬ方向で爆発してしまう傾向がみられる。また学生の自殺であるが、その真の原因を究明することはむずかしく、いろいろな要因があるものと推測せざるを得ないが、自殺学生の友人の話を総合して判断するより方法がない。この自殺予防対策にはセンターの機能にたよるばかりでなく、当該者の友人とセンター、友人と精神科または心理学の専門家などの連携が必要と考える。なお事故死は学校の立地条件や環境にも因果関係があるのではないかと思う。
- 留学生の健康管理問題は、国際交流問題等を扱う第5常置委員会の担当か、または本委員会の担当なのか。
- 先般の春秋の国大協総会における審議状況から推量して、第5常置委員会が主体で本委員会は従であると理解している。
- センターは学生の厚生補導のための機関で

あり、従って教育研究機関でないとする、科学研究費補助金は受けられない、大学院や医療関係の調整手当もでない、省令改正もままにならない、学内措置で運営と言っても各大学・学部の自治の範囲で考えると中々困難である。ここにセンター教官側の問題意識があるのではなからうかと思う。

- 省令を改正してセンターに教育研究機能をもたせてもらいたいとの希望のようであるが、文部省としては差当たりセンターの未設置大学をなくそうと考えており、これが第1の目標である。これも難しい財政事情の中で年1校を認めてもらえるかどうかという状況である。

次は既に認められているセンターの整備であって、まだ助教授のみ、講師のみというセンターが相当数あるので、これを整備することが第2の目標と考えている。従って、一律に省令を改正してセンターに教育研究機能をもたせる時期ではないのではないかと考える。このような状況であるので名古屋大学、大阪大学、九州大学又は図書館情報大学等の改組のように各大学の実状に沿った計画があったら文部省に相談願ひ検討させていただきたい。

以上のような質疑応答及び意見交換ののち、委員長から次のように述べられた。

このアンケート回答の内容については、今後検討すべき点がいくつかあるが、外国人留学生やB型肝炎ウィルスの学内感染の問題などは新しい問題としてでている。また学生の進路適正の問題は本委員会だけで検討しても十分でない側面もあると考えるが、学生の厚生補導にも関連すると考えるので今後検討を加える必要があらう。

なお、センターの在り方の問題については、各大学の事情によって違うが、教養学部がセンター教官と密接な連絡をとり、センター教官が教養課程の教育に参加するように工夫している大学もあり、それぞれの大学の実情に応じて実質的な組織替えを検討されるのが現時点での対応策ではなかろうか。

4. その他

(1) 委員長から、故中山昭雄委員（教員）の後任については、同一大学の代表者及び教員は同一の常置委員会の委員としないとの取り決めがあるとともに、来る6月14日の総会で各常置委員会の新旧交代があるので、委員長に一任願いたい旨要請があり、了承された。

(2) 学生の国民年金について

このことについて委員長から次のように述べられた。

この件は本委員会で初めての話題であるが、来年4月から満20歳以上の学生は、国民年金制度に強制加入するということが閣議決定されたということであるので、喜多学生課長に、この間の事情について説明をお願いしたい。

ついで同課長から「学生（20歳以上）の国民年金への強制加入について」等（配付資料）に基づいて次のような説明があった。

国民年金は原則として成人になると強制加入ということになっているが、学生は現在のところ任意加入である。学生を任意加入のままにしておくと、20歳以上の学生が障害者になった場合、将来にわたって障害年金受給資格がなくなることで、国民は満20歳で加入し60歳で老齢年金を満額受給するという年金制度の下で学生だけ

を任意加入のままにしておくのは年金制度の趣旨から問題がある、の2つの点から学生を強制加入させるべきである、との年金審議会からの答申にもとづいて、厚生省は年金改正法案を今国会に提出した。この法案が成立すると来年（平成2年）4月から学生（20歳以上）は強制加入ということになり、月額8,400円、年額約10万円の掛金を納入しなければならない。この場合、下宿学生は世帯主として殆ど全て免除になるが、自宅通学生は生活保護世帯、寡婦等を除き掛金を納入するということになる。この点年金審議会の答申にも「親の保険料負担が過大にならないよう適切な配慮がなされるべきだ」とあるように、自宅通学生をもつ家庭も免除対象の中に入れ適切な配慮を加えるよう厚生省と折衝しているところであるが、財政当局ともからむ事柄でもあるので、具体的にどのようなかは今後の問題である。

以上について若干の質疑応答があったのち、委員長から次のように述べられた。

学生の国民年金問題は、一部の大学では学生から学長にどのように対応するのか明らかにするよう申し入れがあったところもあるようであるが、現時点ではまだ回答のできる段階ではない。ただ、今後各大学においてこの問題に対応するためには国大協でも検討することが必要であり、本委員会で資料を集めるなどして、その趣旨又は疑問点などを明確にしておく必要があるかと思う。本委員会がこの問題を担当すると決まったわけではないが、本日この話題を採り上げた次第である。

以上をもって本日の議事を終了した。

第3常置委員会

日時 平成元年6月14日(水) 10:00~12:00

場所 国立教育会館403号室

出席者 松角委員長

藤井, 高橋, 篠筈, 藤川, 加納, 内海, 松野, 鳥塚, 本多, 佐野, 蜂須賀, 上寺,
檜, 西田, 榎本, 岡本各委員
小路, 柳沢, 小林各専門委員

議事に先立ち、松角委員(熊本大学長)が座長に推薦され、同委員司会のもとに開会した。

ついで、各委員の自己紹介があったのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 委員長の選出について

委員長の互選を行い、その結果、松角委員(熊本大学長)が委員長に再選された。

2. 委員会の審議事項について

このことについて委員長から大要次のように述べられた。

① 就職協定検討委員会で理工系の学生の就職が問題になっている。最近専門分野にこだわらず就職先を選ぶ傾向があり、いわゆるメーカーに必ずしも理工系の学生が就職しないという問題がある。また、教員の就職についても若干問題提起がなされており、このあたりが今後の課題になろう。いずれにしても、就職協定は存続することが望まれる。

② 保健管理センターの問題について

「国立大学保健管理センターの充実と改善に関するアンケート調査」報告をまとめたが、この中で精神面の管理と進学適性の問題、留学生の健康に関する問題が今後の課題として残るであろう。

引続き、小林専門委員から本年度就職状況について、理工系を中心に内定の早期化が見られる旨報告があった。

ついで、概ね次のような意見交換があった。

○ 特に理工系の学生の好み、志向が変わって来ている。求人攻勢が激しく、博士課程に残る学生が少なくなっている。

○ 理工系の就職先については、進学と適性の矛盾、特に理工系でその分野が好きで入るといよりも、入れる大学・学部を選ぶという、本人の適性と無関係に選ばれていることから生ずる問題もある。

○ 最近の若者には耐えるとか我慢する習慣の欠如があり、自己を表現する言葉を知らないタイプの学生が要注意である。

○ これらの問題を抱えている学生のカウンセリングについて、特にこういう学生は教官には相談しないという限界があるのではないか。学生との接触という面では、例えば保健センターの先生に負担にならない程度で授業を持ってもらうのもよいのではないか。

○ 学生との接触、学生の観察という面では学生部のベテラン職員が気がつくケースが多い。この職員を職制の中で位置付け出来れば有能な職員が増えるであろう。

以上をもって本日の議事を終了した。

第4常置委員会

日時 平成元年5月16日(火) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 野村委員長

南部, 石井, 林, 浜田, 阪上, 小出, 大谷, 鳥塚, 西原, 前田, 上寺, 楠田,
岡本, 井形各委員

小島, 熊沢, 中條, 日下, 横澤各専門委員
(文部省) 磯野人事課給与班主査, 外2名

野村委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長から委員長就任の挨拶があり、ついで学長任期満了によって辞任された委員の後任として新たに委員になられた、浜田茨城大学長、阪上東京農工大学長、鳥塚福井医科大学長ならびに本日出席の磯野文部省人事課給与班主査の紹介があった。

〔議事〕

1. 専門委員の委嘱について

定年退官に伴って辞任された安藤専門委員(埼玉大学事務局長)の後任として横澤東京大学庶務部長の専門委員委嘱を承認した。

2. 前回委員会以降の状況について

委員長から、昨年5月18日の本委員会以降の状況について、次のような報告があった。

(1) 昨年6月13日の第82回総会で、国立大学教官等の待遇改善に関する要望書(案)は承認され、人事院勧告の取り扱いに関する要望書案は、勧告とその後の動向をみながら提出することとし、その案文の起草と提出時期は会長と第4常置委員長に一任された。待遇改善に関する要望書は、昨年7月4日、田中副会長、黒木第4常置委員長、野村、喜多両委員、平間国大協事務局長が同道し、人事院総裁、文部大臣および関係担当者へ提出し、また、人事院勧告に関する要望書は、昨年10月12日、野村第4常置委

員会委員長、喜多委員、平間国大協事務局長が大蔵大臣、総務庁長官、文部大臣に提出し、それぞれ実現方について要望した。

(2) 昨年9月7日及び本年4月26日に小委員会を開催した。

昨年9月7日の小委員では、さきの6月総会の決定をうけて、昭和63年度の人事院勧告の取り扱いに関する要望書(案)を作成するとともに、技術職員問題の検討経過を踏まえて組織化に伴う今後の問題点などを検討した。

本年4月26日の小委員会では、後に述べるように技術職員の組織化と研修の現況調査について検討した。

(3) 去る3月1日、日教組大学部からの申し入れで本委員会と会見(当方、野村、喜多)した。その申し入れ書の要点は、各大学の技術職員の組織化の足並みがまちまちであるので、国大協で調整してもらいたいなどであったが、国大協は各国立大学の方針を調整指導する立場にはないことを述べた。

大体以上であるが、国立学校庶務部課長会議第68回関東甲信越地区会議の議事要録および昭和63年度文部省所轄ならびに国立大学附置研究所長会議第3分科会の報告要旨(案)と東京工業大学における教室系技官の待遇改善について(中間報告)は、技術職員問題に触られているので、本日資料として配付した。

3. 教室系技術職員の組織化と研修の現況に関するアンケートについて

このことについて、委員長より次のように述べられた。

さきほど報告した本年4月26日の小委員会では、本委員会が技術職員問題について今後検討する事項は、①組織化した場合の専行職への移行段階を明らかにする必要があること、②人事院が国家公務員採用試験Ⅱ種相当と同等であると認める研修とは如何なる研修内容のものであるか明らかにすること、などであろうということになった。

その検討のためにはまず差し当り、本委員会として、各大学で現在どのような組織化を計画し、どのような状況で技術職員問題が進展しているのか、組織化に伴う研修についての各大学の問題点などをアンケートして現状を把握する必要があり、又その集約を各大学にフィードバックすると各大学の組織化にも役立つのではなからうかと考え、別紙のとおりアンケートの原案を作成した。

ついては、このアンケート調査の是非とその内容についてご審議願いたい。

ついで熊沢専門委員より、「教室系技術職員の組織化と研修の現況について（アンケート案）」に基づいて基本的事項、技官組織と処遇改善、研修について、など各設問の説明があった後、アンケートの目的、各大学がアンケート回答する際の組織単位、アンケート案文の修正、各大学からの質問への対応方法、アンケート記入責任者について、並びに発送及び回答の時期などの点について審議した結果、アンケート調査の実施が了承された。

なお、アンケート案文については、本日の意

見を踏まえて修正することを委員長に一任し、理事会の了承を得てから各大学へ6月末日までに発送することとした。

4. 要望書について

(1) 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書（案）について

委員長から、去る4月21日、日教組大学部からの申し入れで平間事務局長が会見した状況について報告願いたい旨の要請があり、次のような報告があった。

日教組大学部は「大学・高専教員の賃金改善について」（配付資料）の要求項目は殆ど昨年度の国大協の要望書に含まれているが、ただ大学・高専教員の専門性、入職年齢等を考慮して昇給停止の年齢を医療職俸給表適用の医師と同様に60歳まで引き上げる要求項目が含まれていないので、国大協の要望書に盛り込んでもらいたいとの要望内容であった。

ついで委員長から、去る4月26日の小委員会で平間事務局長の報告を受けて検討した結果作成したのが別紙の要望書（案）であり、ご審議願いたい旨述べられた。

ついで日下専門委員から、同案について昨年度の要望書と異なる個所の説明があり、審議の結果、原案を了承した。

なお、この要望書案は、理事会、総会の承認を得てから関係方面に提出することになるが、提出先および提出時期は委員長に一任した。

(2) 人事院勧告の取り扱いに関する要望書（案）について

審議の結果、昨年度と同様に人事院の勧告及びそれに対する政府の動向をみた上で文案を作成することとした。

なお、この要望書の取り扱いについては、提出時期と文案の作成は会長および第4常置委員長に一任するよう理事会、総会の了承を得る旨の発言が委員長からあった。

5. その他

「助手」の名称等について意見交換があった。
以上をもって本日の会議を終了した。

第4常置委員会

日時 平成元年6月14日(水) 10:00~12:00

場所 国立教育会館402号室

出席者 野村委員長

南部、石井、林、阿南、坂上、津田、小出、大谷、山崎、上原、西原、前田、小野、林、俵、楠田、井形各委員
小島、熊沢、横澤各専門委員

議事に先立ち、野村委員(東京水産大学長)が座長に推薦され、同委員司会のもとに開会した。

〔議事〕

1. 委員長の選出について

座長から、新たに委員長を選出願いたい旨諮られ、野村(東京水産大学長)が引続き委員長に選出された。

ついで、委員長から、新委員6人の紹介があった。

2. 教室系技術職員の組織化と研修の現況に関するアンケートについて

このことについて、委員長から概ね次のように説明があった。

昨日の総会において、教室系技術職員の組織化と研修の現況に関するアンケート調査を各大学に依頼することを報告し了承を得たが、本日そのアンケート(案)の内容を審議願ひ、最終決定することにしたい。

今回のアンケートを実施する目的は、前回の教室系技術職員の組織化についてのアンケートの結果、国大協が技術職員の組織化については、基本方針を提示することが望ましいとの意

見が多数あり、国大協で組織化案を数例図式に示して各大学に検討をお願いした。さらに専門行政職移行のためには、公務員Ⅱ種試験と同等の能力を必要とするとの人事院の基本方針があるので、研修・資格認定制度を具体化する必要から、各大学の自主的な研修、大学間の職能別の研修制度の確立を提言した。その後多数の大学で組織化についての検討が行われているが、組織化について学内での意見が異なる等各大学の進捗状況に差があり、また各大学の進捗状況が知りたいとの意見が当委員会のなかにもあるので、国大協では各大学の現状と問題点を把握するために今回のアンケートを実施することとした。アンケートの結果は至急集計し、内容を分析のうえ、ひとつの方向性を見出す材料としたい。

なお、この組織化の問題は第4常置委員会の所掌枠を越える問題でもあるので、第1常置委員会とも緊密な連携をとりつつ合同で検討する必要があると考える。

以上委員長の説明に続いて、配付されたアンケート(案)の各項目について審議に入り、①組織化について②研修Ⅰについて③将来に関わって、等について質疑応答、検討が行われ、文

言等に一部修正意見があった。

ついで、委員長から、本日指摘のあった点を考慮のうえ、専門委員にアンケートの一部修正をお願いし、これをもって各大学に依頼したい旨諮られ、了承された。

3. 今後の検討課題について

委員長から、今後の委員会の進め方について次のように説明があった。

当面はアンケートを整理し、検討することが

急務であるが、その他に助手、教務職員の待遇改善の問題もあるので、これらについてもどこまで踏み込んで審議するのか検討したい。

ついで、調整手当の見直しが人事院で検討されていると聞いているが、今年度の待遇改善要望書に盛り込む方向で検討してはどうかとの提案があり、若干の質疑応答と意見交換が行われ、その取扱いについては、具体的な動向をみて今後審議することが了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第5 常置委員会

日 時 平成元年5月23日(火) 13:30~15:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 山田委員長代行

鈴木、渡部、藤本、角田、菅野、山崎、太田、森(代理:北川教授)、藤永、栗屋、糸賀、東江(代理:金城学生部長)各委員

(文部省) 長谷川審議官、平国際企画課課長補佐、鈴木教育文化交流室専門職員

議事に先立ち、山田大阪外国語大学長より次のように述べられ、了承された。

病気療養中の長委員長より委員長代行の依頼があったので、1回限りということでお引き受けした。本日は、まず初めに、このことについて委員各位のご了解を得たい。

〔議 事〕

1. 平成元年度外国学長招致国について

初めに、文部省国際企画課の平中課長補佐より、次のような説明があった。

学者・専門家招致事業の一つとして、昭和49年以降毎年、国大協と協同で外国大学長を招致し、教育・学術・文化の交流の上で多大の成果を挙げている。本事業を始めて15年が経過したが、15年というのは一つの区切りでもあるので、今後本事業を進めるにあたって、招致方法や国内での受入れ体制の改善等に関して、ご検

討賜われれば幸いである。また、招致国についても、必ずしも未招致国を対象とするだけでなく、既招致国でも相当の年数が経過していれば日本の状況も変化しているので対象国としてもよいのではないかと考える。

以上のような説明があったのち、概ね次のような意見交換があった。

○ 本事業は、招致国の学長にわが国の学術・教育研究・文化等の現状を視察いただくと同時に、我々も招致国の学長を通し先方の大学の教育研究等の状況を学ぶところに意義がある。本事業の開始当時は、招致後、返礼として招致国から招待を受け、結果として相互交流が実現した例があるが、最近は一方通行になっている。今後もこのような傾向が続くなら、招致事業経費を招致経費と訪問経費の二つに使い分け、相互交流が可能となるよう招致事業の見直しを図ったらどうか。

第二に、数年前から外国学長招致候補国として、社会主義諸国の名が挙がっているが、種々の理由により実現するに至っていない。私は社会主義国も含め数多く外国へ訪問視察に行っているが、自由主義諸国の高等教育制度の情報等は相互に十分交換されており、かつそのためか日本との類似点も多いが、社会主義諸国については情報量も少なく、また研究教育面においても非常に異質な点が数多く存在する。例えば、モスクワ大学は日本の大学のような体制を取っておらず、化学については農芸化学、工業化学、医化学等、応用面も含めてすべて化学学部が研究教育にあたるという形態を採っている。このような在り方も大いに参考になるのではなかろうか。その他、社会主義諸国は、大学は基礎研究や真理の探求等に重点を置き、先端的な科学技術は政府の研究機関が開発にあたっているが、わが国の場合、経済界の要請が文教政策に影響を及ぼし、大学が余りにも先端科学技術の研究に傾斜しすぎている。基礎研究の重要性をもっと再認識すべきである。このように社会主義諸国には学ぶべき点も多く、国際交流もさらに積極的に推進すべきであると考えている。

第三に、学長の海外への公務出張の許可を得るのが大変に困難で、出張理由を不本意な形に変更しないと海外に出かけられないというケースがある。国際交流の必要性が指摘されている今日、文部省においても学長の海外出張について見直しをお願いしたい。

- ソ連とは一昨年、日ソ文化協定が締結され、その後具体的に交流計画に関する2国間協議が行われた結果、この4月より2年間にわたり教育、学術、文化、スポーツ等の分野で、留学生等の人的交流、教育研究あるいは

学術に関する情報・資料の交換等々の国際交流が進められることとなった。今回の交流事業には大学長の相互交流の計画はないが、当計画は2年毎に見直しを行うことになっているので、その必要性が認められればその実現も期待できよう。このような国際交流を契機に社会主義諸国との交流が活発になることを期待している。

- 外国学長招致国だが、数年前から提案され、またただいまご意見のあったように、社会主義国から招致したらどうか。
- 先方の都合等もあるので、候補国をもう一つ程度決めておいた方がよい。最近では先進国と発展途上国を交互に招致しているが、その順序からすると今年は発展途上国の順番である。その内未招致なのは中近東諸国、またラテンアメリカもブラジルとメキシコを招致したのみで、まだ候補国とすべき国々があると考える。

- どちらかという、ラテンアメリカ諸国からの留学生の方が多くそちらの方を候補国としたらどうであろうか。

概ね以上のような意見交換があったのち、国際交流の実状についての質問があったのを受けて、文部省より東欧の社会主義諸国及びラテンアメリカ諸国の国費留学生受入れ、研究者の受入れ・派遣、大学間国際交流協定等の現状について説明がなされた。

引き続き、次のような意見交換があった。

- ただいまの説明によると、社会主義諸国ではポーランド、ラテンアメリカ諸国ではアルゼンチンが交流実績が多いようであるので、この国を招致候補国としたらどうか。
- 昨年は東欧諸国を招致候補国としたが、先方には国大協に相当する機関がなく推薦依頼

等種々の困難があり、結局招致は実現するに至らなかったとのことだが、参考までに私見を申し上げたい。ただいま候補に挙げたポーランドは各学会が学術研究等に関してイニシアチブを持っているようで、通常は学会宛に専門分野を指定し人物派遣を依頼し、推薦のあった者を招聘するが、学会を介しての適任の学長の推薦依頼は困難と思われる。可能ならば、在外公館を通じ、学長及びその専門分野等を調査の上、適任の学長を指名し招致することがのぞましいと考える。

- 文部省の説明では、現在ポーランドの大学との間で大学間国際交流協定を締結している大学が8校あるとのことであるので、その大学を通してポーランドの情報を入手することも考えられる。

概ね以上のような意見交換があったのち、山田委員長代行より次のように述べられ、了承された。

ただいまのご協議によって、社会主義諸国からポーランド、またラテンアメリカ諸国からアルゼンチンを本年度大学学長招致候補国とし、いずれか一方の国から大学学長を招致することとした。

2. 平成元年度国際交流予算について

このことについて長谷川大臣官房審議官及び平中課長補佐より配付資料「第3回留学生関係閣僚懇談会取りまとめ資料要旨」、「平成元年度文部省留学生関係予算主要事項」、「国際学術交流関係予算」、「国際文化交流に関する懇談会最終報告要旨」に基づき、平成元年度国際交流予算及び留学生受入れ問題並びに国際交流促進のための政府の基本方針等に関して詳細な説明があった。

以上の説明に関して、概ね次のような意見交換があった。

- 留学生関係予算主要事項に、私費留学生援助施策として授業料減免措置の充実が掲げられているが、具体的な内容をお伺いしたい。
- 私立大学の私費留学生に対して、授業料の30%を上限として授業料減免措置の対象者枠の拡大を図った。なお、国立大学においても授業料減免対象者の増を実施した。
- 過半数以上の大学が大学間国際交流協定を締結しているが、その多くの大学で自主的財源の不足等のため、旅費の捻出等で苦勞し、効果ある国際交流の実施に困難を来している。これについての文部省の考えをお伺いしたい。
- 大学間国際交流協定は、各大学の事情により形態等さまざまであるが、文部省としては、当該大学の明確な方針の下に、双方に有益となるような意義のある交流の実施を期待している。また先程も説明した通り、学術交流を研究者交流・国際共同研究・国際研究集会・学術情報の交流の四つに分類し、平成元年度予算案は前年比36億円（17%）増の241億円の予算を計上している。上記の国際共同研究の内、科学研究費補助金「国際学術研究」の予算は外国の大学等との共同研究により優れた成果が期待できるものについては、国としても一層積極的に援助するという方針で、前年より約3億円ほど増額を図った。なお、大蔵省等は単なる相互訪問に終始するだけの国際交流協定は国費ではなく、それぞれ自助努力で運用願いたいとの考えである。
- 「国際学術研究」は1大学単独で申請してもよいのか。
- 「国際学術研究」の対象となる研究は、(1)

学術調査, (2)がん特別調査, (3)共同研究, (4)大学間協力研究の四つである。日本の大学が外国の大学との協定等に基づき, 両者が対等の立場で適切に役割等を分担することを原則として, 一定期間組織的に行う研究計画が(4)の大学間協力研究で, (3)の共同研究は大学間協定に基づかず, 国内の研究者グループと国外の研究者グループが一定期間国内外において共同で研究・実験等を行う研究計画に必要な経費を助成するもので, 大学からの申請をまって採択の可否が決定される。

- 昭和62年12月に, 当委員会は「大学間国際交流協定に基づく国際交流促進のための予算措置に関する要望書」を提出し, その中で現行の学内教育研究特別経費のような, 学長の判断で使用できる国際交流経費の予算措置を要望した。この要望事項についての現在の状況をお伺いしたい。
- 現在, 政府は赤字国債からの脱却の一つとして, 全省庁を通じ, 既に約7年間にわたって旅費の10%削減を毎年実施しており, 旅費は非常に厳しく抑制されている。しかし, 毎年10%の旅費削減では, 大学における研究教

育面での支障が生ずるため, 文部省ではかなり自由に旅費にも使用することができる科学研究費の増額を図り, それをもって代替している状況である。したがって, 要望事項については, 今のところ手当ての方法がなく, 暫く状況の変化を待つというところである。

- 留学生を受入れたのち, 学部卒業あるいは学位取得に至るまでの在日期間中の留学生に対する大学の事務及び教務面等における支援体制に関し, 留学生より種々の問い合わせが生じており, 留学期間中の教育から諸手続きに至るまで, うまくフォローできるような体制を大学としてどう整備してゆくか課題となっている。現在いくつかの大規模大学等において, 留学生の意見を聞き, それに対する措置等を検討し, 少しでもよりよい留学生を支援する体制を設けたという越旨で, Foreign Student Service Centerのような施設を設置したいという声が出ている。文部省にあっても, この問題は今後の検討課題であるが, 各大学にあっても留学生の支援体制についてご留意いただきたいと考える。

以上をもって本日の議事を終了した。

第5 常置委員会

日時 平成元年6月14日(水) 10:00~12:00

場所 国立教育会館大会議室

出席者 太田委員長

鈴木, 大谷, 浜田, 長(代理:山之内東京外国語大学教授), 藤本, 角田, 佐藤, 嶋田, 山田, 藤永, 金築, 今堀, 安藤, 土山, 東江各委員

議事に先立ち, 山田委員(大阪外国語大学長)が座長に推薦され, 同委員司会のもとに開会した。

〔議 事〕

1. 委員長の選出について

まず, 委員長の互選を行い, 太田委員(名古屋工業大学長)が委員長に選出された。

ついで、太田委員長の司会のもと、各委員の自己紹介があった。

2. 委員会の審議事項について

初めに委員長より、本年度の外国大学長の招へいに関して、以下のような報告があった。

前回委員会で本年度の外国大学長の招へいの対象国として、アルゼンチンとポーランドの両国を候補国に決定したが、両国の諸般の事情等について慎重に検討した結果、ポーランドの大学長を招へいすることとし、現在そのための準備を進めているのでご了承願いたい。

つづいて委員長より、本日の委員会においては、主に国際交流に関する諸問題について議事を進めたい旨述べられ、異議なく了承された。

(1) 留学生問題について

委員長より、本委員会における当面の課題が、留学生問題に関する報告書の作成にあると考えられるので、引き続き当問題について継続して審議してゆきたい旨の提案があり、これについておおむね以下のような意見交換が行われた。

○ 大学間協定に基づく留学生交流等で感じることは、我が国と相手国との間で留学生の取り扱いでさまざまな格差が生じているということだ。日本の奨学金は高いので、例えばアジアからの国費留学生の中には、寮生活をしていると経済的にもやや余裕ができるので、奨学金の一部を本国に送っていたりする者がいる。一方、日本の海外留学生に対する奨学金は国により額は異なるが概して低額で、留学先での生活は非常に苦しいときいている。このような格差を改善するための方策を考えなければならない。

○ そのようなアンバランスが存在するなら日本からの海外留学生の奨学金の増額を要望することも必要であろう。

○ 国費留学生の受入れについては、いかに多く受入れるかという、数だけの議論が先行しているように思われる。大学側の受入れ体制が不十分のまま留学生を受入れることによるトラブルも発生しているときく。また、中国政府派遣留学生の場合、期間が満了してもすぐ本国に帰らず、2～3年さらにアルバイトをして金をためてから帰国したりする等、受入れの理念、本旨が明確でないために今後もいろいろな問題が生じ、これらへの対応に苦慮しなければならないことになる。この点も含めて、留学生問題全体について、文部省がさらに真剣に取り組まれるよう希望する。

○ 各大学が留学生の受入れの理念を持つことが大切である。各大学毎に、それぞれ特色を生かした留学生の受入れ方法があってもよいのではないか。また、困難なこととは思うが、国費留学生ばかりでなく、日本に来る留学生の大多数は私費留学生であるので、私費留学生に対しても十分な援助をすることが国際交流を促進する上で必要である。

○ 文部省も留学生援助の問題をODAとの関連でとらえ、外交面にも配慮しつつ長い目でみた取り組みを考えてはどうか。

その他、今般の中国情勢との関連で、国大協が何らかの対応をとるかどうかについて意見の交換があったが、未だに情勢が流動的であり、さらに動向を見極める必要があると思われるので、文部省とも密接な連絡をとり、その中でこちら側の意思も伝えつつ慎重に対処いたしたい。文部省としての対応が固まるまでは、当面は、各大学の自主的な判断に委ねることとした

い、との結論となった。

(2) 大学間交流等について

委員長より、現在の大学間交流協定の締結状況について説明があったのち、大学間交流等についておおむね以下のような意見交換が行われた。

- 毎年、外国大学長招致事業を実施しているが、外国大学長を招へいする時の我が国における訪問先が、東大、京大等大規模大学を中心にパターン化してしまっていて、発展途上国の場合必ずしも参考にならない場合がある。訪問大学についてはケースバイケースで考えるべきである。
- 相手方を招へいする回数に比べて、こちらが訪問する回数が少ない。相互に学長が交流できることが望ましいので、招へいされる機会が少ないのなら、当方の経費で相手国に訪問できるよう文部省に対し予算面での配慮を提案してほしい。
- 姉妹校協定を締結した大学に対して、国際交流の必要性が生じた場合に優先的に予算措置を講じてくれるよう文部省に要望ねがいたい。
- 国際交流の実務を担当する事務官がそれに十分に対応しきれていない面がある。そのためには現在の事務体制の充実を図っていくこ

とが必要で、担当事務官の外国の大学等への海外研修派遣や情報収集等の機会を設けることがこれから必要になってくるのではないかと思う。

- 以前から話題になっているが、各大学の学長が、国際交流のためにある程度フリーハンドで支出できるような予算的な措置を文部省が講じられるよう引き続き要望してはどうか。そうすれば、今までの議論に上がった中のいくつかについては、実行可能なものも出てくると思う。

最後に、委員長より次のとおり述べられ、了承された。

留学生問題については、各大学によってそれぞれ事情も異なっており難しい面もあるので、この際、現在各大学が抱えている留学生に関する問題提起、提案、意見等を委員会所属委員にアンケートで伺い、これを次回の委員会を別途に整理したい。アンケートの具体的な設問、項目等の作成は佐藤委員にお願いしたい。なお、昭和62年に実施した「大学間国際交流協定についてのアンケート」の集計結果等、新しく交代した委員も多いので、参考までに併せて送付したい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第6 常置委員会

日時 平成元年5月10日(水) 10:30~12:10

場所 国立大学協会会議室

出席者 高橋委員長

東野, 松村, 竹内, 林, 大井, 早野, 小野, 西田, 関田, 志賀各委員
瀧澤, 一宮, 菴谷各専門委員

(文部省) 泊大学課長, 佐々木研究機関課長, 原会計課第2予算班主査, 徳永大学
課課長補佐, 小村研究機関課課長補佐, 菊池学生課課長補佐

高橋委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、塚本委員(東北大学教授)には本年3月退官されたが、その後任補充については、後日候補者を選出することとし、専門委員の滝沢東京医科歯科大学事務局長退任による欠員補充については、東京歯科大学の一宮事務局長をその後任に委嘱したい旨諮られ、承認された。ついで出席された同専門委員の紹介があった。

引続いて文部省大学課の徳永課長補佐より、文部省側出席者の紹介があつて、議事に入った。

[議事]

◎ 平成2年度概算要求の取扱いについて

泊大学課長より、平成元年度予算の概要と平成2年度概算要求について、概ね次のような説明があった。

現在平成元年度予算は国会審議中で、予算成立を待っている状況であり、平成2年度の概算要求の取扱いについては、現時点で考えられる見込みを口答でしかご説明できない。この点ご理解願いたい。平成元年度の文部省全体の一般会計は、対前年度比1.34%、国立学校特別会計は5.17%の伸率で、そのうち一般会計からの繰入れは3.46%の伸率である。新しい機構、定員等の取り扱いについては、緊急度の高いものを精選の上要求しており、定員については、学年

進行を含め新規増として認められたのが1,056名であるが、定員削減が、889名あるので差引き167名が純増となった。教育研究経費については、経常部門のマイナスシーリング10%の中で昭和63年度予算の水準を維持するよう所要額を計上しているが、これは精一杯努力しやりくりした結果である。いずれにしても平成2年度予算は厳しい財政事情の下、今年度より抑制が緩和されるとは思えず、概算要求基準枠は圧縮されるものと思う。なお、昭和63年度の決算ベース等を見ると、国立学校特別会計の内容が悪化している状態が窺える。一般会計からの繰入れには鋭意努力しているものの、全体的にみてその大半が人件費という性格上年々その他の物件費の弾力的な部分がせばめられてきているのが現状であり、自己収入が伸びていないことも併せ考えると、来年度は今年度以上に苦しい対応を迫られるという見込みをしている。勿論可能な限り努力をするが楽観は許されなと思う。

又、平成元年度の学部入学定員の増加予定数は、330名と例年にくらべると規模は小さくなっているが、これは臨時増募のためである。大学院入学定員については、諸般の状況を踏まえて相当な数字となっており、来年度においても基本的にはこの考え方を踏襲した方向で対応していく。

なお、文部大臣の大学審議会への重点的な審

議要請並びに中央教育審議会への諮問事項について、関係資料をご覧願いたい。

引続いて、佐々木研究機関課長より、概ね次のような説明があった。

学術国際関係の平成2年度概算要求については、経費の節減、合理化を踏まえての厳し対応をせざるを得ないと考えている。取扱い方針としては、基本的には昨年と同様な考え方で臨み、学術研究の動向、研究成果等を踏まえつつ対応したい。具体的には、学術審議会及び測地審議会の答申・建議に沿って行う必要があり、従来と同様に研究設備等の基盤的な研究条件を維持すると共に近年における研究手法の高度化に対応して共同研究体制の整備等は引き続き進めていきたい。又、加速器科学、宇宙科学等重要な基礎研究分野についても従来通りの対応を行わなくてはならないと思っている。その他学術情報システムの整備や国際交流の促進を行わなければならないが、特に留学生受入れについては、各大学の受入れ体制の整備を行いたい。いずれにしても、既存の研究組織並びに事業についての見直しをお願いするとともに、新たな要請に対処する考えである。

ついで、会計課の原第2予算班主査より昭和63年度決算に基づく財政状況について、概ね次のように説明があった。

国立学校特別会計予算は、一般会計からの繰入れを主体として編成を行っているが、毎年厳しいマイナスシーリングの中で教育研究の歳出予算を確保しなければならず、そのため自己収入に若干頼る部分があるが、その自己収入の昭和63年度決算状況をみると大学附属病院収入は、医科系大学の病院整備もほぼ完了に近づいた上、医療費の抑制政策等もあって歳入欠陥が生じ、さらに学校財産処分収入については、現

在の社会情勢から地価抑制の影響を受けて、学校跡地処分が思うように進まず、昭和63年度は、全体として250億円の歳入欠陥が生じた。そのため、教育・研究に係る歳出予算の執行に支障をきたさないよう人件費の欠員分の財源をもって補填している。このような歳入の状況は今暫く続くものと思われ、従って平成2年度の国立学校特別会計の概算要求は、非常に厳しい状況にあるといえよう。

以上の説明について、授業料の改定実施時期、一般会計からの繰入れ、病院収入の問題、平成5年度以降の入学定員の推移等について、質疑応答が行われた。(文部省側退席)

ついで委員長より、明5月11日国立学校特別会計制度協議会が文部省において開かれるが、国大協からは、会長代行始め、数名の委員が出席するので、平成2年度概算要求についてご意見を伺い、要望項目を纏めたい旨述べられた。

以下、大要次のような意見があった。

- 病院収入の鈍化の一因ともなっている国立大学附属病院の施設・設備の老朽化に対して整備が必要である。
- 国立大学の質を高めるために、一般会計からの繰入れを大幅に増額するよう文部省は努力してほしい。
- 授業料が、物価上昇率に比例しての値上げはやむを得ないにしても、隔年の値上げは私大との接近で、教育の機会均等を図る国立大学としての存在意義が薄れる。
- 国費留学生の数を増すと共に、授業料免除者の拡大を図ってほしい。
- 受益者負担の原則に基づいて授業料の学部間格差の採用が仄聞されるが、これは世界に例を見ないところであるばかりでなく、経済的理由で不本意な進路選択をさせる不都合を

訴えてほしい。

以上のような意見を踏まえて委員長が要望事

項を纏めることが了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第6常置委員会

日時 平成元年6月14日(水) 10:00~12:00

場所 国立教育会館401号室

出席者 高橋委員長

東野、渡部、馬場、松村、竹内、林、川井、高安、大井、加藤、森、西田、高橋、木村、関田、糸賀各委員
瀧澤、一宮、菴谷各専門委員

議事に先立ち、高橋(良)委員(九州大学長)が座長に推薦され、同委員会のもとに開会した。

ついで、昨日の総会で第6常置委員会の新委員が決定し、前委員であった東北大学の塚本哲人教授が本年3月定年退職となったため、教員委員が現在1名欠員中である旨報告がなされたのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 委員長の選出について

まず、委員長の互選を行い、その結果、高橋(良)委員(九州大学長)が委員長に再選された。

2. 委員会の審議事項について

初めに委員長から、消費税導入による国立大学授業料増額改定に関して、在校生に対する増額が見送られた経緯について説明があり、元年度入学者については、元年度予算成立の関係で後期から増額になる旨報告があった。

引き続き委員長より、当面の検討課題として①隔年毎に定着している授業料値上げ、入学試験の検定料値上げをストップさせるための打開策、②国立学校特別会計予算への一般会計からの繰入れが59%まで落ち込み、大学財政が窮迫している現状を打開していくために文部省全体

の予算を増やしていく方策、③授業料の学部間較差問題についての対策、が考えられるが、これについて、又、このほかの検討事項があれば、ご意見をおききたい旨述べられた。

ついで、次のような意見の交換があった。

- 授業料については、受益者負担といっても、値上げすることで入学できなくなる者がでる恐れがある。教育の機会均等に反する。
財政問題については、自己収入を上げるといっても大学は生産の場ではない。財政問題は文部省、国全体で考えることであるにしても、まず国大協として基本的な考え方を固めるべきである。
- 授業料の値上げによって特に地方大学に在学している学生は生活に困っているのが現状である。文部省としても授業料を値上げする見返りとして学生図書費を増額するなどして対応してもらいたい。私立大との授業料較差にとらわれすぎて活性化すべき国立大学が逆に落ち込んできている。
- 授業料、奨学金に対する税金のはね返し分については、経済原理を教育の分野に持ち込んだことが大学の立場を困難にしている。教育は金に換算できるものではないし、教育分野に経済原理を持ち込ませないためにどうすればよいかその方策を考えていかななくてはな

らない。

- 授業料，奨学金に対して経済原理を持ち込む財界主導型をストップさせるためには，観念論だけでは効果がない。
- 教官当積算校費，学生当積算校費は増えていないので，科学研究費補助金を増額させる方策も考えていくべきである。
- 教官，学生当積算校費は消費税導入により一定額配慮したとしているが，実質は3%より低い。旅費については運賃分には消費税分を加算しているが，宿泊料については加算されていないなど不合理な面がある。
- 文部省全体の予算を増やす方策を文部省と相談する必要があると思う。国大協としても日本だけでなく，諸外国の文教予算に関するデータを集め，予算を増やすための具体的なデータを整備して報道関係にアピールすることが必要である。
- 文教予算が諸外国と比べてどうなのか，国大協として調査してほしい。
- 民間調査機関に調査を依頼することも考えられるが，外注するにしても予算面で難しい。
- 国立大学の財政問題について，各大学から研究費を拠出して財政の専門家による共同研

究として調査できないだろうか。

- 財政問題についてプロジェクトチームを作り，科学研究費補助金を申請し，調査してはどうか。
- 第6常置委員会で問題点を整理してから行動をおこすべきであり，大学財政の見直しについてどこに焦点をおいて外部にアピールしていくか，どういうデータを集めるか，又どこに問題があるのか，整理する必要がある。
- 財政の拡大について外部に説得するために現状の分析，検討が必要で，そのための各大学へのアンケート調査及び外国の制度との比較調査をする必要がある。
おおよそ以上のような意見の交換があったのち，委員長から次のように述べられ，了承された。
近く，大学財政の見直し，財政の拡大を図るための研究プロジェクトチームをつくり，検討していくことにしたい。その問題点を整理するため，7月中旬までに大学財政の拡大あるいは見直しを図るには，設備費の面，授業料問題等，どこに焦点をあてて検討すべきか，その重点項目について各委員からご意見を寄せていただきたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

医学教育に関する特別委員会

日時 平成元年5月15日(月) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 前川委員長

吉田, 加納, 川井, 高安, 早野, 佐野, 松浦, 井形各委員

堀, 高久, 中川, 柿本各専門委員

(文部省) 小林医学教育課長, 金森同課課長補佐

前川委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、新に専門委員になられた高久東京大学教授と、本日出席の小林文部省医学教育課長及び金森課長補佐の紹介があったあと、本年5月31日付で学長任期満了によって辞任される早野委員(岐阜大学長)から退任の挨拶があった。

〔議事〕

1. 報告事項

(1) 小林医学教育課長から、医学教育に関する前回委員会以降の動向につき、資料に基づき概ね次のような報告があった。

①大学審議会に対し、西岡文相より3月14日、大学院の活性化、高度化のための具体的方策、一般教育の改革、各種短期高等教育機関終了者や社会人などの編入、学位授与機関の創設、大学入試制度の在り方などにつきいわゆる「追加諮問」があった。

②中央教育審議会が発足し、新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について諮問された。

③全国医学部長病院長会議の臨床実習の実技教育に関する検討小委員会の審議状況。

④厚生省医療関係者審議会臨床研修部会臨床研修改善専門委員会では卒後臨床研修目標(案)をとりまとめ、現在各大学の意見を聴取中である。

⑥日本医師会の臨床研修懇談会が中間報告のとりまとめを行っている。

⑥大学病院問題懇談会(科研費のプロジェクトチーム)では主として大学病院における医療の問題を取り上げ、「大学病院のあり方」と題する中間的とりまとめを行った。

⑦平成元年度医学部入学者は、募集人員7,795名(定員7,855名)に対し41名超過、歯学部は、同2,727名(3,055名)に対し89名超過であった。

(2) 金森課長補佐から、国立大学病院長会議の医員制度問題小委員会のとりまとめた医員等に関するアンケート調査結果につき、資料に基づき報告があった。

(3) 委員長から、医学教育振興財団のとりまとめた「国公立大学医学部附属病院における初期臨床研修に関するとりまとめ」(配付資料)に関し、次のような報告があった。

同財団の要望に応じ、提供された16国立大学と3公立大学の臨床研修カリキュラムのとりまとめである。研修は所謂ストレート方式によるものが多いが、外科系各科で麻酔科などのローテーションを要求するものがあること、ナンバー内科間および外科間でのローテーションは7大学で実施されているに過ぎないこと、特に外科間は2大学のみであること、厚生省サイドからのみではなく、医学視学委員会や医学教育の改善に関する調査研究協力者会議など文部省サ

イドからも関連診療科へのローテーションが推奨されているなどが指摘されている。

(4) 委員長から、配付資料「卒後臨床研修目標(案)」について、国立42大学中60%を越える回答の中で約80%が概ね妥当であるとしたが、その他各大学からの提案を加え、今後更に検討される予定である旨報告があった。

ついで高久専門委員から、この目標の達成には臨床研修期間のうち1年間程度は必要な診療科をローテーションして欲しいこと、検査項目の分類が修正されることがある旨追加報告された。

(5) 委員長から、配付資料「学会認定医制協議会概報(平成元年)」によると、31学会が認定(専門)医制度を実施しているが、研修の中に関連科へのローテーションを指定しているのは6学会に過ぎないことが報告された。

2. 卒後臨床研修における国立大学医学部附属病院の体制について

以上の報告を踏まえて、委員並びに専門委員より大要次のような意見が述べられた。

(1) 厚生省の研修目標について

- 達成はストレート研修でも患者の他科受診の機会などを介し修得可能という向きもあるが、一定期間のローテーションというシステムを作り、それに従う方が容易となる。
- 家庭医機能とかプライマリーケアなどのことがふれられていないのは?
- その様な修練を行う前の問題である。ここに書かれていることを修得する必要はあるが、学部学生の臨床実習で大部分は可能である。
- 今の医師はここに掲げてあることが実際にできるのか。この様な目標を達成する必要がある

あるのか。大病院や大学病院に居るならこれらのすべてを修得する必要はない。これらの修得の要望の出所は?

- これは世論でもあるし、また、専門医の基盤を広くする点で専門能力を高めることにもなる。
- (2) ローテーションに対する大学病院の体制など
- 各診療科に所属して各科に研修に行くシステム研修医側も診療科側も希望なしということとで実効の上がらぬことになりかねない。講座と対応診療科の関係で、診療科が講座の方に向いてしまい、病院が一つの有機体として機能していない点に問題はないのか?
- 歯学教育の改善に関する調査研究協力者会議の最終まとめに講座に対応する学問的に細分化された診療科による臨床教育に対する見直しが求められている。
- 筑波大学は講座はないし病棟も各科別ではなく混合であるが、診療科間や診療グループ間で壁が無いわけではない。病院の体制を変えることも必要であるが、教員の意識を変えることが重要である。
- 総合診療部は国立大学でも4大学に設置されることになるが、これにも賛否両論がある。総合診療部が成果をあげるには病院全体の支援が必要である。内科系として内科より低くみられないために、適切な研究を実施できるよう協力する必要がある。

3. 卒後臨床研修と研究、大学院について

次のような意見の交換があった。

- 臨床系大学院には種々の問題点がある。論文による医学博士号取得に対する考え方が変化してきている。新設医大の大学院は臨床専攻が無くなっているが、実態は建前通りでは

ない。

- 大学院の問題は重要であるが大学審議会、国立大学協会大学院問題特別委員会などでの審議に期待したい。
- 臨床研修医が立派な医師になるためには研究を行う必要がある。しかし、そこで行われる研究は研究者を育てるための大学院におけ

るそれとは異なっており、両者間で役割分担の必要がある。

4. その他

本委員会は医学のみでなく歯学、医療技術なども扱うこととした。

次 回 7月10日(月) 13:30~16:00

教員養成制度特別委員会

日 時 平成元年5月18日(木) 10:00~12:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 関委員長

石井、小松、竹内、椎名、丸井、潮木、武田、蜂須賀、金築、金谷、安永、志賀、岡本各委員
山田、関口各専門委員

関委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

◎アンケート調査の内容・方法について

初めに委員長から次のように述べられた。

前回委員会以後4月22日に小委員会を開催し、アンケート原案に対して委員各位からいただいたご意見をもとに調査内容をさらに修正したのがお手許にあるアンケート(案)である。これを本日まで審議願ひ、成案を得て理事会及び総会に提出して了承を得た上各大学へ調査依頼することとしたい。本日はさらにこのアンケートの回答の集計作業から報告書作成までの手順についても大筋の了解ができればと思っている。まず、大学宛アンケート(案)について前回からの修正箇所を中心に山田専門委員から説明していただき、そのあとご意見を伺うことにしたい。

ついで山田専門委員より、大学宛アンケート(案)の主な修正点は①各大学への依頼文について、アンケートの趣旨とともに問題点も明確

に表現するよう書き改めたこと、②記入欄の余白を大きく広げたこと、③「一般大学・学部における教員養成に関する調査」と「教育大学・学部における教員養成に関する調査」の設問の配列を照応させ、文言も一部修正したこと、である旨述べられ、引き続き各設問毎に逐一説明があった。

以上の説明について、各委員から種々意見が述べられ、審議の結果、依頼文については、締切日を延ばして7月20日とするほか、集計結果を11月総会以降逐次中間報告する旨追記し、設問内容についても、若干の文言修正を加えることとした。

ついで、委員長の要請によって岡本委員より、都道府県・政令指定都市教育委員会教育長宛の「教員の資質向上施策に関する調査」のアンケート(案)について説明があり、審議の結果、設問内容の一部を修正することとした。

以上でアンケート(案)の審議を終わり、委員長から次のように述べられ、了承された。

本日の検討結果を踏まえたアンケート(案)

の手直しを小委員会にお任せ願ひ、それを最終案として来る理事会及び総会に提案し、了解を得たのち、各国立大学並びに各教育委員会宛に調査を依頼したい。調査締切日の7月20日には

小委員会を開催し、各大学から寄せられた調査書を集計整理し、その後の作業日程について、検討を行うこととする。

以上をもって本日の議事を終了した。

大学院問題特別委員会

日 時 平成元年5月22日(月) 13:30~15:30
場 所 学士会分館8号室
出席者 本陣委員長
藤井、前川、関、津田、太田、高橋各委員
下沢、宇賀治、伊藤、森嶋各専門委員

本陣委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 報告事項

委員長より、昨年11月の国大協総会以降の状況について、次のような報告があった。

昭和60年に作成した「旧設大学院の改善について」並びに昭和61年、62年に作成した「国立大学大学院の現状と今後の在り方(1)、(2)」を、各大学で十分ご検討いただき、ご意見があれば積極的にお寄せいただきたい旨を11月の理事会、総会でお願ひしておいたが、今日までお申出がない。この間、大学院制度に新たな動きもあったので、文部省大学課長に大学院政策の現状を伺ってみた。その内容を簡単に述べると、各大学から数多くの要望があるが、国家予算にも限界がありなかなか応じきれないのが現状で、総合研究大学院大学の創設のほか、先端科学技術大学院大学の開設も準備中であることも十分ご理解いただきたいとのことであった。当方からは、各国立大学は、今後も大学院の設置及びその内容の充実を図るため文部省と折衝するものと考えられるので、その対応については、できるだけ配慮してほしい旨を申入れておいた。

2. 大学院に関する今後の検討課題について

初めに委員長より、配付してある二つの資料のうち、一つは大学審議会答申(昭.63.12.19)の「大学院制度の弾力化について」、他方は七国立大学学長会議で検討され、早川名古屋大学長がまとめた「大学院の充実と改善に向けて」(平.元.4.7)であり、後者については、3月の国大協理事会において、森会長から七国立大学のみならず全大学に共通する問題も含んでいるので、本委員会でも検討してほしい旨の依頼があったが、本日はこれらについてご意見を伺った上、本委員会が今後どのような課題を設定して検討を進めることにするか、ご討議願ひたい旨述べられた。

ついで、概ね次のような意見交換があった。

- 二つの資料とも、本委員会の報告書の内容と重なる部分があるにも拘らず引用扱いにしていないうが、早川レポートには人、予算の定量的な数字が示されている部分があり、大変参考になる。審議会答申の別紙は、独立大学院、独立研究科等幾つかの大学院をパターン化しているが、これらの従来と異なる大学院について正確な情報が各大学に伝わっていな

い。大学院制度を検討する上でその状況を把握する必要もあるので、予算化された大学院の規模、組織、形態等を委員会として調査してみてもどうか。また、この二つの報告書と本委員会の報告書を先ず比較検討してみてもどうか。

- 大学審議会への文部大臣のいわゆる追加諮問について検討する必要はないか。
- この委員会で検討するにしてもその結果をどうするのか。本委員会の役割は何か。
- 今後の大学院のあるべき姿を踏まえて、大学審議会答申の内容と異なった意見、又足りないと思われる点があれば、各大学の要望を国大協の立場で、関係方面へ提言したい。
- 国立大学の現状をみると、ほとんどの大学に大学院修士課程が整備されてきたが、現在はその内容面の欠如が問題とされてきた。特に旧制大学では、最近に至り大学院の空洞化現象が指摘されている。これに加えて従来とは形態の異なった学部を持たない大学院大学の創設（又は開設準備）、独立研究科の設置等が行われてきている。このように多様化した大学院の現状から、当委員会が設けられた当初の目的、役割（格差是正の検討）とは違った意味での種々の問題が起きているので、これを契機に中味充実の問題が今後大きな検討課題とされてくるのではないか。この検討は新しくできる大学院にも好い意味での影響を与えるものと思う。
- 大学院は多くの問題を抱えているが、具体的な問題点を整理した上、その中のいくつかに絞って検討した方がよい。
- 大学院に関する基本的な要求としては、形は整ったが配当される予算が物価にスライドしないため、年毎に減少の傾向にある。した

がって、各大学では内容面に重点を置き配分に努力しているのが現状である。他に大学院未設置の大学は、早期実現を強く望んでいる。この二つの問題は国として一定の予算枠があり難しいこととは思いますが、緊急に実現を期してもらいたい問題である。

昨年7月に大学審議会大学院部会の事情聴取があったので、総ての国立大学に大学院の設置を要望するのと併せ、既設の大学院には、適切な予算配分を行うことも要望した。法改正による新しい大学院の創設は結構であるが、すでに設置されている大学院に対する予算措置は現状のままでは管理運営に支障をきたしつつあるので強く要望した。

- この委員会での大学院の充実、改善をめざす姿勢は、是非貫いていただきたい。その中で、大学間の格差、少なくとも遅れている大学、大学院の置かれてない大学については、設置促進のための改善の方向を見出すよう努力していただきたい。今回の大学審議会答申は、社会の多様化に対して活躍できる人材養成の方向を、社会のニーズに応える重要な一要素と認め、それを目指しているものと理解している。このことは教員養成系大学の方針にも近いものと受け止めているので、これらを踏まえて具体的に検討していただきたい。
- 医学関係は特殊な領域で、大学院を考えた場合、画一化することは非常に難しい。修士はなく博士4年の現在の修学年限のみが適切かどうか。アメリカの大学にはMD・PhDコースがあるが、このようなコースの導入を日本でも図らないと医学が立ち遅れるのではないかと心配している。国立大学の立場で検討するというのであれば、この委員会を置いてないのではないか。あるいは、大学審議会

の大学院部会で検討してもらえるかである。

- 今後、大学院大学が整備充実していく反面一般大学における既存の大学院に種々な面で制約が生じる可能性も十分考えられるので、そのような問題が起きぬよう見守る必要がある。

以上のほか、大学院制度と運営面での問題点、定員充足問題、米国ビジネス・スクールの形態の導入、英国の大学制度及び研修、教員評価の状況、大学院手当の適用状況の問題点等について意見交換があった。

ついで委員長より、理事会、総会への審議状況報告としては、前記資料を基に自由な意見を交し、提起された問題点について今後検討を進めるということとしたい旨述べられ、了承された。

なお、本委員会作成の「国立大学大学院の現状と今後の在り方（その2）」（昭.62.6）の附表について、その後新たに大学院が設置された大学もあるので、調査の上増補改訂し、本委員会手持ちの資料とすることが併せて承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

特別会計制度協議会

日時 平成元年5月11日（木） 10:30~11:40

場所 文部省5B会議室

出席者（文部省側） 阿部、坂元、川村、国分、佐川、吉田各委員

奥田、長谷川各審議官

泊大学課長、小林医学教育課長、喜多学生課長、佐々木研究機関課長、西口計画課長、石川会計課副長、斉藤留学生交流推進室長、本間研究調整官、小川、原、青木、広瀬各予算班主査、磯野給与班主査、徳永大学課課長補佐

（国大協側） 田中、熊谷、野村、西島各委員

淵澤、一宮、菴谷、平間各専門委員

田中議長主宰のもとに開会。

初めに議長から開会の挨拶があり、ついで阿部事務次官から概ね次のような挨拶があった。

平成元年度予算については、諸般の情勢から未だ成立を見ていないこともあり、平成2年度概算要求の取り扱いについて、現時点では政府としての方針は決まっていないが、いずれにしても依然として厳しい行財政事情にかんがみ、国立学校特別会計の概算要求についても、緊急度の高いものを精選して対応せざるを得ない状況にあると考えている。

本日は、このような状況下における概算要求の取り扱いについて忌憚のないご意見を伺いご協議したい。よろしく願います。

ついで、文部省側、国大協側出席者の紹介があったのち、協議に入った。

〔協議〕

◎平成2年度国立学校特別会計予算の取り扱いについて

初めに坂元高等教育局長から、大要次のような説明があった。

今の時点で来年度概算要求の取り扱い方針を示すことはむずかしいが、来年度は財政再建の最終年度に当り赤字国債脱却のため、来年度概算要求も平成元年度と同様の厳しい取り扱いになるものと予想される。特に国立学校特別会計は無理を重ねて予算編成をしてきたので、来年

度はそのツケが回ってくる。しかしながら教育・研究の進展を止めることは出来ないので、基礎研究や国際化、情報化等社会的要請のあるものには対応するが、そのためには、各種事業、機構・定員を今まで以上に厳しく見直すことが必要になろう。ご協力をお願いします。

次に川村学術国際局長から、大要次のような説明があった。

学術関係では、巨大科学又は境界領域の進展が著しいが、これらと基礎研究等との調和を考慮しなければならないと思う。また、大学以外の研究機関が増えているので、学術研究における大学の役割をはっきり見直す必要があると考える。国際関係では、当面留学生10万人受入れの政策課題を遂行するため、各大学の受入れ体制の整備が肝要であり、その一環として留学生センター等の設置を検討願いたい。

次に佐川文教施設部長から、大要次のような説明があった。

近年来、削減のつづいた文教施設費関係は、昨年度の補正予算によって若干整備が進んだところであるが、本年度は、自己収入の減もあり執行にも苦慮している状況である。従って来年度は、そのツケを解消するため本年同様又はそれ以上厳しい取り扱いとなると思う。ただその中にあっても、臨教審答申を踏まえて学術研究の推進、国際化、情報化等にはバランスのとれた対応を進めたいと考えている。

次に吉田会計課長から、国立学校特別会計の財政状況について大要次のような説明があった。

厳しい財政事情の下で、一般会計からの繰入れを確保しながら、国立学校特別会計の自己収

入の増加を図り、予算規模の拡充のためあらゆる種類の努力をつづけている。しかし、昭和63年度 of 予算執行において、病院収入、学校財産処分収入が見込みを下回り歳入欠陥が生じた。こうした場合は、それに見合う歳出予算を留保することになるが、財政当局とも協議し、直接教育・研究に支障を来たさないよう処理した。このような状況であるので、来年度も厳しい取り扱いになろう。

以上の説明があったのち、国大協側から、第6常置委員会からの次の要望事項が述べられ、意見交換があった。

平成2年度概算についての要望

1. 平成2年度国立学校特別会計の自己収入の増収見込みは困難のため、一般会計繰入れ額を更に増額するよう尚一層の努力を願いたい。
2. 留学生関係経費について一段と増額を図られたい。

特に受入れ体制の整備充実として、留学生宿舍の整備、担当職員の増員を図られたい。

なお、大学間交流協定による留学生に対する授業料免除措置を講じられたい。

3. 授業料、入学科及び検定料の隔年毎の値上げについては慎重を期せられたい。

なお、次の事項についても意見の交換が行われた。

- 巨大科学経費の別枠化について
- 国の予算に占める文教予算増額の方途
- 大学における人材養成への評価

終わりに、坂元高等教育局長から、昨年以來の大学審議会及び中央教育審議会の審議状況について報告があり、協議を終了した。

第84回総会国立大学協会事業報告

(第83回総会より今総会前まで)

1. 諸 会 合 (44回)

(1) 第83回総会

63.11.16 (水)

11.17 (木)

(2) 事務連絡会議

63.11.18 (金)

(3) 理 事 会

63.11.16 (水)

元. 3. 8 (水)

元. 6. 7 (水)

(4) 常置委員会 (16回)

1) 第1常置委員会 (大学の組織・制度, 研究・教育体制)

(主要審議事項) いわゆる“陽のあたらない”研究分野について調査し, 大学における基礎研究の重要性に着目し, 3班編成でこれに対する方策を検討している。

(委員会開催状況)

63.11.17 (木) 常置委員会

64. 1. 7 (土) 第2班会議

元. 1.27 (金) 第3班会議

2.19 (日) 班責任者会議

2) 第2常置委員会 (学科課程, 入学試験等)

(主要審議事項) 帰国子女特別選抜のあり方, 身体に障害を有する入学志願者との事前協議, 推薦入学制度の適切な活用, 首都圏における大学入試センター試験の試験地区区分の広域化, 大学入試センター試験の成績の取扱い等について検討した。

(委員会開催状況)

63.12.10 (土) 常置委員会

12.27 (火)	小委員会
元. 2.10 (金)	〃
〃	常置委員会
4.12 (水)	小委員会
4.13 (木)	常置委員会
5.26 (金)	〃

3) 第3常置委員会 (学生の厚生補導)

(主要審議事項) 平成元年度の就職協定のあり方を検討し、2段階方式に改めることとしたほか、保健管理センターの抱える諸問題について各大学のセンター所長あてアンケートを実施し、その結果をまとめた。

(委員会開催状況)

元. 5.11 (木) 常置委員会

4) 第4常置委員会 (教職員の待遇改善)

(主要審議事項) 教室系技術職員の組織化と研修の現況について、各大学にアンケート調査を行うこととした。又、「教官等の待遇改善に関する要望書」の原案をまとめた。

(委員会開催状況)

元. 4.26 (水) 小委員会

5.16 (火) 常置委員会

5) 第5常置委員会 (大学間の協力)

(主要審議事項) 平成元年度の外国大学長招致候補国を検討したほか、平成元年度国際交流予算の概要について文部省からの説明をきき意見を交換した。

(委員会開催状況)

元. 5.23 (火) 常置委員会

6) 第6常置委員会 (大学財政・学費)

(主要審議事項) 消費税の導入に伴い授業料引上げの方針が伝えられたので、これに対する要望書を作成提出した。なお、平成2年度概算要求に関して、特別会計制度協議会で要望する事項を検討した。

(委員会開催状況)

元. 5.10 (水) 常置委員会

(5) 特別委員会 (15回)

1) 学術情報特別委員会

(主要審議事項) 引きつづき学術情報システムの整備に関して情報交換を行い、問題点を整理した上、今後の活動方針を検討することとした。

(委員会開催状況)

元. 3. 7 (火) 特別委員会

2) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 卒後臨床研修について、大学病院の位置付け、大学病院の体制、研修医の定員等の問題を討議し、改善充実の方策を検討した。

(委員会開催状況)

63.11.28 (月) 特別委員会

元. 2. 6 (月) "

5.15 (月) "

3) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) 大学審議会の審議状況について、文部省の説明をきき意見交換したほか、『教養課程の改革』に対する諸意見についてその対応を協議した。

(委員会開催状況)

元. 4.27 (木) 特別委員会

4) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 大学における今後の教員養成のあり方を検討するためアンケートを行うこととし、その内容、方法等について協議し成案を得た。

(委員会開催状況)

63.12. 2 (金) 小委員会

元. 1. 9 (月) "

2.10 (金) "

3. 3 (金) "

3.11 (土) 特別委員会

4.22 (土) 小委員会

5.18 (木) 特別委員会

5) 大学院問題特別委員会

(主要審議事項) 大学審議会の答申「大学院制度の弾力化について」及び七国立大学学長会議の討議資料「大学院の充実と改善に向けて」について検討を行ったほか、学部をもたない大学院大学との相関等について検討を進めることとした。

(委員会開催状況)

元. 5.22 (月) 特別委員会

6) 入試改善特別委員会

(主要審議事項) 平成2年度「申し合わせ事項」(8)に関連した照会事項、平成2年度「実施要領」の日程の一部変更案並びに平成3年度入試の基本方針等について審議した。

(委員会開催状況)

元. 4.13 (木) 特別委員会

5.15 (月) " (持ち回り)

(6) 特別会計制度協議会 (1回)

(主要審議事項) 文部省と国大協との間で国立学校特別会計予算について協議するため設けられている本協議会を開催し、平成元年度予算の概要について説明をきいた上意見を交換した。

(協議会開催状況)

元. 5.11 (木) 協議会

(7) その他の諸会合 (6回)

63.11.28 (月) スウェーデン国大学長との懇談会

元. 1.12 (木) 平成元年度予算について文部省との懇談会

3. 1 (水) 日教組大学部との会談

4.21 (金) "

5.16 (火) "

6.12 (月) 全国高校長協会との懇談会

2. 要望書その他の諸活動

63.12. 9及び12.13「建議」を森会長、田中副会長、川井理事及び平間事務局長が総理大臣官邸、大蔵省、文部省へ提出した。

63.12.20 要望書「国立大学の学生納付金の改定について」を高橋第6常置委員会委員長及び

平間事務局長が文部省，大蔵省へ提出した。

元. 1.19 要望書「国立大学の授業料について」を田中副会長，高橋第6常置委員会委員長及び平間事務局長が文部省へ提出した。

3. 要望書の受理

前総会以後に本協会宛提出された要望書等は下記のとおりである。

受付日	提出団体等	要望事項等	関係委員会
63.11.12	九州地区大学・高専教職組連合会	予算の増額，待遇改善，教員免許法改悪反対等	第4，第6 教員養成
11.12	東京大学職組	教務職員制度廃止	第1，第4
元. 1. 9	日本民主青年同盟	天皇に関する申し入れ	
1.30	全国予備学校協議会	科目間格差是正措置後の取り扱いについて	第2，入試
"	YMCA進学教育センター	同上	"
1.31	全国高校長協会，全国普通科高校長協会	共通一次試験に係る問題について	第2，入試
2. 3	日本社会党教育改革プロジェクトチーム	科目間格差是正措置に関する申し入れ	第2，入試
2.10	全国高校長協会特殊学校部会	身体障害者の大学受験について	第2
2.17	日教組	技術職員問題に関する緊急の申し入れ	第4
2.22	全国大学院生協議会	要請書（文教予算拡充，オーバードクター解決等）	第1，第6， 大学院
3. 6	国立大学47工学系学部長会議	博士課程の設置，助手，技官の待遇，施設整備費及び特別設備費の増額，国際交流予算の拡充，等	第1，4，5， 6，大学院
6. 1	東京大学職組	教務職員制の廃止	第1，4

4. 刊行物

63.11 『教養課程の改革』

元. 2 会報第123号

6 会報第124号

諸 会 合

平成元年5月～6月

- 5月10日(水) 10:30 第6常置委員会
11日(木) 10:30 特別会計制度協議会
13:30 第3常置委員会
15日(月) 13:30 医学教育に関する特別委員会
16日(火) 13:30 第4常置委員会
18日(木) 10:00 教員養成制度特別委員会
22日(月) 13:30 大学院問題特別委員会
23日(火) 13:30 第5常置委員会
26日(金) 13:30 第2常置委員会
- 6月7日(水) 13:30 理事会
13日(火) 10:00 第84回総会〔第1日目〕
12:00 理事会
14日(水) 10:00 第1常置委員会
10:00 第2常置委員会
10:00 第3常置委員会
10:00 第4常置委員会
10:00 第5常置委員会
10:00 第6常置委員会
13:30 第84回総会〔第2日目〕
15日(木) 18:00 幹事・専門委員懇談会
16日(金) 10:00 第51回事務連絡会議
27日(火) 16:00 国・公立大学入試問題連絡協議委員会

要 望 書

推薦入学制度の適切な活用について（要望）

平成元年6月12日
国立大学協会会長代行
田中郁三

日頃、国立大学の入学者選抜の実施に関して、種々御理解、御高配をいただき、誠にありがたく存じます。

国立大学の入学試験の円滑な実施には、高等学校と国立大学の緊密な連携が重要であります。

国立大学においては、近年、受験機会の複数化を実施するとともに、選抜方法の多様化を図り、専門分野を専攻するに相応しい適性をもつ受験生を選抜するための方法の一つとして、推薦入学制度による選抜を実施する努力を続けております。

この適切な運用については、国立大学においては、「国立大学の入学者選抜についての実施要領」「実施細目」「第2次試験実施上の申し合わせ事項」等を定め、推薦入学制度は、受験機会の複数化の第2次試験とは別枠とし（大学入試センター試験を課さない場合、課す場合の2種類があります）、特別選抜として大学・学部に入学者に相応しい受験生にその機会を与えているものでありまして、合格した者は、推薦した高等学校長名の辞退願に事由を付して真に止むを得ないと認められた場合のみ、他の大学・学部の第2次試験の受験を認めることとしております。しかるに、昭和63年度、平成元年度の2年間に亘って、同一高等学校から複数の大学への推薦を受け、双方に合格し、一方を辞退せざるを得ない事例が起きました。

当該大学においては、爾後、当該高等学校からの推薦は認めない処置をとりましたが、このようなことは国立大学における推薦入学制度実施の本来の趣旨に反し、国立大学と高等学校との間の信頼関係を損なうのみならず、大学間においても相互に信頼関係を損なうことにもなります。

また、当該大学は勿論のこと、国立大学の中には、このような高等学校については、今後推薦入学制度を利用する機会を付与しないこととするという意見もあります。

したがって、高等学校側におかれましても、国立大学の推薦入学制度の実施の趣旨を十分に御理解いただき、この方法の適切な活用を図るため、大学・学部、専攻に進学するに相応しい受験生を責任をもって推薦くださるよう、特に、要望申し上げる次第であります。

上記の趣旨について、広く関係各位に対し、周知方よろしく御高配願いたく存じ上げます。

（提出先：全国高等学校長協会会長
全国普通科高等学校長会理事長）

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

平成元年6月29日
国立大学協会会長
有馬朗人

国立大学教官等の給与等の待遇改善については、人事院をはじめ関係機関の特段の配慮を得て改善がなされてきたところであり、そのことについては、関係各位のご努力に対して深く感謝する次第であります。

いうまでもなく、近年、教育改革の問題が焦眉の国家的課題とされ、大学についても、教育・研究の充実整備が課題となっていることは周知の事実であります。大学の教育・研究体制の改革は、その担い手である大学教官等の資質の向上が基本的前提条件であり、そのためには、大学教官等に有為な人材を確保できるよう給与等の処遇の面でも、良好な状態を醸成する必要があります。

しかしながら、それは未だ十分であるとは言いがたい状況にありますので、国立大学教官等の待遇改善を図るため、以下の諸点につき特段の措置を講ぜられるよう、重ねて強く要望する次第であります。

記

1. 教育職(一)の俸給体系の是正を図り、併せて俸給水準の格段の引き上げを行うこと。

大学教官は、大学の教学の中心を担うものであり、教育・研究に深い情熱と高い能力を併せ持ち、人格において優れた人材を擁することは、大学の根本であることに鑑み、その俸給をその職務と責任に見合う水準に引き上げるよう特段の配慮を引き続き強く要望する。また、俸給水準の引き上げと同時に、中堅教官の処遇を大幅に改善し、早期に最高号俸に到達できるよう措置するとともに現行の年齢による昇給延伸制度についても教官の職の特殊性に着目して、その年齢の引き上げを図る。

なお、その際、国立大学教官の給与水準が私立大学教員より大幅に下回ってきていることが、人材の確保の面での障害となってきたこと、更に助手については、高校教諭の給与より下回っていること等の実態に充分配慮するとともに、教務職員についても、その格差是正を図る。

2. 大学教官特有な職務に見合う手当として「大学研究調整額」(仮称)を新設すること。

周知のように、義務教育教員には教職調整額、医療職については初任給調整手当など特別な手当がその職務の特殊性に基づいて支給されることに鑑み、大学教官にも教育・研究上の高度の専門性と特殊性を有すること、及び、それに基づく実験・実習、フィールド・ワークなど多様な職務を遂行する特別な負担があることを考慮し、大学教官特有の職務遂行に見合う特別な措置として「大学研究調整額」(仮称)を新設し、すべての大学教官に支給する。

3. 教育・研究支援職員等の待遇の抜本的改善を図ること。

当国立大学協会は、かねてより大学特有の専門職である技術職員等の教育・研究支援職員の抜本的な待遇改善を要望し、新設された「専門行政職俸給表」の適用を切望してきたが、これら職員の現状が同俸給表を適用できる状況に置かれていないとして、その適用が見送られてきたところである。

大学における教育・研究支援職員の教育・研究に果たす役割は大きく、かつ、不可欠のものであり、俸給表の種類にかかわらず、これら職員の俸給をその職務と責任に見合う水準に引き上げるよう措置する。

当協会としても、教育・研究支援職員の在り方について、現在、各大学の意見を聴取しながら、官職の整理、組織化等について各国立大学に対しモデルを示して実施方の提言を行ったところであり、今後の整備の動向をふまえこれらの職員の特殊性を十分考慮のうえ、「専門行政職俸給表」への移行を早期かつ円滑に実現させる。

4. 部局長（副学長、学生部長、事務局長等を含む。）のすべてについて指定職の完全適用を図ること。

部局長等は、その職務と責任からして指定職の適用を受けるのが当然の措置であるが、未だ定数が十分でないために、すべての部局長等が指定職の適用を受けているわけではない。

指定職制度は、特定の職務就任を条件に適用するのが本来の趣旨であることを踏まえ、部局長等については、その在任期間中はすべて指定職俸給表が適用出来るよう措置する。

また、特に教育、研究の功績顕著な教授に対して指定職俸給表の適用を拡大する。

5. 管理職手当の適用対象を拡大すること。

近年、大学における管理運営の職責が益々重くなりつつある実情に鑑み、評議員、全学段階の委員等の学内教育行政の要職にある者については、管理職手当支給の途を開くよう特に配慮する。

6. 大学の中堅職員（事務係）の待遇改善を図ること。

大学においては、事務長、補佐、係長等の定数が固定化されており、豊富な職務経験、職務遂行能力を持つ適任者でありながら、昇任・昇格が限定されるために俸給の上で格差を生じている。このことは、大学の中堅職員等に職務遂行意欲を欠くこととなり、ひいては大学運営の業務に重大な影響を及ぼす結果となりかねない。

よって、この際、大学の特殊性を十分に考慮し、これら役付き職員と同等の資格、能力を有する者には、専門職員制度を拡大して適用するとともに上位の級別定数について特段の措置を図る。

（提出先：人事院総裁および関係担当官）
文部大臣および関係担当官

資 料

国立大学保健管理センターの充実と改善に関するアンケート調査報告

平成元年5月11日
国立大学協会
第3常置委員会

去る昭和62年3月、国立大学保健管理センター所長会議より本委員会に提出された“国立大学保健管理センターの充実、改善に関する要望書”に対する本委員会見解をまとめる一助として昭和63年11月9日、第3常置委員会より全国95国立大学の学生保健管理施設長あて発送されたアンケートを要約した結果、次に掲げる点が明らかとなった。

A) アンケートの結果：設問項目については前回委員会にて諒承されたもので、回収率は100パーセントに達した。各設問に対する回答結果の分析は資料に一括した。

B) アンケートの要約：

1. 各単年度あたり在籍学生のほぼ1%強がそれぞれ休・退学、6%弱が留年した。最近3年間（昭60～62）の死亡学生数は573名であり、死亡原因は事故死、自殺、病死の順であった。経年増加傾向は認めない。飲酒に起因する大事故は、この間51件であった。
対策として95校中78校（82.1%）は何らかの対応が必要と回答し、中でも精神衛生、心理相談（82.1%）や健康教育の強化（64.1%）を訴える回答が多い。センターの機能を拡大して対策を講じているもの67.9%、またその方向で現在考慮中は11.5%であった。
2. 学生の精神衛生、心理相談について学内での組織づくりは半分以下（48.4%）にとどまり、強化対策の具体化に一層の努力が必要であるとの指摘がみられた。
3. 健康教育については教養部の保健体育のカリキュラム中で半ば以上（57.9%）の大学が取り入れており、センター教官がこれに参画している大学は70.9%に上がった。現在検討中（12.7%）を加えると83.6%に達している。
4. 外国人留学生の健康問題について：昭和63年5月現在、国立大学の外国人留学生数は10,573人（1校平均111人）にのぼる。95大学中59校（62.1%）はその健康管理上の問題を指摘し、経費（38.9%）、意思の疎通の欠如（23.2%）などを挙げている。なお、5大学で留学生の入国後の感染症発症が報告された。
5. 職員の健康管理については、5割弱の大学が基本的にセンターで所轄していると回答した。さらに人事院規則に定める職員の特別健康診断にも回答86校中52校（60.5%）が何らかの形で関与していると回答した。

6. B型肝炎予防ワクチン接種：86校中9校（10.5%）が実施していた。

7. センターの研究機関については、57%の大学が研究用機器の購入が可能と回答した。予算の増額を訴えるセンターが多くみられた。

第3常置委員会は、国立大学教育の現状及び将来像の観点から、現在の学生の精神衛生・心理の問題を含めた健康の正確な把握と対応の必要性を痛感し、そのために果たすべき保健管理センターの役割の大きさにつき認識を新たにした。学生の厚生補導についてはひきつづき教育カリキュラムの改善などによる留年、退学、進路変更についての対策のほか、精神衛生を含めた健康教育の必要性と保健管理センターの機能充実が図られるべきかと考えられ各大学の实情に即した努力が求められる。

アンケート調査結果（昭和63年5月現在）

1. 学生の休・退学、留年、飲酒事故について

1) 過去3年間の休・退学および留年学生数

年度 種別	昭60年度	昭61年度	昭62年度	計	備考 (計について)
休学	3,959人 (41.7)	4,342人 (45.7)	4,761人 (50.1)	13,062人 (45.8)	最大(570) 最小(0)
退学	4,593 (48.3)	5,044 (53.1)	5,082 (53.5)	14,719 (51.6)	最大(757) 最小(2)
留年	24,739 (268.9)	23,984 (260.1)	23,697 (257.6)	72,420 (262.4)	最大(4,053) 最小(0)
在籍学生数 63年5月1日現在	396,535 (4,174.1)	405,459 (4,268.0)	417,249 (4,392.1)	1,219,243 (4,278.0)	最大(46,688) 最小(580)

()内数は、校当りの平均数を表す。/95校 なお留年については3校が不明回答
分 析

休学率 60年度 0.98%・61年度 1.02%・62年度 1.09%・計1.03% (最大 3.3%・最小0%)

退学率 60年度 1.11%・61年度 1.21%・62年度 1.16%・計1.16% (最大 3.2%・最小0.1%)

留年率 60年度 5.98%・61年度 5.80%・62年度 5.47%・計5.71% (最大15.4%・最小0%)

休学率・留年率=休学者(留年者)/在籍者 退学率=退学者/(在籍者+退学者)

2) 過去3年間の死亡退学学生数

年度 種別	昭60年度	昭61年度	昭62年度	計	備考 (計について)
死亡退学	214 (2.3)	187 (2.0)	172 (1.8)	573 (2.0)	最大(24) 最小(0)

()内数は、1校当りの平均数を表す。/95校
分 析

死亡退学率 60年度 0.05%・61年度 0.05%・62年度 0.05%・計0.05% (最大 0.3%・最小0%)

死亡退学率=死亡退学者/(在籍者+退学者)

<内 訳>

病 死	65 (0.7)	53 (0.6)	50 (0.5)	168 (0.7)	最大回答数	8
事 故 死	73 (0.8)	64 (0.7)	72 (0.8)	209 (0.7)	"	9
自 殺	68 (0.7)	62 (0.7)	47 (0.5)	177 (0.6)	"	15
そ の 他	6 (0.07)	5 (0.05)	3 (0.03)	14 (0.04)	"	3

() 内数は、1校当りの平均数を表す。/95校

※ 退学死亡者数と内訳との不一致は、理由不明の回答大学があるため。

3) 過去3年間に飲酒に起因する大きな事故発生数

年 度	昭60年度	昭61年度	昭62年度	計
事 故 数	10 (0.11)	22 (0.30)	19 (0.20)	51 (0.18)

() 内数は、1校当りの平均数を表す。/95校

以下の設問に該当している場合はその番号または()内の文字を○で囲って下さい。また複数項目をチェックされても結構です。

4)(1) 貴大学では(休・退学, 留年, 死亡退学, 飲酒事故)について、何らかの対策を必要と認めている。

必要と認めている。 78校/95校 (82.1%)

(2) とくに必要を認めていない。

必要と認めていない。 15校/95校 (15.8%)

回答なし。 2校/95校 (2.1%)

5) 4)–(1)を○で囲んだ大学のみお答え下さい。

(1) その対策として学生に対する

(i) 精神衛生, 心理相談 64校/78校 (82.1%)

(ii) 健康に関する教育 50校/78校 (64.1%)

(iii) その他 () の強化が必要と判断している。

22校/78校 (28.2%)

(2) そしてすでにその対策を講じている。

(i) それにはセンターが参画している。 53校/78校 (67.9%)

(ii) センターは参画してしない。 2校/78校 (2.6%)

(3) 現在, 対策を検討中である。 9校/78校 (11.5%)

(4) 現在, 必要性は認めているが特別な対策は講じていない。

13校/78校 (16.7%)

(5) その他この問題に関して御意見など。 3校/78校 (3.8%)

2. 1.の設問と一部重複しますが、学生の精神衛生、心理相談について。貴大学では

1) 学内での重要な問題に

(1) なっている。 59校/95校 (62.1%)

(2) なっていない。 26校/95校 (27.4%)

2) 学内で医師、カウンセラー、指導教官等からなる一つの組織をつくり対応している。

46校/95校 (48.4%)

3) 組織化の必要性を認めて検討中である。 21校/95校 (22.1%)

4) 現在検討段階にはない。 16校/95校 (16.8%)

5) その他この問題に関して御意見など。 13校/95校 (13.7%)

3. 健康教育について。最近、学生の不健康要因として、上記の精神心理問題のほかに成人病の芽としての肥満や肝障害等も指摘されています。貴大学では

1) 現在の保健体育のカリキュラム中で、これらに対する教育を行っている。

(1) 行っている。 55校/95校 (57.9%)

(2) 行っていない。 6校/95校 (6.3%)

2)(1) それにはセンター教官が参加している。39校/55校 (70.9%)

(2) センター教官が参加する方向で検討中である。

7校/55校 (12.7%)

(3) センター教官が参加する必要性はとくに認めていない。

3校/55校 (5.5%)

(4) センター独自の健康に関する教育を行っている。

15校/55校 (27.3%)

(5) その他この問題に関して御意見など。 19校/95校 (20.0%)

4. 外国人留学生の健康問題について。貴大学には現在

1) 留学生が在籍している。(実数を下欄に御記入下さい)

	学部学生	大学院生	研究生	その他	計
学生数	1,624 (17.1)	5,228 (55.0)	3,162 (33.3)	559 (5.9)	10,573 (111.3)

()内数は、校当りの平均数を表す。/95校

2) 留学生の健康管理上の問題で悩まされたことが少なくない。それは、

(1) 経費の問題 37校/95校 (38.9%)

(2) 留学生(研究生)の取り扱い 21校/95校 (22.1%)

(3) 意志の疎通を欠き、留学生が不満を訴えることが多い。

- 22校/95校 (23.2%)
- (4) 学内で感染症を生ずる原因になった 病名 ()
5校/95校 (6.3%)
- (5) その他 28校/95校 (29.5%)
- 3) 留学生の健康管理で特に問題はない。 36校/95校 (37.9%)
5. 職員の健康管理について。貴大学では
- 1) 基本的にセンターで所轄している。 46校/86校 (53.5%)
- 2) 定期健診のみ、センターで実施している。 20校/86校 (23.3%)
- 3) センターで保険診療も実施している。 10校/86校 (11.6%)
- 4) 人事院規則に定める特別健康診断のうち、いずれかの (立案, 実施, 判定, フォロー) にセンターが参画している。 52校/86校 (60.5%)
- 5) センターが参画している特別健康診断名を下記の項目から選んで○で囲んで下さい。
- (1) 胃集検 39校/86校 (45.3%)
- (2) 肝機能検査 64校/86校 (74.4%)
- (3) 放射線作業従事者 65校/86校 (75.6%)
- (4) 深夜作業従事者 30校/86校 (34.9%)
- (5) VDT作業従事者 43校/86校 (50.0%)
- (6) 組換えDNA研究従事者 22校/86校 (25.6%)
- (7) 子宮癌検診 19校/86校 (21.1%)
- (8) その他の検診項目 () 34校/86校 (39.5%)
- 6) センターは全く関与していない。 6校/86校 (7.0%)
6. B型肝炎ウイルス予防ワクチン接種について。(62年度実施予算の配布を受けた大学のみお答え下さい)
- 1) センターは、その (立案, 実施, 判定, フォロー) に参画している。
9校/86校 (10.5%)
- 2) センターは、肝炎予防対策のため、パンフレット配布、講義等何らかの啓蒙活動を行っている。
13校/86校 (15.1%)
- 3) センターは、全く関与していない。 19校/86校 (22.1%)
- 4) その他この問題に関して御意見など。()
8校/86校 (8.4%)
7. センターの研究機能について。センターから機器の購入について要求があれば、貴大学では
- 1) 健診に必要な機器の購入が
- (1) できる。 66校/86校 (76.7%)
- (2) できない。 4校/86校 (4.7%)

- (3) その他 () 14校/86校 (16.3%)
- 2) 診療に必要な機器の購入が
- (1) できる。 51校/86校 (59.3%)
- (2) できない。 9校/86校 (10.5%)
- (3) その他 () 19校/86校 (22.1%)
- 3) 研究用機器の購入が
- (1) できる。 49校/86校 (57.0%)
- (2) できない。 12校/86校 (14.0%)
- (3) その他 () 18校/86校 (20.9%)
- 4) その他この問題に関して御意見など。 ()
- 10校/86校 (11.6%)

8. もし、今後のセンターの充実・改善について重要と思われる御意見、御指摘等いただけることがありましたら、記入下さい。

{	意見あり	63校 (65.3%) / 95校	}
	意見なし	33校 (34.7%) / 95校	

名 簿

(平成元年 8 月 28 日現在)

理 事 会

第 1 常置委員会

○印は常置委員会委員長を兼任

(大学の組織・制度, 研究・教育体制)

会 長	有馬 朗人	東 京 大 学 長
副会長	田中 郁三	東 京 工 業 大 学 長
"	熊谷 信昭	大 阪 大 学 長
理 事	伴 義雄	北 海 道 大 学 長
"	東野 修治	弘 前 大 学 長
"	大谷 茂盛	東 北 大 学 長
"	阿南 功一	筑 波 大 学 長
"	○前川 正	群 馬 大 学 長
"	川井 健	一 橋 大 学 長
"	北條 舒正	信 州 大 学 長
"	本陣 良平	金 沢 大 学 長
"	早川 幸男	名 古 屋 大 学 長
"	○太田 正光	名 古 屋 工 業 大 学 長
"	西島 安則	京 都 大 学 長
"	○新野幸次郎	神 戸 大 学 長
"	金築 修	島 根 大 学 長
"	高橋 克明	岡 山 大 学 長
"	浅田 泰次	愛 媛 大 学 長
"	○高橋 良平	九 州 大 学 長
"	楠田 久男	佐 賀 大 学 長
"	井形 昭弘	鹿 児 島 大 学 長
第 3 常置委員長	松角 康彦	熊 本 大 学 長
第 4 常置委員	野村 稔	東 京 水 産 大 学 長
監 事	加納 六郎	東 京 医 科 歯 科 大 学 長
"	阪上 信次	東 京 農 工 大 学 長

委員長	新野幸次郎	神 戸 大 学 長
委 員	伴 義雄	北 海 道 大 学 長
"	下田 晶久	旭 川 医 科 大 学 長
"	林 進	埼 玉 大 学 教 授
"	関 四郎	東 京 学 芸 大 学 長
"	花輪 俊哉	一 橋 大 学 教 授
"	河野 重男	お 茶 の 水 女 子 大 学 長
"	菅野 昌義	長 岡 技 術 科 学 大 学 長
"	北條 舒正	信 州 大 学 長
"	長倉 三郎	総 合 研 究 大 学 院 長
"	中井準之助	浜 松 医 科 大 学 長
"	將積 茂	愛 知 教 育 大 学 長
"	早川 幸男	名 古 屋 大 学 長
"	西島 安則	京 都 大 学 長
"	奥田 昌道	京 都 大 学 教 授
"	粟屋 和彦	山 口 大 学 長
"	久保田晴寿	徳 島 大 学 長
"	安永武一郎	福 岡 教 育 大 学 長
"	遠藤 尚	官 崎 大 学 長
専 門 員	下沢 隆	埼 玉 大 学 教 授
"	市川 惇信	東 京 工 業 大 学 教 授
"	遠藤 輝明	横 浜 国 立 大 学 教 授
"	高田 敏	大 阪 大 学 教 授
"	瀧澤 博三	東 京 大 学 事 務 局 長
"	野村 文昭	神 戸 大 学 事 務 局 長

第2常置委員会

(学科課程, 入学試験等)

委員長	前川 正	群馬大学長
委員	小林 晴夫	室蘭工業大学長
"	福土 主計	弘前大学教授
"	菅野 正	宮城教育大学長
"	久佐 守	山形大学長
"	吉田 亮	千葉大学長
"	太田 時男	横浜国立大学長
"	本陣 良平	金沢大学長
"	武田 進	三重大学長
"	潮木 守一	名古屋大学教授
"	巽 友正	京都工芸繊維大学長
"	出口 庄佑	奈良女子大学長
"	田中 隆莊	広島大学長
"	浅田 泰次	愛媛大学長
"	迎 静雄	九州工業大学長
"	松浦 啓一	佐賀医科大学長
"	志賀 史光	大分大学長
"	早川芳太郎	鹿屋体育大学長
専門委員	松井 榮一	京都教育大学教授
"	金子 照基	大阪大学教授
"	猪岡 武	大阪教育大学教授

第3常置委員会

(学生の厚生補導)

委員長	松角 康彦	熊本大学長
委員	藤井 榮一	小樽商科大学長
"	高橋 八郎	岩手大学長
"	篠筈 憲爾	福島大学長
"	藤川 正信	図書館情報大学長
"	加納 六郎	東京医科歯科大学長
"	内海 博	東京商船大学長
"	松野 純孝	上越教育大学長
"	鈴木 寛	金沢大学教授
"	鳥塚 莞爾	福井医科大学長
"	本多 波雄	豊橋技術科学大学長
"	佐野 晴洋	滋賀医科大学長
"	蜂須賀弘久	京都教育大学長
"	上寺 久雄	兵庫教育大学長
"	檜 學	島根医科大学長
"	西田 勇	香川医科大学長
"	榎本 則行	佐賀大学教授
"	岡本 直正	宮崎医科大学長
専門委員	小路 敏彦	長崎大学教授
"	柳澤 健	東京工業大学教授
"	島田 祥生	東京大学学生部長

第4常置委員会

(教職員の待遇改善)

委員長	野村 稔	東京水産大学長
委員	南部 悟	北海道大学教授
"	谷本 一元	北海道教育大学長
"	林 正道	北見工業大学長
"	阿南 功一	筑波大学長
"	阪上 信次	東京農工大学長
"	津田 禾粒	新潟大学長
"	小出昭一郎	山梨大学長
"	大谷 毅	信州大学教授
"	山崎 高應	富山医科薬科大学長
"	上原 信博	静岡大学長
"	西原 道雄	神戸大学教授
"	前田 文郎	神戸商船大学長
"	小野 朝男	和歌山大学長
"	林 真二	鳥取大学長
"	俵 壽太郎	高知医科大学長
"	楠田 久男	佐賀大学長
"	井形 昭弘	鹿児島大学長
専門委員	小島 圭二	東京大学教授
"	熊澤 峰夫	東京大学教授
"	中條利一郎	東京工業大学教授
"	日下 弘	愛媛大学事務局長
"	横澤 義雄	東京大学庶務部長

第5常置委員会

(大学間の協力)

委員長	太田 正光	名古屋工業大学長
委員	鈴木 省三	帯広畜産大学長
"	大谷 茂盛	東北大学長
"	浜田 哲夫	茨城大学長
"	長 幸男	東京外国語大学長
"	藤本 能道	東京芸術大学長
"	角田 稔	電気通信大学長
"	佐藤 毅	一橋大学教授
"	嶋田 正	福井大学長
"	馬場 伸也	大阪大学教授
"	山田 善郎	大阪外国語大学長
"	藤永太一郎	奈良教育大学長
"	金築 修	島根大学長
"	今堀 宏三	鳴門教育大学長
"	安藤 由典	九州芸術工科大学長
"	土山 秀夫	長崎大学長
"	東江 康治	琉球大学長

第6常置委員会

教員養成制度特別委員会

(大学財政, 学費)

委員長	高橋 良平	九州大学長
委員	東野 修治	弘前大学長
"	渡部 美種	秋田大学長
"	馬場 信雄	宇都宮大学長
"	松村 睦豪	筑波大学教授
"	竹内 正幸	埼玉大学長
"	林 健久	東京大学教授
"	川井 健	一橋大学長
"	高安 久雄	山梨医科大学長
"	大井 信一	富山大学長
"	加藤 晃	岐阜大学長
"	尾上 久雄	滋賀大学長
"	西田 文夫	大阪教育大学長
"	高橋 克明	岡山大学長
"	木村 等	香川大学長
"	関田 英里	高知大学長
"	糸賀 敬	大分医科大学長
専門委員	瀧澤 博三	東京大学事務局長
"	一宮 正明	東京医科歯科大学事務局長
"	菴谷 利夫	京都大学事務局長

委員長	関 四郎	東京学芸大学長
委員	小松 教之	宮城教育大学教授
"	竹内 正幸	埼玉大学長
"	椎名 萬吉	千葉大学教授
"	潮木 守一	名古屋大学教授
"	武田 進	三重大学長
"	小林 哲也	京都大学教授
"	蜂須賀弘久	京都教育大学長
"	金築 修	島根大学長
"	今堀 宏三	鳴門教育大学長
"	金谷 茂	愛媛大学教授
"	安永武一郎	福岡教育大学長
"	志賀 史光	大分大学長
"	岡本 洋三	鹿児島大学教授
専門委員	山田 昇	奈良女子大学教授
"	関口 茂久	滋賀大学教授

教養課程に関する特別委員会

医学教育に関する特別委員会

委員長	久佐 守	山形大学長
委員	林 正道	北見工業大学長
"	竹内 正幸	埼玉大学長
"	畑中 信一	東京大学教授
"	川井 健	一橋大学長
"	上原 信博	静岡大学長
"	新野幸次郎	神戸大学長
"	木村 等	香川大学長
"	粟屋 和彦	山口大学長
"	高橋 良平	九州大学長
"	遠藤 尚	宮崎大学長
専門員	浅野 博	筑波大学教授
"	堀 勇夫	山形大学教授
"	坂井 昭宏	千葉大学教授
"	伊理 正夫	東京大学教授

委員長	井形 昭弘	鹿児島大学長
委員	前川 正	群馬大学長
"	吉田 亮	千葉大学長
"	加納 六郎	東京医科歯科大学長
"	川井 健	一橋大学長
"	津田 禾粒	新潟大学長
"	高安 久雄	山梨医科大学長
"	中井準之助	浜松医科大学長
"	佐野 晴洋	滋賀医科大学長
"	松浦 啓一	佐賀医科大学長
専門員	堀 原一	筑波大学教授
"	高見澤裕吉	千葉大学教授
"	高久 史磨	東京大学教授
"	中川 米造	滋賀医科大学教授
"	柿本 泰男	愛媛大学教授

学術情報特別委員会

委員長	小林 晴夫	室蘭工業大学長
委員	藤川 正信	図書館情報大学長
"	渡辺鋼市郎	千葉大学教授
"	黒田 晴雄	東京大学教授
"	後藤 英一	東京大学教授
"	田中 郁三	東京工業大学長
"	太田 時男	横浜国立大学長
"	林 英輔	山梨大学教授
"	早川 幸男	名古屋大学長
"	本多 波雄	豊橋技術科学大学長
"	熊谷 信昭	大阪大学長
"	安藤 由典	九州芸術工科大学長
専門委員	長澤 雅男	東京大学教授
"	倉橋 英逸	東京大学図書館事務部長
臨時専門委員	井上 如	東京大学図書館学術情報センター教授

大学院問題特別委員会

委員長	本陣 良平	金沢大学長
委員	藤井 榮一	小樽商科大学長
"	前川 正	群馬大学長
"	関 四郎	東京学芸大学長
"	津田 禾粒	新潟大学長
"	太田 正光	名古屋工業大学長
"	熊谷 信昭	大阪大学長
"	高橋 克明	岡山大学長
専門委員	下沢 隆	埼玉大学教授
"	宇賀治正朋	東京学芸大学教授
"	伊藤 眞	一橋大学教授
"	遠藤 輝明	横浜国立大学教授
"	森嶋 和次	金沢大学事務局長

入試改善特別委員会

特別会計制度協議会

委員長	熊谷 信昭	大阪大学長
委員	伴 義雄	北海道大学長
"	藤井 榮一	小樽商科大学長
"	渡部 美種	秋田大学長
"	前川 正	群馬大学長
"	天野 郁夫	東京大学教授
"	田中 郁三	東京工業大学長
"	川井 健	一橋大学長
"	太田 正光	名古屋工業大学長
"	永田 雅宜	京都大学教授
"	松井 榮一	京都教育大学教授
"	元木 健	大阪大学教授
"	新野幸次郎	神戸大学長
"	細川 藤次	神戸大学教授
"	高橋 克明	岡山大学長
"	高橋 良平	九州大学長

文部省側

文部事務次官	阿部 充夫
高等教育局長	坂元 弘直
学術国際局長	川村 恒明
官 房 長	国分 正明
文教施設部長	佐川 政夫
官房会計課長	吉田 茂

国立大学協会側

東京大学長	有馬 朗人(会長)
東京工業大学長	田中 郁三(副会長)
大阪大学長	熊谷 信昭(副会長)
東京水産大学長	野村 稔(第4常置委員長)
九州大学長	高橋 良平(第6常置委員長)
京都大学長	西島 安則(会長指名)

(専門委員)

東京大学事務局長	瀧澤 博三
東京医科歯科大学事務局長	一宮 正明
京都大学事務局長	菴谷 利夫
国立大学協会事務局長	平間 巖

そ の 他

■学長等の異動

○ 学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
北海道教育大学	石井 久	谷本 一元
愛知教育大学	丸井 文男	將嶺 茂
滋 賀 大 学	森 主一	尾上 久雄

○ 役員の交代

	(前 任)	(新 任)
会 長	会長代行 田中 郁三(東京工業大学長)	有馬 朗人(東京大学長)

○ 委員長の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
第 2 常置委員会	丸井 文男(愛知教育大学長)	前川 正(群馬大学長)
第 5 常置委員会	長 幸男(東京外国語大学長)	太田 正光(名古屋工業大学長)
医学教育に関する 特別委員会	前川 正(群馬大学長)	井形 昭弘(鹿児島大学長)

○ 委員の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
入試改善特別委員会	山田 舜(福島大学長)	渡部 美種(秋田大学長)
”	丸井 文男(愛知教育大学長)	太田 正光(名古屋工業大学長)

○ 専門委員の委嘱

(委員会)	
第 3 常置委員会	島田 祥生(東京大学学生部長)

国立大学協会の組織 (昭和25.7.13創立)

- 総会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (会長・副会長を含む理事21名, 各常置委員長)
- 監事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会 (大学の組織・制度, 研究・教育体制)
 - 第2 " (学科課程, 入学試験等)
 - 第3 " (学生の厚生補導)
 - 第4 " (教職員の待遇改善)
 - 第5 " (大学間の協力)
 - 第6 " (大学財政, 学費)
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会
 - 大学院問題特別委員会
 - 学術情報特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
 - 入試改善特別委員会
- 特別会計制度協議会

編集後記

- * 猛暑のさ中に編集された会報8月号が出来上りましたので、お届けいたします。
- * 本号は、6月総会関係の記事のほか収録した会議議事録が多くなったため、多少増ページとなりました。なお、この総会で、2年任期の理事等役員及び各常置委員会委員の改選が行われましたので、その新しい名簿と併せて現在の各特別委員会の名簿を掲載いたしました。お目通しいただければ幸いに存じます。
- * 今回の巻頭「エッセー」には、田中東京工業大学長の“大学町 Rund”を頂戴することができました。ご多忙のところご執筆くださった先生のご厚意に対し、深く感謝申し上げます。
- * 日中は、相変わらずじりじりと強い陽光が照りつけていますが、そろそろ夏休みも終り秋学期を迎える候となりました。各位のご健祥を切にお祈りいたします。(H)

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

平成元年8月29日 印刷
平成元年8月31日 発行 (非売品)

会 報 第125号

(第39巻第3号 通巻第125号)

編集兼
発行者

平 間 巖

発行所

国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03 (812) 2111 内線 (7950・7951)

03 (813) 0647

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社